【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 平成30年6月29日提出

【計算期間】 第23期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

【ファンド名】 ボンド・セレクト・トラスト (Bond Select Trust)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

(Global Funds Management S.A)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス

(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番

A 棟

(Batiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange,

Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 傾

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

(注1)米ドルの円貨換算は平成30年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.35円)によります

- (注2)豪ドルの円貨換算は平成30年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀 行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=82.61円)によりま す。
- (注3)英ポンドの円貨換算は平成30年4月27日現在の株式会社三菱UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=152.17円)に よります。
- (注4)ニュージーランド・ドルの円貨換算は平成30年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ニュージーランド・ドル=77.18円)によります。
- (注5)カナダドルの円貨換算は平成30年4月27日現在の株式会社三菱 UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1カナダドル=84.93 円)によります。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
 - (イ) U.S.ドル・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する米ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。信託金の限度額については特に定めはなく、随時発行することができます。

(ロ) オーストラリアンドル・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。信託金の限度額については特に定めはなく、随時発行することができます。

(八) U.K.ポンド・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。信託金の限度額については特に定めはなく、随時発行することができます。

(二) ニュージーランドドル・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するニュージーランド・ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。信託金の限度額については特に定めはなく、随時発行することができます。

(ホ) カナダドル・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。信託金の限度額については特に定めはなく、随時発行することができます。

ボンド・セレクト・トラスト(以下「トラスト」といいます。) および各ファンドはルクセンブルグの法律に基づいて 設定された契約型の外国投資信託です。

各ファンドは追加型で、それぞれのファンドの受益証券(各「ファンド証券」)は記名式無額面、各ファンドの基準通貨(表示通貨)建てです。

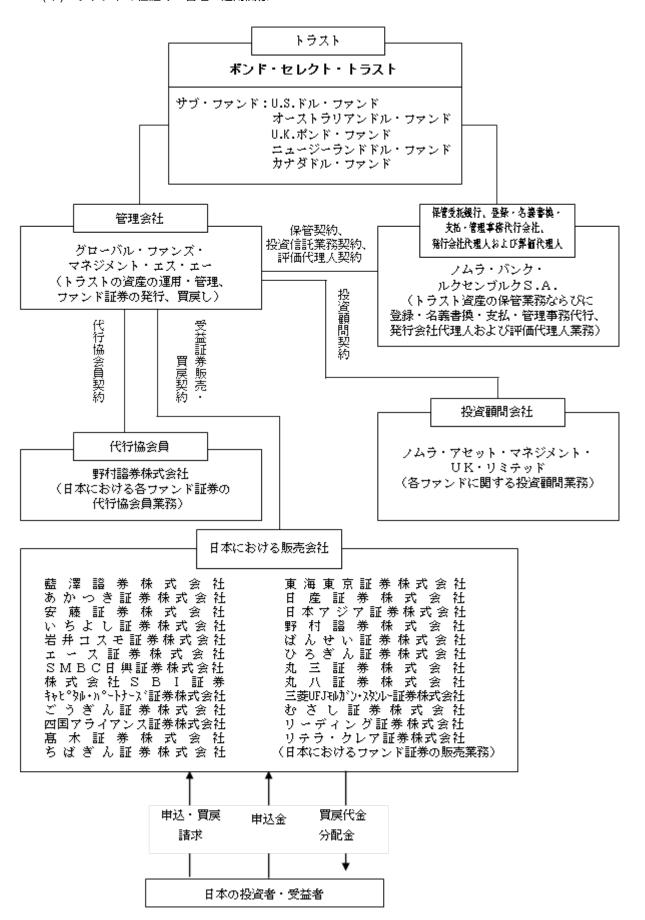
各ファンドは信託期間中でも原則として換金(ファンド証券の買戻し)ができるタイプ(オープン・エンド型)です。 なお、トラストは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

(2)【ファンドの沿革】

((2) 【ファンドの2	i事】
	1991年7月8日	管理会社の設立
	1993年11月17日	トラスト約款締結
	1994年 6 月27日	トラスト約款変更
	1995年 5 月24日	トラスト約款変更
	1995年 9 月26日	トラスト約款変更
	1995年10月27日	U.S.ドル・ファンド、ドイツマルク・ファンドおよびオーストラリアンドル・ファンド
		の運用開始
	1996年12月 9 日	投資顧問会社変更
	1996年12月16日	トラスト約款変更
	1997年7月1日	トラスト約款変更
	1997年 7 月14日	U.K.ポンド・ファンドの運用開始
	1997年8月1日	トラスト約款変更
	1997年 8 月20日	ニュージーランドドル・ファンドの運用開始
	1998年6月5日	トラスト約款変更
	1998年 6 月12日	トラスト約款変更
	1998年7月30日	トラスト約款変更
	1998年 8 月14日	ユーロ・ファンドの運用開始
	1998年11月20日	トラスト約款変更
	2002年9月5日	トラスト約款変更
	2003年7月11日	トラスト約款変更
	2003年8月14日	カナダドル・ファンドの運用開始
	2003年 9 月15日	U.S.ドル・ファンドの投資顧問会社変更
	2004年 5 月21日	トラスト約款変更
	2007年 5 月25日	トラスト約款変更
	2012年6月4日	トラスト約款変更
	2014年 5 月30日	トラスト約款変更
	2015年 5 月29日	トラスト約款変更
	2015年9月4日	トラスト約款変更
	2016年 5 月31日	ユーロ・ファンドの繰上償還
	2016年8月5日	トラスト約款変更

(3)【ファンドの仕組み】

(イ) ファンドの仕組み~管理・運用関係~



(ロ) 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・ マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2016年8月5日付で締結されたトラスト約款。
保管受託銀行、 登録・名義書換・支払・管理 事務代行会社、発行会社代理 人および評価代理人	ノムラ・バンク・ ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理会社との間で2014年6月30日付で締結された保管契約(注1)に基づくトラストの資産の保管業務。 管理会社との間で2014年6月30日付で締結された投資信託業務契約(注2)に基づく、トラストの受益証券の発行、買戻し、登録、名義書換ならびに純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務。 管理会社との間で2014年2月20日付で締結された評価代理人契約(注3)に基づく評価代理人契約(注3)に基づく評価代理人業務。
投資顧問会社	ノムラ・アセット・ マネジメント・UK・リミテッド (Nomura Asset Management U.K. Limited)	管理会社との間で2014年6月30日付で締結された投資顧問契約(注4)に基づく投資顧問業務。
日本における代行協会員	野村證券株式会社	管理会社との間で2015年9月10日付で締結された修正・再録代行協会員契約(2015年10月1日効力発生)(「代行協会員契約」)(注5)に基づく、日本における代行協会員業務。
日本における販売会社	「(イ)ファンドの仕組み~管理・ 運用関係~」に記載された日本にお ける販売会社	管理会社との間で締結された修正・再録受益 証券販売・買戻契約(「受益証券販売・買戻 契約」)(注6)に基づく、日本における ファンド受益証券の販売業務および買戻しの 取次業務。

- (注1) 保管契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が 有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および分配金の支払い等を行うことを約する契約をいい ます。
- (注2) 投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。
- (注3) 評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、トラストの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。
- (注4) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方 針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の送付、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の送付等を行うことを約する契約をいいます。
- (注 6) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券 を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいいます。

(八) 管理会社の概要

 管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
昌垤云位	(Global Funds Management S.A.)

	有侧趾分散后青(外国大
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、()2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)第15章に定義される管理会社として、および()2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)として、認可されています。
事業の目的	管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・2010年法第101条第2項および同法別紙 に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託(以下「UCI」といいます。)の付加的な管理を行うこと・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIFMD」といいます。)に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙 に基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと
資本金の額	払込済資本金は、2018年4月末日現在375,000ユーロ(約4,965万円)で、全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約331万円)の記名式株式15株を発行済です。 (注) ユーロの円貨換算は2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.39円)によります。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟のノム ラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)が、全株式を所有しています。

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

トラストの形態

トラストは、ルクセンブルグの民法および2010年法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定めた約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の純資産価格で販売され、また、評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組になっています。

準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、トラストは2010年法、大公国規則、およびルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」といいます。)の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるAIFとしての資格を有しています。

2010年法

- (a) 2010年法は、以下の5つのパートにより構成されています。
 - パート 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)(以下「パート 」といいます。)
 - パート その他の投資信託(以下「パート 」といいます。)
 - パート 外国投資信託(以下「パート」といいます。)
 - パート 管理会社(以下「パート 」といいます。)
 - パート 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定(以下「パート」といいます。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っています。

- (b) 2010年法のパート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「パート UCITS」)としての 適格性を有し、EUのいずれか一つの加盟国内に登録されているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、 かかる加盟国で欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令(2009/65/EC)が立法化されている場合、その株 式または受益証券を自由に販売することができます。
- (c) 2010年法第2条2項は、同法第3条を前提条件として、パートI UCITSと見做される投資信託を、以下のように定義しています。
 - ()公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または、2010年法の第41条(1)に記載される他の流動金融 資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
 - ()投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。投資信託 証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為 は、かかる買戻しに相当すると見做されます。

2013年法

(a) 2013年法は主にAIFMを規制しますがさらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル(AIF) に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に()2010年法、()特殊投資信託(SIF)に関するルクセンブルグ法および()リスク・キャピタルに投資する投資法人(SICAR)に関するルクセンブルグ法を改訂するもので、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

- (b) 2013年法は、AIFを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。
 - ()多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - ()欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/ECの要件(改正済)(以下「UCITS指令」といいます。)に基づく認可を必要としない投資信託(即ちUCITSとしての資格を有しない投資信託)。
- (c) 2013年法はさらに、AIFの販売に関する規定を含みます。AIFMは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該AIFMは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの株式または受益証券をEUの他の加盟国で販売することができます。

(5)【開示制度の概要】

(イ) ルクセンブルグにおける開示

金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。いずれの場合でも、目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。ファンドの承認された法定監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム(Ernst & Young Société Anonyme)、ルクセンブルグ事務所です。さらに、トラストは、CSSF告示15/627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

受益者に対する開示

トラストの監査済年次財務報告書および未監査半期財務報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託会社および支払代行会社の事務所において公表されています。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される場合には、公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「RESA」といいます。)に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、トラストの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(1) ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、(2) その上限の変更、(3) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(4) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

(ロ) 日本における開示

監督官庁に対する開示

()金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)等において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社および販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。

管理会社は、トラストの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、EDINET等において、これらの書類を閲覧することができます。代行協会員は、日本証券業協会に有価証券届出書の写しおよび外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

()投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はトラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であって、その内容が重大である場合等においては、あらか じめ、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の 受益者に通知されます。

上記のトラストの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員の ホームページにおいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

(イ) 登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日 のルクセンブルグ法の下でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンドを除きます。)は、金融監督委員会の監督に 服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

欧州連合(以下「EU」といいます。)加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とす る投資信託(以下「UCITS」といいます。)は、欧州議会および理事会のUCITS指令に適合しなければなり ません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人 として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続に基づき金融監督委員会に所定の書類を提出するこ とで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁から 金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が 可能となります。

トラストは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行 われません。2010年法第88 - 1条のもとで、トラストは、AIFMDおよびその施行規則(以下「AIFM規則」と いいます。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定されるAIFとしての資格を 有しています。

EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則なら びにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

(ロ)登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令・金融監督委員会の告示を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されることがあります。 また、投資信託の運用者または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力お よび信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されることがあります。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清 算されることがあります。

(八) 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督 委員会は、目論見書が適用される法律、規則、金融監督委員会の告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議 のないことを通知し、査証を付してそれを証明します。

(二) 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資者に提供および金融監督委員会に提出された投資信託の財務状況、その他の情報の正確性を確保するため、投資 信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければなりません。

承認された法定監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を 金融監督委員会に報告する義務を負います。承認された法定監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(投資 信託の帳簿またはその他の記録を含みます。)を金融監督委員会に提出しなければなりません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) U.S.ドル・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する米ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。通常、ファンド全体の加重平均残存期間は90日以下です。

純資産総額の50%を超えて円建ての証券に投資しません。

ファンドは流動資産を保有することができます。これらの資産は、銀行の当座預金・普通預金または、短期金融商品(定期的に取引され、満期までの残存期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)です。

ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しません。

ファンドの投資対象およびファンドの資産は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

(ロ) オーストラリアンドル・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。通常、ファンド全体の加重平均残存期間は90日以下です。

管理会社は、ファンドのために、豪ドル以外の通貨建ての証券および証書に投資することができますが、その場合、豪 ドルでの収益を達成するため、可能な範囲で、為替予約を行うものとします。

純資産総額の50%を超えて円建ての証券に投資しません。

ファンドは流動資産を保有することができます。これらの資産は、銀行の当座預金・普通預金または、短期金融商品(定期的に取引され、満期までの残存期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)です。

ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しません。

ファンドの投資対象およびファンドの資産は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

(八) U.K.ポンド・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。通常、ファンド全体の加重平均残存期間は90日以下です。

管理会社は、ファンドのために、英ポンド以外の通貨建ての証券および証書に投資することができますが、その場合、 英ポンドでの収益を達成するため、可能な範囲で、為替予約を行うものとします。

純資産総額の50%を超えて円建ての証券に投資しません。

ファンドは流動資産を保有することができます。これらの資産は、銀行の当座預金・普通預金または、短期金融商品 (定期的に取引され、満期までの残存期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)です。

ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しません。

ファンドの投資対象およびファンドの資産は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

(二) ニュージーランドドル・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するニュージーランド・ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。通常、ファンド全体の加重平均残存期間は90日以下です。

管理会社は、ファンドのために、ニュージーランド・ドル以外の通貨建ての証券および証書に投資することができますが、その場合、ニュージーランド・ドルでの収益を達成するため、可能な範囲で、為替予約を行うものとします。 純資産総額の50%を超えて円建ての証券に投資しません。

ファンドは流動資産を保有することができます。これらの資産は、銀行の当座預金・普通預金または、短期金融商品 (定期的に取引され、満期までの残存期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)です。 ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しません。

ファンドの投資対象およびファンドの資産は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

(ホ) カナダドル・ファンド

ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することです。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指します。ただし、ファンドが投資する証券・金融商品等のそれぞれの投資対象の加重平均残存期間は、12ヶ月以下とします。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。通常、ファンド全体の加重平均残存期間は90日以下です。

管理会社は、ファンドのために、カナダドル以外の通貨建ての証券および証書に投資することができますが、その場合、カナダドルでの収益を達成するため、可能な範囲で、為替予約を行うものとします。

ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しません。

純資産総額の50%を超えて円建ての証券に投資しません。

ファンドは流動資産を保有することができます。これらの資産は、銀行の当座預金・普通預金または、短期金融商品(定期的に取引され、満期までの残存期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)です。

ファンドの投資対象およびファンドの資産は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、金融監督委員会の承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

(2)【投資対象】

(イ) U.S.ドル・ファンド

投資対象資産	米国政府、その機関および下部機構の証券、米国内外の銀行の債務証書(銀行預金を含む)、米国内外の民間企業および諸法人の発行するコマーシャル・ペーパーその他の短期債務証書、レポ取引ならびにファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象。
投資対象国	米国およびその他の諸国。
投資基準	投資時にS&P社の格付けでA 2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上または管理会社により同等と判断されるもの。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上または管理会社により同等と判断されるもの。

(ロ) オーストラリアンドル・ファンド

投資対象資産	オーストラリア政府、その機関および下部機構の証券、オーストラリア内外の銀行の債務証書(銀行預金を含む)、オーストラリア内外の民間企業および諸法人の発行するコマーシャル・ペーパーその他の短期債務証書、レポ取引ならびにファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象。
投資対象国	オーストラリアおよびその他の諸国。
投資基準	投資時にS&P社の格付けでA 2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上または管理会社により同等と判断されるもの。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上または管理会社により同等と判断されるもの。

(八) U.K.ポンド・ファンド

_ ` '	
投資対象資産	英国政府、その機関および下部機構の証券、英国内外の銀行の債務証書(銀行預金を含む)、英国内外の民間企業および諸法人の発行するコマーシャル・ペーパーその他の短期債務証書、レポ取引ならびにファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象。
投資対象国	英国およびその他の諸国。
投資基準	投資時にS&P社の格付けでA 2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上または管理会社により同等と判断されるもの。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上または管理会社により同等と判断されるもの。

<u>(二) ニュージーランド</u>ドル・ファンド

投資対象資産	ニュージーランド政府、その機関および下部機構の証券、ニュージーランド内外の銀行の債務証書(銀行預金を含む)、ニュージーランド内外の民間企業および諸法人の発行するコマーシャル・ペーパーその他の短期債務証書、レポ取引ならびにファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象。
投資対象国	ニュージーランドおよびその他の諸国。
投資基準	投資時にS&P社の格付けでA 2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上または管理会社により同等と判断されるもの。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上または管理会社により同等と判断されるもの。

(ホ) カナダドル・ファンド

投資対象資産	カナダ政府、その機関および下部機構の証券、カナダ内外の銀行の債務証書(銀行預金を含む)、カナダ内外の民間企業および諸法人の発行するコマーシャル・ペーパーその他の短期 債務証書、レポ取引ならびにファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の 投資対象。
投資対象国	カナダおよびその他の諸国。
投資基準	投資時にS&P社の格付けでA 2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上または管理会社により同等と判断されるもの。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上または管理会社により同等と判断されるもの。

(3)【運用体制】

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンド資産の運用をノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しています。投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して、もしくは投資顧問会社が管理会社に対して契約の終了日の3ヶ月以上前に書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームおよびクレジット・リサーチ・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつで、ポートフォリオ・マネジャー3名で構成されております。また、クレジット・リサーチ・チームも同社インベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックスト・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

各ファンドの運用を中心的に行っているノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのチームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット・ファンド・チーム

ポートフォリオ・マネジャー 3名

クレジット・リサーチ・チーム

信用分析アナリスト 4名

なお、この情報は2018年4月末日現在のものであり、随時変更されます。

(4)【分配方針】

管理会社は、年1回、ファンドの投資収益および実現売買益から分配を宣言することができます。分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合にはファンドの未実現売買益もしくは元本部分から、分配を行うことができます。

受益者1人当りの分配金が20米ドル相当額を下回る場合には、分配は行われません。但し、日本で販売された受益証券については適用されません。

分配の結果、トラストの純資産総額が2010年法に規定された最低金額(125万ユーロ)を下回る場合には、分配を行うことができません。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益(インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン)を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5)【投資制限】

ファンドの約款(第6条)に従い、管理会社またはその委任を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

- 1.管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有する こととなるような投資を行うことはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、 またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されません。
- 2.管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、トラストが同一発行体の発行する同種の有価証券の10%を超えて所有することとなるような投資を行うことはできません。この制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。上記の10%の制限(同種の有価証券または特定の種類の有価証券に関するもの)は、ファンドが一発行体の1銘柄のすべてのCDまたはCPを購入することを妨げるものではありません。
- 3.管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。
- 4.管理会社は、ファンドの純資産総額の5%を超えてオープン・エンド型の投資信託の受益証券に投資を行うことはできません。管理会社と共通の経営もしくは管理または直接もしくは間接の実質的保有の関係がある、管理会社または他の会社が運用する投資信託の受益証券への投資は、特定の地域または経済分野への投資を専門としてきた投資信託の場合にのみ認められます。管理会社は、当該受益証券の取得に関する取引に関し、いかなる報酬または費用も請求することはできません。
- 5.管理会社は、ファンドのために、不動産を購入することはできません。
- 6.管理会社は、ファンドのために、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表章する有価証券に 関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属も含まれます。ただし、管理会社は、ファン ドのために、商品により担保されている有価証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の有価証券の売買 を行うことができます。
- 7.管理会社は、ファンドのために、有価証券を信用で購入しません(ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。)。また、有価証券の空売りをしません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
- 8.管理会社は、ファンドのために借入れを行う場合、その総額が、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされるものとします。さらに管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて一部払込証券に投資することはできません。
- 9.管理会社は、上記8.記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有もしくは保有する有価証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しません。ただし、将来発行時または後日引渡約束による有価証券の売買、およびオプションの発行、予約契約もしくは先物取引の売買またはスワップ契約に関する手続は、資産の担保とはみなされません。

- 10.管理会社は、ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場において取引されていない有価証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されません。
- 11.管理会社は、ファンドの資産をもって有価証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に関し、管理会社が適用ある証券法に基づき引受人であるとみなされる場合はこの限りではありません。
- 12.管理会社は、ファンドのために、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性の ある有価証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、かかる技法と手段は、効率的なポートフォリ オの運用を目的として使用される場合に限ります。

オプションに関し、

- (a) 管理会社は、ファンドのために、以下の場合を除いて、有価証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができません。
 -) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- (b) 管理会社は、ファンドのために、以下の場合を除いて、有価証券のコール・オプションを発行することができません。
 -) 当該有価証券がすでに保有されている場合で、かつ
 -) 当該コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドにより保有されている有価証券の評価額の25%を超えない場合。
- (c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動 資産を保有する場合にのみ、有価証券のプット・オプションを発行することができます。
- 13.管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、スワップ契約および為替先渡契約を締結し、 または通貨のコール・オプションを発行しもしくは通貨プット・オプションを購入する場合を除いて、為替先渡契 約を取得もしくは締結することができません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - (a) 当該取引が定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場において取引される契約である場合。ただし、管理会社は、ファンドのために、かかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約に基づき、為替先渡売買または為替交換を行うことができます。
 - (b) 一通貨建の取引が原則として同一通貨建の資産総額を超えないものとし、かつかかる資産の保有期間を超えない場合。ただし、この制限は、ファンドの過半の受益者の国内通貨について受益証券の価値を維持する目的のヘッジ取引には適用されません。ただし、当該取引コストがファンドにとり有利である場合は、管理会社は、ファンドのために、(同一の取引対象に関する)クロス取引により関係通貨を買い付けることができます。
- 14.管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - (a) 管理会社は、ファンドのために、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物契約に関する契約残高を保有することができます。
 - (b) 管理会社は、ファンドのために、効率的なポートフォリオの運用を目的として、ファンド資産の市場間の配分比率変更を円滑に行うため、また市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができます。ただし、当該先物ポジションに潜在するリスク(エクスポージャー)に見合う十分な現金、短期債券もしくは短期証書(上記投資制限12.(c)記載の流動資産を除く。)または事前に決められている価格で売却可能な有価証券をファンド内に保有する場合に限ります。
- 15.管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行いません。
- 16.管理会社は、ファンドのために、金利変動に対する全般的なヘッジの目的で、金利先物契約を売却することができます。管理会社は同一の目的で金利コール・オプションを発行し、もしくは金利プット・オプションを購入し、または金利スワップ取引に専門化した高い格付けを有する金融機関と金利スワップ契約を締結することができます。金利先物契約、オプションおよびスワップ取引に関する総契約額は、ヘッジされかつ当該契約に対応する通貨建でファンドが保有している資産の推定市場価格の合計を超えることはできません。

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。)をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けることはできません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々の、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

管理会社は、ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、有価証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができません。 ルクセンブルグの適用法令(2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、告示、CSSFの解釈、並びに具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に関係する手法および商品に適用されるCSSF告示08/356の規定(これらの法令が随時改正または代替される新法令))により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができます。担保は貸付契約の終了までトラストのために保持されなければなりません。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課すことができます。

3【投資リスク】

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

ファンドは、公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主に以下のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格を変動させる要因となります。従って、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当り純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者のみなさまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

()金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンド証券の1口当り純資産価格が下落する要因となります。また、金利が低下すると、短期金融商品からの収益が減少する要因となります。

()信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行リスク)をいいます。一般に債務不履行が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、公社債および短期金融商品の価格が下落するリスクもあります。

()為替リスク

U.S.ドル・ファンドは米ドル、オーストラリアンドル・ファンドは豪ドル、U.K.ポンド・ファンドは英ポンド、ニュージーランドドル・ファンドはニュージーランド・ドル、カナダドル・ファンドはカナダドルを基準通貨としています。 従って、日本円で投資する投資家は、外国為替相場の変動を反映して、その保有する資産の円換算した価値が、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意ください。

(注) 純資産価格の変動要因は上記に限定されるものではありません。

ファンドのリスク特性

(イ)U.S.ドル・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動することがあります。ファンドの金利変動リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間 (加重平均残存期間は90日以下)にすることで軽減されます。ファンドは主に米ドル建ての商品に投資していますが、為替リスクにさらされる場合があります。

ファンドのポートフォリオに信用度の高い短期金融商品およびその他の有価証券が含まれるため、ファンドの信用 リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が制限される商品(短期債券等)に投資する可能性があるため、流動性リスクにさらされる場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

(口)オーストラリアンドル・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動することがあります。ファンドの金利変動リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間(加重平均残存期間は90日以下)にすることで軽減されます。ファンドは主に豪ドル建ての商品に投資していますが、為替リスクにさらされる場合があります。

ファンドのポートフォリオに信用度の高い短期金融商品およびその他の有価証券が含まれるため、ファンドの信用 リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が制限される商品(短期債券等)に投資する可能性があるため、流動性リスクにさらされる場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

(八) U.K.ポンド・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動することがあります。ファンドの金利変動リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間 (加重平均残存期間は90日以下)にすることで軽減されます。ファンドは主に英ポンド建ての商品に投資していますが、為替リスクにさらされる場合があります。

ファンドのポートフォリオに信用度の高い短期金融商品およびその他の有価証券が含まれるため、ファンドの信用 リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が制限される商品(短期債券等)に投資する可能性があるため、流動性リスクにさらされる場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

(二)ニュージーランドドル・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動することがあります。ファンドの金利変動リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間 (加重平均残存期間は90日以下)にすることで軽減されます。ファンドは主にニュージーランド・ドル建ての商品に投資していますが、為替リスクにさらされる場合があります。

ファンドのポートフォリオに信用度の高い短期金融商品およびその他の有価証券が含まれるため、ファンドの信用 リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が制限される商品(短期債券等)に投資する可能性があるため、流動性リスクにさらされる場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

(ホ)カナダドル・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動することがあります。ファンドの金利変動リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間 (加重平均残存期間は90日以下)にすることで軽減されます。ファンドは主にカナダドル建ての商品に投資していますが、為替リスクにさらされる場合があります。

ファンドのポートフォリオに信用度の高い短期金融商品およびその他の有価証券が含まれるため、ファンドの信用 リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が制限される商品(短期債券等)に投資する可能性があるため、流動性リスクにさらされる場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

利益相反

投資顧問会社および/または保管受託銀行および管理事務代行会社(各々の取締役、役員、従業員を含みます)に利益相反が生じることがあります。つまり、投資顧問会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが ()投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に関係する投資を行うことがあるという事実、または ()投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、 彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてトラストに通知します。

投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やトラストの投資方針により、投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ビークルに提供される投資の機会への参加を、トラストが禁じられることがあります。

利益相反は、さらに保管受託銀行と評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務は、は2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法 に従い受益者に開示します。

デリバティブ取引

トラストは日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っておりません。

レバレッジ

委員会委任規則(EU)第231/13号(以下「委員会委任規則」といいます。)および2013年法に従い、「レバレッジ」 は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法に よるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメン ト法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法において も、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエク スポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市 場価格(絶対値で表示)により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙 に 定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引 が考慮されるものとします。

- a)ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスク が相殺されていること。
- b)AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク (もしあれば) が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデ リバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、トラストおよびファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられて います。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況 において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資 産総額の100%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の100%を超えないものとします。 ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- コミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。 これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティ ブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネッティングおよびヘッジ取 引を適用し、借入れ(委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)に基づいて計算されるその他の取引を含 み、エクスポージャーを増加させるもの)の再投資により生じるエクスポージャーを計算します(以下「コミットメ ント法」といいます。)。
- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、 すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティ ブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー(換金された投 資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Iの(1)および(2)に記載の現金借入総額のうちいずれか高いほうで表 示されます。)を含み、委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)のレポ契約または逆レポ契約および証券 貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、()ファンドの基準通貨で 保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物(既知の金額の現金に容易に換金することがで き、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの)の価値は除 外し、()()に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものにつ いても除外します(以下「グロス法」といいます。)。

グロス法は、ファンドの純資産総額(NAV)と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対 し、コミットメント法は、投資顧問会社が用いるヘッジおよびネッティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバ レッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味 するものではなく、逆に、低ハレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情 報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク/リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、AIFMD、委員会委任規則およ びルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き 続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

リスクに対する管理体制

リスクに対する管理体制については「運用体制」をご参照下さい。

「参考情報」

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

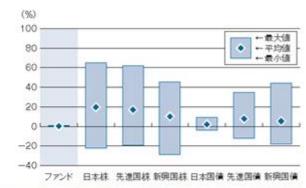
U.S.ドル・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出します。
- 年間騰落率は、2013年5月~2018年4月の5年間の各月 末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較 して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。 したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ただし、ファンドは2018年4月末まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

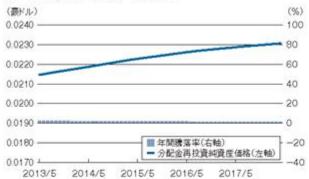


	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大值(%)	0.73	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小值(%)	0.14	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
率均值(%)	0.28	196	17.0	10.2	2.1	7.8	5.3

出所:Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律 事務所が作成

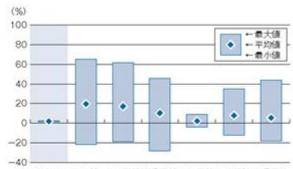
- 2013年5月~2018年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・ 最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファントと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

オーストラリアンドル・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出します。
- 年間騰落率は、2013年5月~2018年4月の5年間の各月 末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較 して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。 したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ただし、ファンドは2018年4月末まで分配の実績はありません。



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

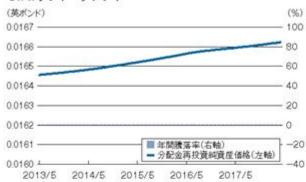
	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大領(%)	2.65	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小值(%)	0.94	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均值(%)	1.64	19.6	17.0	10.2	2.1	7.8	5.3

出所:Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律 事務所が作成

- 2013年5月~2018年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

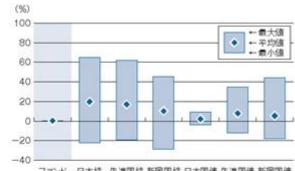
U.K.ボンド・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出します。
- 年間騰落率は、2013年5月~2018年4月の5年間の各月 末時点とその1年前における分配金再投資舗資産価格を比較 して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である英ポンド建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ただし、ファンドは2018年4月末まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興團債
最大值(%)	0.27	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小值(%)	0.15	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-123	-18.1
平均值(%)	0.20	19.6	17.0	10.2	2.1	7.8	5.3

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に最・濱田松本法律 事務所が作成

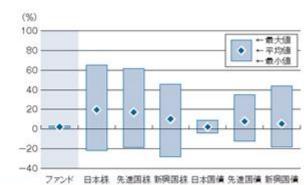
- 2013年5月~2018年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・ 最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

ニュージーランドドル・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出します。
- 年間騰落率は、2013年5月~2018年4月の5年間の各月 末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較 して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるNZドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ただし、ファンドは2018年4月末まで分配の実績はありません。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興團債
最大值(%)	2.94	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小值(%)	1.28	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-123	-18.1
平均值(%)	2.09	19.6	17.0	10.2	2.1	7.8	5.3

出所:Bloombers L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律 事務所が作成

- 2013年5月~2018年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

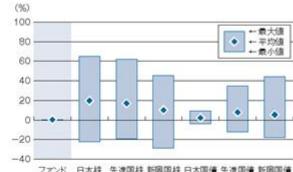
カナダドル・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出します。
- 年間騰落率は、2013年5月~2018年4月の5年間の各月 末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較 して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるカナダドル建てで計算されて います。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率 となります。

ただし、ファンドは2018年4月末まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進图儀	新興国債
最大值(%)	0.44	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小值(%)	0.22	-220	-19.2	-28.6	-3.9	-123	-18.1
平均值(%)	0.35	19.6	17.0	10.2	2.1	7.8	5.3

出所:Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律 事務所が作成

- 2013年5月~2018年4月の5年間の各月末時点とその1年 前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・ 最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる 場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日 本 株···TOPIX(配当込み)

先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株···S&P新興国総合指数

日本国債···BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(円ペース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「徽東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など 同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものでは なく、餓東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、 ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるもの ではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)はFTSE Fixed Income LLCにより算出 および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は課されません。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料は課されません。

(3)【管理報酬等】

(イ) 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、四半期中の日々の各ファンドの純資産総額の平均額の年率0.01%以下の管理報酬をファンドから四半期 末毎に後払で受領する権利を有します(ただし、最低年額はトラストについて10,000米ドルであり、当該金額は各 ファンドの純資産総額に応じて各ファンドに按分されます。)。

管理報酬とは、()ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに ()ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は、U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの日々の純資産総額の平均額に以下の年率による報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有します。かかる報酬の計算に際しては、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの純資産額は、報酬計算日に適用される為替レートで米ドルに転換されます。

	年 率
2億5,000万米ドル以下の部分	0.150%
2 億5,000万米ドル超 5 億米ドル以下の部分	0.125%
5 億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.100%
20億米ドル超	0.075%

投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、 約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資顧問会社へ支払われ るものです。

2017年12月31日に終了した会計年度の各ファンドの管理報酬および投資顧問報酬は、以下のとおりでした。

U.S.ドル・ファンド66,551米ドルオーストラリアンドル・ファンド153,918豪ドルU.K.ポンド・ファンド5,285英ポンドニュージーランドドル・ファンド76,532ニュージーランド・ドルカナダドル・ファンドカナダドル・ファンド49,242カナダドル

投資顧問報酬および以下の代行協会員報酬、販売会社報酬は、各ファンドの運用状況および金融市場の全般的状況を勘案し、それぞれ管理会社・投資顧問会社間、管理会社・代行協会員間および管理会社・販売会社間の合意により、随時変更されます。ただし、かかる変更は、管理会社が受益者の不利益となるものと慎重に判断した場合は、約款のアペンディックスの変更を行いかつ受益者へ30日前に通知したうえで行います。

(ロ) 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行は、各ファンドの資産の合計で年率0.1%以下で四半期毎に支払われる保管報酬および管理事務代行報酬 を受領する権利を有します。

保管報酬とは、()ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、()キャッシュ・フローの監視業務、ならびに()選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。

管理事務代行報酬とは、()ファンドの純資産価格の計算業務、()ファンドの会計書類作成業務、()法務およびファンド会計管理業務、()マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、()法令遵守に関するモニタリング、()受益者名簿の管理、()収益分配業務、()ファンドの購入・換金等受付け業務、ならびに()記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されません。)およびファンドの資産が委託されている銀行等金融機関のすべての保管報酬は、各ファンドが負担します。

2017年12月31日に終了した会計年度の各ファンドの保管報酬および管理事務代行報酬は、以下のとおりでした。

U.S.ドル・ファンド

41,944米ドル

オーストラリアンドル・ファンド

97,096豪ドル

U.K.ポンド・ファンド

4,053英ポンド

ニュージーランドドル・ファンド

64,703ニュージーランド・ドル

カナダドル・ファンド

31,952カナダドル

(八) 評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

(二) 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員は、U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの各ファンドの日々の純資産総額の平均額に以下の年率による報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有します。かかる報酬の計算に際しては、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの純資産額は、報酬計算日に適用される為替レートで米ドルに転換されます。

純 資 産 総 額	年 率
300万米ドル以下の場合	0.00%
300万米ドル超	0.102%以下

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書、運用報告書等の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

さらに、代行協会員は、すべての実費の払戻しを受けます。

販売会社は、U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの各ファンドの日々の純資産総額の平均額に以下の年率による報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有します。かかる報酬の計算に際しては、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの純資産額は、報酬計算日に適用される為替レートで米ドルに転換されます。

	年 率
	0.00%
300万米ドル超	0.398%以下

販売会社は、当該販売会社が販売した受益証券に応じて、四半期中の日々の各ファンドの純資産総額の平均額の年率 0.398%以下の報酬をファンドから四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

販売会社報酬とは、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

2017年12月31日に終了した会計年度の各ファンドの代行協会員報酬および販売会社報酬は、以下の通りでした。

U.S.ドル・ファンド	172,444米ドル
オーストラリアンドル・ファンド	461,278豪ドル
U.K.ポンド・ファンド	10,026英ポンド
ニュージーランドドル・ファンド	217,984ニュージーランド・ドル
カナダドル・ファンド	98.757カナダドル

なお、各報酬は金利水準により引き下げられる場合があります。2018年4月末現在の報酬率は以下の通りです。 ただし、今後の金利水準に応じて、変動する可能性があります。

項目	費用	U.S.ドル・ ファンド	オーストラリ アンドル・ ファンド	U.K.ポンド・ ファンド	ニュージーラ ンドドル・ ファンド	カナダドル・ ファンド
管理報酬	四半期中の日々の各ファンドの純資産総額の 平均額について(四半期毎後払い)	0.010%	0.010%	0.004%	0.010%	0.010%
投資顧問報酬	四半期中の日々の各ファンドの純資産総額の 平均額の(四半期毎後払い) (全て米ドル換算して計算) 2億5,000万米ドル以下の部分 2億5,000万米ドル超5億米ドル以下の部分 5億米ドル超20億米ドル以下の部分 20億米ドル超	0.150% 0.125% 0.100% 0.075%	0.150% 0.125% 0.100% 0.075%	0.075% 0.075% 0.075% 0.075%	0.150% 0.125% 0.100% 0.075%	0.150% 0.125% 0.100% 0.075%

保管報酬 および管 理事務代 行報酬	四半期中の日々の各ファンドの純資産総額の 平均額について(四半期毎後払い)	0.100%	0.100%	0.052%	0.100%	0.100%
代行協会 員報酬	四半期中の日々の各ファンドの純資産総額の 平均額について(四半期毎後払い) (全て米ドル換算して計算) 300万米ドル以下の場合 300万米ドル超	0.000% 0.102%	0.000% 0.102%	0.000% 0.051%	0.000% 0.102%	0.000% 0.102%
販売会社 報酬	四半期中の日々の各ファンドの純資産総額の 平均額について(四半期毎後払い) (全て米ドル換算して計算) 300万米ドル以下の場合 300万米ドル超	0.000% 0.398%	0.000% 0.398%	0.000% 0.125%	0.000% 0.398%	0.000% 0.348%

(4)【その他の手数料等】

トラストおよび各ファンドは、以下の費用を負担する場合があります。

- イ)ファンド資産および収益等に課せられる一切の税金。
- 口)ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- 八)登録・名義書換・管理事務代行会社、支払代行会社および発行会社代理人への合理的な額の費用。
- 二)代行協会員が負担した合理的な額の立替費用および実費。
- ホ) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。
- へ) 券面または確認書の準備・印刷費、 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局(各地の証券業協会を含みます。)へ提出および印刷する費用、 上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、トラストの証券の受益者(実質的な保有者を含む)の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用、 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配付するための費用、 会計、記帳および日々の純資産価額計算に要する費用、 受益者への通知公告を作成しかつ配付する費用、 弁護士の報酬(ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価) および監査人の報酬(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)、 (トラストの証券が上場される場合)証券取引所への上場費用および上場されたトラストの証券のかかる証券取引所での上場維持費用、

日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用、 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、トラストの証券の募集または販売に関して直接生じたすべての広告 宣伝費およびその他の費用は除くものとします。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、トラスト資産の順序で控除されます。その他の費用は、5年にわたり償却することができます。

2017年12月31日に終了した会計年度の各ファンドのその他の費用は、以下のとおりでした。

U.S.ドル・ファンド

オーストラリアンドル・ファンド

U.K.ポンド・ファンド

ニュージーランドドル・ファンド

カナダドル・ファンド

26,291米ドル

149,564豪ドル

8,020英ポンド

27,036ニュージーランド・ドル

38,383カナダドル

(5)【課税上の取扱い】

トラストは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年 1 月 1 日以後	2038年 1 月 1 日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。)または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額 (邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年 1 月 1 日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、 と同様の取扱いとなりま す。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

U.S.ドル・ファンド

(2018年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	ドイツ	13,970,945	33.72
	フランス	12,958,841	31.28
	フィンランド	3,994,033	9.64
	日本	1,496,929	3.61
	オランダ	998,261	2.41
	ベルギー	499,527	1.21
	小計	33,918,535	81.86
譲渡性預金	オーストラリア	1,496,347	3.61
	小計	1,496,347	3.61
小計		35,414,882	85.48
現金、預金およびその他の資産	6,017,929	14.52	
合計(純資産総額)	41,432,811 (約4,531百万円)	100.00	

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

オーストラリアンドル・ファンド

		(=0:01:7377日78区)	
資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	ドイツ	29,906,444	33.22
	フランス	27,927,410	31.03
	オランダ	13,957,722	15.51
	イギリス	1,993,169	2.21
	フィンランド	999,135	1.11
	オーストラリア	998,891	1.11
	小計	75,782,769	84.19
小計	75,782,769	84.19	
現金、預金およびその他の資産	14,232,454	15.81	
合計(純資産総額)	90,015,224 (約7,436百万円)	100.00	

U.K.ポンド・ファンド

(2018年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (英ポンド)	投資比率 (%)
(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	999,767	8.15
	フランス	999,658	8.15
	小計	1,999,425	16.29
譲渡性預金	イギリス	999,797	8.15
	小計	999,797	8.15
短期国債	イギリス	6,495,111	52.92
	小計	6,495,111	52.92
小計		9,494,333	77.36
現金、預金およびその他の資産	2,778,847	22.64	
合計(純資産総額)	12,273,180 (約1,868百万円)	100.00	

ニュージーランドドル・ファンド

(2018年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ニュージーランド・ ドル)	投資比率 (%)
(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	ドイツ	20,928,216	44.53
	フランス	12,966,962	27.59
	オランダ	3,981,693	8.47
	イギリス	1,991,801	4.24
	小計	39,868,671	84.84
小計		39,868,671	84.84
現金、預金およびその他の資産	(負債控除後)	7,125,799	15.16
合計(純資産総額)	46,994,470 (約3,627百万円)	100.00	

カナダドル・ファンド

資産の種類	国名	時価合計 (カナダドル)	投資比率 (%)
(ユーロ)コマーシャル・ペーパー	ドイツ	22,446,344	51.98
	フランス	14,475,429	33.52
	小計	36,921,773	85.50
小計		36,921,773	85.50
現金、預金およびその他の資産	(負債控除後)	6,263,682	14.50
合計(純資産総額)	43,185,455 (約3,668百万円)	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

U.S.ドル・ファンド

順	5. FW • J F J F	\#### C	利率	7E-17	78.4=14	***		取得価格		明価 (米ドル)	
位	銘柄	満期日	(%)	種類	発行地	額面	単価	米ドル) 金額	単価	米ドル) 金額	比率 (%)
1	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK CP 11/05/18	2018年 5 月11日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,500,000	99.81	1,497,103.11	99.92	1,498,873.43	3.62
2	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 0% 07/06/18	2018年6月7日	0	譲渡性預金	オーストラリア	1,500,000	99.45	1,491,803.37	99.76	1,496,347.15	3.61
3	CAISSE DES DEPOTS & CONSIGNATIONS CP 12/07/18	2018年7月12日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,500,000	99.46	1,491,854.47	99.55	1,493,197.14	3.60
4	OP CORPORATE BANK PLC CP 02/05/18	2018年5月2日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フィンランド	1,000,000	99.55	995,525.11	99.98	999,759.41	2.41
5	FMS WERTMANAGEMENT CP 08/05/18	2018年5月8日	ı	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.66	996,598.28	99.94	999,415.33	2.41
6	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK CP 09/05/18	2018年5月9日	ı	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.81	998,076.21	99.94	999,358.74	2.41
7	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 09/05/18	2018年5月9日	ı	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.81	998,138.06	99.93	999,322.93	2.41
8	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 09/05/18	2018年5月9日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.83	998,301.22	99.93	999,320.49	2.41
9	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 11/05/18	2018年 5 月11日	ı	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.83	998,269.58	99.92	999,218.52	2.41
10	FMS WERTMANAGEMENT CP 14/05/18	2018年 5 月14日	ı	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.67	996,740.38	99.91	999,091.58	2.41
11	CAISSE D AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE CP 22/05/18	2018年 5 月22日	ı	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.52	995,247.69	99.87	998,679.91	2.41
12	JAPAN POST BANK CO LTD CP 22/05/18	2018年 5 月22日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	日本	1,000,000	99.51	995,079.88	99.86	998,617.94	2.41
13	FMS WERTMANAGEMENT CP 22/05/18	2018年 5 月22日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.63	996,321.08	99.85	998,540.11	2.41
14	MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 25/05/18	2018年 5 月25日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フィンランド	1,000,000	99.66	996,644.08	99.84	998,379.90	2.41
15	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN CP 30/05/18	2018年 5 月30日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	オランダ	1,000,000	99.83	998,261.36	99.83	998,261.36	2.41
16	FMS WERTMANAGEMENT CP 05/06/18	2018年6月5日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.82	998,189.95	99.82	998,189.95	2.41
17	KFW CP 31/05/18	2018年 5 月31日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.51	995,091.99	99.82	998,186.17	2.41
18	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK CP 30/05/18	2018年 5 月30日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.66	996,588.76	99.82	998,184.34	2.41
19	MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 30/05/18	2018年 5 月30日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フィンランド	1,000,000	99.64	996,362.17	99.81	998,063.74	2.41
20	KFW CP 19/06/18	2018年 6 月19日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.45	994,497.67	99.68	996,830.18	2.41
21	CAISSE D AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE CP 26/06/18	2018年 6 月26日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.65	996,513.17	99.66	996,570.33	2.41
22	CAISSE D AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE CP 27/06/18	2018年 6 月27日	i	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.66	996,555.24	99.66	996,555.24	2.41
23	CAISSE DES DEPOTS & CONSIGNATIONS CP 09/07/18	2018年7月9日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.44	994,419.65	99.55	995,523.46	2.40
24	KFW CP 17/07/18	2018年7月17日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.45	994,522.94	99.52	995,177.81	2.40
25	KFW CP 19/07/18	2018年7月19日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.46	994,607.16	99.51	995,081.26	2.40
26	CAISSE DES DEPOTS & CONSIGNATIONS CP 17/07/18	2018年7月17日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.45	994,469.64	99.51	995,077.37	2.40
27	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 17/07/18	2018年7月17日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.43	994,282.87	99.50	994,966.44	2.40
28	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 18/07/18	2018年7月18日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.43	994,319.67	99.49	994,881.46	2.40
29	MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 02/05/18	2018年5月2日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フィンランド	500,000	99.55	497,773.84	99.98	499,879.01	1.21
30	ALLIANZ SE CP 11/05/18	2018年 5 月11日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	500,000	99.53	497,660.17	99.93	499,647.77	1.21

オーストラリアンドル・ファンド

Ť		 					取得価格		時価		-
順位	銘柄	満期日	利率 (%)	種類	発行地	額面	(豪ドル)		豪ドル)	投資比率
1	CAISSE DES DEPOTS & CONSIGNATIONS CP 04/06/18	2018年6月4日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	4,000,000	単価 99.50	金額 3,979,891.60	単価 99.80	金額 3,991,871.07	4.43
2	FMS WERTMANAGEMENT CP 22/06/18	2018年 6 月22日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	4,000,000	99.50	3,980,064.30	99.70	3,987,865.23	4.43
3	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK NV CP 10/07/18	2018年7月10日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	オランダ	4,000,000	99.48	3,979,379.08	99.58	3,983,231.34	4.43
4	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK NV CP 11/05/18	2018年 5 月11日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	オランダ	3,000,000	99.51	2,985,371.68	99.93	2,997,910.24	3.33
5	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 31/05/18	2018年 5 月31日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	3,000,000	99.52	2,985,503.72	99.82	2,994,642.68	3.33
6	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 15/06/18	2018年 6 月15日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	3,000,000	99.50	2,985,124.13	99.74	2,992,076.98	3.32
7	CAISSE DES DEPOTS & CONSIGNATIONS CP 25/06/18	2018年 6 月25日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	3,000,000	99.50	2,984,957.47	99.69	2,990,558.41	3.32
8	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN CP 02/07/18	2018年7月2日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	オランダ	3,000,000	99.34	2,980,245.94	99.65	2,989,400.26	3.32
9	KFW CP 17/07/18	2018年7月17日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.49	2,984,571.84	99.54	2,986,267.24	3.32
10	KFW CP 27/07/18	2018年 7 月27日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.49	2,984,759.49	99.49	2,984,759.49	3.32
11	FMS WERTMANAGEMENT CP 02/05/18	2018年 5 月 2 日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.54	1,990,871.03	99.98	1,999,509.20	2.22
12	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 09/05/18	2018年 5 月 9 日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.51	1,990,293.45	99.94	1,998,799.19	2.22
13	CAISSE D AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE CP 11/05/18	2018年 5 月11日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	2,000,000	99.51	1,990,283.55	99.93	1,998,568.10	2.22
14	CAISSE D AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE CP 22/05/18	2018年 5 月22日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	2,000,000	99.52	1,990,440.36	99.87	1,997,373.73	2.22
15	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK CP 29/05/18	2018年 5 月29日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.69	1,993,800.66	99.84	1,996,747.89	2.22
16	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL SA CP 29/05/18	2018年 5 月29日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	2,000,000	99.49	1,989,829.76	99.82	1,996,462.53	2.22
17	FMS WERTMANAGEMENT CP 13/06/18	2018年 6 月13日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.51	1,990,158.67	99.75	1,994,972.36	2.22
18	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN CP 15/06/18	2018年 6 月15日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	オランダ	2,000,000	99.39	1,987,713.17	99.75	1,994,940.72	2.22
19	TORONTO DOMINION BANK CP 26/06/18	2018年 6 月26日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	イギリス	2,000,000	99.49	1,989,752.77	99.66	1,993,168.51	2.21
20	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK NV CP 05/07/18	2018年7月5日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	オランダ	2,000,000	99.49	1,989,764.60	99.61	1,992,239.09	2.21
21	KFW CP 09/07/18	2018年7月9日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.49	1,989,714.56	99.59	1,991,749.04	2.21
22	KFW CP 12/07/18	2018年7月12日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.51	1,990,114.93	99.59	1,991,744.34	2.21
23	FMS WERTMANAGEMENT CP 12/07/18	2018年7月12日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.50	1,990,064.88	99.59	1,991,702.54	2.21
24	CAISSE DES DEPOTS & CONSIGNATIONS CP 10/07/18	2018年7月10日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	2,000,000	99.46	1,989,273.40	99.57	1,991,372.08	2.21
25	FMS WERTMANAGEMENT CP 02/08/18	2018年8月2日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.48	1,989,627.41	99.48	1,989,627.41	2.21
26	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 24/07/18	2018年 7 月24日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	2,000,000	99.46	1,989,264.33	99.48	1,989,618.25	2.21
27	OP CORPORATE BANK PLC CP 14/05/18	2018年 5 月14日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フィンランド	1,000,000	99.52	995,218.53	99.91	999,135.27	1.11
28	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 15/05/18	2018年 5 月15日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.54	995,422.71	99.91	999,074.26	1.11
29	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK CP 16/05/18	2018年 5 月16日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.54	995,370.42	99.90	999,033.38	1.11
30	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA CP 18/05/18	2018年 5 月18日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	オーストラリア	1,000,000	99.05	990,543.61	99.89	998,890.59	1.11

U.K.ポンド・ファンド

(2018年4月末日現在)

順位	銘柄	満期日	利率 (%)			額面		双得価格 ミポンド)	(\$	時価 もポンド)	投資 比率
137			(70)				単価	金額	単価	金額	(%)
1	MITSUBISHI UFJ TRUST AND BANKING CO LONDON CD 0% 11/05/18	2018年 5 月11日	0	譲渡性預金	イギリス	1,000,000	99.87	998,651.41	99.98	999,796.99	8.15
2	UK TREASURY BILL 0% 14/05/18	2018年 5 月14日	0	短期国債	イギリス	1,000,000	99.96	999,647.25	99.98	999,785.83	8.15
3	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA CP 14/05/18	2018年 5 月14日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	オーストラリア	1,000,000	99.87	998,673.00	99.98	999,767.43	8.15
4	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 22/05/18	2018年 5 月22日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.97	999,657.65	99.97	999,657.65	8.15
5	UK TREASURY BILL 0% 18/06/18	2018年 6 月18日	0	短期国債	イギリス	1,000,000	99.91	999,103.27	99.95	999,487.58	8.14
6	UK TREASURY BILL 0% 25/06/18	2018年 6 月25日	0	短期国債	イギリス	1,000,000	99.91	999,053.50	99.94	999,386.34	8.14
7	UK TREASURY BILL 0% 02/07/18	2018年7月2日	0	短期国債	イギリス	1,000,000	99.89	998,891.64	99.92	999,187.20	8.14
8	UK TREASURY BILL 0% 09/07/18	2018年7月9日	0	短期国債	イギリス	1,000,000	99.87	998,721.09	99.89	998,861.46	8.14
9	UK TREASURY BILL 0% 20/08/18	2018年 8 月20日	0	短期国債	イギリス	1,000,000	99.78	997,761.19	99.86	998,585.37	8.14
10	UK TREASURY BILL 0% 04/06/18	2018年6月4日	0	短期国債	イギリス	500,000	99.91	499,562.58	99.96	499,817.34	4.07

(注)以上のほか、投資有価証券はありません。

ニュージーランドドル・ファンド

(2018年4月末日現在)

順位	銘柄	満期日	利率 (%)	種類	発行地	額面	(==-	取得価格 - ジーランド・ ドル)		時価 -ジーランド・ ドル)	投資 比率 (%)
\perp							単価	金額	単価	金額	(/0)
1	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK NV CP 09/07/18	2018年7月9日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	オランダ	4,000,000	99.43	3,977,178.73	99.54	3,981,692.83	8.47
2	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 22/06/18	2018年 6 月22日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.45	2,983,408.93	99.66	2,989,790.11	6.36
3	KFW CP 17/07/18	2018年7月17日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.45	2,983,446.43	99.51	2,985,265.50	6.35
4	KFW CP 17/07/18	2018年7月17日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.44	2,983,151.82	99.51	2,985,166.28	6.35
5	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 27/07/18	2018年7月27日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.44	2,983,258.95	99.44	2,983,258.95	6.35
6	LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK CP 16/05/18	2018年 5 月16日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.47	1,989,414.38	99.89	1,997,789.82	4.25
7	CAISSE DES DEPOTS & CONSIGNATIONS CP 17/05/18	2018年 5 月17日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	2,000,000	99.48	1,989,579.58	99.88	1,997,684.35	4.25
8	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 23/05/18	2018年 5 月23日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.47	1,989,339.35	99.85	1,996,954.10	4.25
9	KFW CP 01/06/18	2018年6月1日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,000,000	99.46	1,989,121.71	99.79	1,995,861.52	4.25
10	TORONTO DOMINION BANK CP 28/06/18	2018年 6 月28日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	イギリス	2,000,000	99.39	1,987,833.36	99.59	1,991,800.74	4.24
11	CAISSE DES DEPOTS & CONSIGNATIONS CP 12/07/18	2018年7月12日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	2,000,000	99.45	1,989,039.29	99.54	1,990,846.00	4.24
12	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 02/05/18	2018年5月2日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.50	994,957.50	99.97	999,716.71	2.13
13	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL SA CP 11/05/18	2018年 5 月11日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.45	994,501.92	99.92	999,189.76	2.13
14	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 15/05/18	2018年 5 月15日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.47	994,694.69	99.90	998,950.60	2.13
15	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 17/05/18	2018年 5 月17日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.47	994,669.68	99.88	998,828.50	2.13
16	CAISSE D AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE CP 22/05/18	2018年 5 月22日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.46	994,619.66	99.85	998,521.88	2.12
17	CAISSE D AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE CP 29/05/18	2018年 5 月29日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.46	994,632.16	99.81	998,112.41	2.12
18	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 29/05/18	2018年 5 月29日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.44	994,409.21	99.81	998,055.38	2.12
19	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL SA CP 31/05/18	2018年 5 月31日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.43	994,308.14	99.79	997,896.49	2.12
20	CAISSE D AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE CP 11/06/18	2018年 6 月11日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.65	996,504.76	99.74	997,421.54	2.12
21	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 28/06/18	2018年 6 月28日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.44	994,358.67	99.62	996,198.23	2.12
22	KFW CP 10/07/18	2018年7月10日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	1,000,000	99.44	994,419.65	99.55	995,462.13	2.12
23	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 02/08/18	2018年8月2日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	1,000,000	99.42	994,207.09	99.42	994,207.09	2.12

(注)以上のほか、投資有価証券はありません。

カナダドル・ファンド

カ	ナダドル・ファンド		カナダドル・ファンド (2018年 4 月末日現在)								
順位	銘柄	満期日	利率 (%)	種類	発行地	額面		双得価格 ナダドル) 金額	(カ 単価	時価 ナダドル) 金額	投資 比率 (%)
1	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 16/05/18	2018年 5 月16日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	4,000,000	99.66	3,986,596.18	99.93	3,997,138.51	9.26
2	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 12/06/18	2018年 6 月12日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	4,000,000	99.66	3,986,552.03	99.83	3,993,276.02	9.25
3	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 18/07/18	2018年7月18日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	3,500,000	99.63	3,487,130.55	99.67	3,488,403.35	8.08
4	CAISSE DES DEPOTS & CONSIGNATIONS CP 29/05/18	2018年 5 月29日	ī	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	フランス	3,000,000	99.68	2,990,362.31	99.89	2,996,610.92	6.94
5	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 07/06/18	2018年6月7日	ī	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.66	2,989,914.02	99.85	2,995,505.16	6.94
6	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 22/06/18	2018年 6 月22日	ī	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.66	2,989,797.32	99.79	2,993,721.43	6.93
7	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 11/07/18	2018年7月11日	ī	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.65	2,989,646.69	99.72	2,991,467.05	6.93
8	KFW CP 23/07/18	2018年7月23日	ī	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.66	2,989,834.98	99.68	2,990,281.79	6.92
9	KFW CP 26/07/18	2018年7月26日	ı	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	3,000,000	99.66	2,989,797.32	99.66	2,989,909.44	6.92
10	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 02/05/18	2018年5月2日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,500,000	99.66	2,491,595.02	99.98	2,499,543.21	5.79
11	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 03/07/18	2018年7月3日	1	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,500,000	99.78	2,494,543.88	99.78	2,494,543.88	5.78
12	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG CP 27/07/18	2018年 7 月27日	-	(ユーロ)コマー シャル・ペーパー	ドイツ	2,500,000	99.65	2,491,372.24	99.65	2,491,372.24	5.77

(注)以上のほか、投資有価証券はありません。

【投資不動産物件】 該当ありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当ありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

各会計年度末および2017年5月1日から2018年4月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

U.S.ドル・ファンド

	純 資 産	総額	1 口当りの約	屯資産価格
第14会計年度末	千米ドル	百万円	米ドル	円
(2008年12月末日)	88,358	9,662	0.0154143	1.686
第15会計年度末				
(2009年12月末日)	79,398	8,682	0.0154411	1.688
第16会計年度末	74.004	0.407	0.0454050	4 004
(2010年12月末日)	74,961	8,197	0.0154653	1.691
第17会計年度末 (2011年12月末日)	83,412	9,121	0.0154913	1.694
第18会計年度末				
(2012年12月末日)	81,496	8,912	0.0155194	1.697
第19会計年度末	74.007	0.000	0.0455404	4 700
(2013年12月末日)	74,067	8,099	0.0155424	1.700
第20会計年度末 (2014年12月末日)	74,584	8,156	0.0155735	1.703
第21会計年度末				
(2015年12月末日)	46,530	5,088	0.0156026	1.706
第22会計年度末				
(2016年12月末日)	40,608	4,440	0.0156539	1.712
第23会計年度末 (2017年12月末日)	40,565	4,436	0.0157413	1.721
2017年 5 月末日	41,269	4,513	0.0156858	1.715
6月末日	41,014	4,485	0.0156926	1.716
7月末日	41,458	4,533	0.0157002	1.717
8月末日	40,863	4,468	0.0157080	1.718
9月末日	41,404	4,528	0.0157156	1.719
10月末日	40,824	4,464	0.0157241	1.719
11月末日	40,829	4,465	0.0157323	1.720
12月末日	40,565	4,436	0.0157413	1.721
2018年 1 月末日	38,613	4,222	0.0157534	1.723
2月末日	40,418	4,420	0.0157641	1.724
3月末日	41,204	4,506	0.0157769	1.725
4月末日	41,433	4,531	0.0157932	1.727

オーストラリアンドル・ファンド

	純 資 産	総額	1口当りの純資産価格			
第14会計年度末	千豪ドル	百万円	豪ドル	円		
(2008年12月末日)	198,514	16,399	0.0185924	1.536		
第15会計年度末	400.000	40.054	0.0400=04			
(2009年12月末日)	168,883	13,951	0.0190764	1.576		
第16会計年度末 (2010年12月末日)	200,149	16,534	0.0197852	1.634		
第17会計年度末 (2011年12月末日)	200,522	16,565	0.0205959	1.701		
第18会計年度末						
(2012年12月末日)	184,665	15,255	0.0212611	1.756		
第19会計年度末 (2013年12月末日)	167,211	13,813	0.0217066	1.793		
第20会計年度末 (2014年12月末日)	165,329	13,658	0.0221194	1.827		
第21会計年度末 (2015年12月末日)	115,861	9,571	0.0224754	1.857		
第22会計年度末 (2016年12月末日)	99,790	8,244	0.0227723	1.881		
第23会計年度末 (2017年12月末日)	89,807	7,419	0.0229972	1.900		
2017年 5 月末日	98,591	8,145	0.0228742	1.890		
6月末日	97,797	8,079	0.0228936	1.891		
7月末日	94,713	7,824	0.0229121	1.893		
8月末日	93,861	7,754	0.0229296	1.894		
9月末日	93,276	7,706	0.0229455	1.896		
10月末日	91,924	7,594	0.0229644	1.897		
11月末日	91,414	7,552	0.0229812	1.898		
12月末日	89,807	7,419	0.0229972	1.900		
2018年 1 月末日	89,168	7,366	0.0230159	1.901		
2月末日	88,818	7,337	0.0230318	1.903		
3月末日	90,972	7,515	0.0230480	1.904		
4月末日	90,015	7,436	0.0230692	1.906		

U.K.ポンド・ファンド

	純 資 産 総 額		1 口当りの純資産価格		
第12会計年度末	千英ポンド	百万円	英ポンド	円	
(2008年12月末日)	28,089	4,274	0.0162755	2.477	
第13会計年度末					
(2009年12月末日)	24,234	3,688	0.0163288	2.485	
第14会計年度末					
(2010年12月末日)	21,517	3,274	0.0163696	2.491	
第15会計年度末 (2011年12月末日)	19,569	2,978	0.0164077	2.497	
	19,569	2,976	0.0104077	2.497	
第16会計年度末 (2012年12月末日)	22,531	3,429	0.0164460	2.503	
	,	,			
(2013年12月末日)	20,985	3,193	0.0164709	2.506	
第18会計年度末					
(2014年12月末日)	19,150	2,914	0.0165042	2.511	
第19会計年度末					
(2015年12月末日)	13,971	2,126	0.0165448	2.518	
第20会計年度末					
(2016年12月末日)	13,725	2,089	0.0165836	2.524	
第21会計年度末 (2017年12月末日)	12,721	1,936	0.0166113	2.528	
2017年 5 月末日	13,197	2,008	0.0165940	2.525	
6月末日	13,157	2,002	0.0165966	2.526	
	13,127	1,998	0.0165991	2.526	
7月末日	·	·			
8月末日	13,062	1,988	0.0166014	2.526	
9月末日	13,017	1,981	0.0166034	2.527	
10月末日	12,952	1,971	0.0166056	2.527	
11月末日	12,885	1,961	0.0166087	2.527	
12月末日	12,721	1,936	0.0166113	2.528	
2018年 1 月末日	12,372	1,883	0.0166144	2.528	
2月末日	12,329	1,876	0.0166170	2.529	
3月末日	12,307	1,873	0.0166190	2.529	
3/3/14	' I	· I			

ニュージーランドドル・ファンド

	純 資 産 総 額		1 口当りの純資産価格	
第12会計年度末	千二ュージーランド・ドル	百万円	ニュージーランド・ドル	円
(2008年12月末日)	92,975	7,176	0.0188533	1.455
第13会計年度末	00.074	0.000	0.040000	4 400
(2009年12月末日)	86,374	6,666	0.0192882	1.489
第14会計年度末 (2010年12月末日)	96,883	7,477	0.0196989	1.520
第15会計年度末	33,333	.,		
(2011年12月末日)	102,321	7,897	0.0200946	1.551
第16会計年度末				
(2012年12月末日)	103,824	8,013	0.0204860	1.581
第17会計年度末				
(2013年12月末日)	85,570	6,604	0.0208797	1.611
第18会計年度末 (2014年12月末日)	68,128	5,258	0.0214093	1.652
第19会計年度末				
(2015年12月末日) ————————————————————————————————————	47,937	3,700	0.0219897	1.697
第20会計年度末 (2016年12月末日)	48,162	3,717	0.0223919	1.728
第21会計年度末				
(2017年12月末日)	49,048	3,786	0.0226893	1.751
2017年 5 月末日	48,356	3,732	0.0225242	1.738
6月末日	48,009	3,705	0.0225488	1.740
7月末日	47,191	3,642	0.0225731	1.742
8月末日	47,227	3,645	0.0225973	1.744
9月末日	46,745	3,608	0.0226198	1.746
10月末日	47,918	3,698	0.0226442	1.748
11月末日	48,269	3,725	0.0226670	1.749
12月末日	49,048	3,786	0.0226893	1.751
2018年 1 月末日	47,622	3,675	0.0227152	1.753
2月末日	47,645	3,677	0.0227377	1.755
3月末日	47,267	3,648	0.0227609	1.757
4月末日	46,994	3,627	0.0227842	1.758
	-		-	

カナダドル・ファンド

	純資産	総額	1 口当りの	純資産価格
第6会計年度末	千カナダドル	百万円	カナダドル	円
(2008年12月末日)	43,148	3,665	0.0113766	0.966
第7会計年度末	40.004	0.040	0.0440000	0.000
(2009年12月末日)	42,891	3,643	0.0113999	0.968
第8会計年度末 (2010年12月末日)	43,515	3,696	0.0114522	0.973
第 9 会計年度末 (2011年12月末日)	43,939	3,732	0.0115064	0.977
第10会計年度末 (2012年12月末日)	44,138	3,749	0.0115593	0.982
第11会計年度末 (2013年12月末日)	44,066	3,743	0.0116073	0.986
第12会計年度末 (2014年12月末日)	44,146	3,749	0.0116577	0.990
第13会計年度末 (2015年12月末日)	43,331	3,680	0.0116907	0.993
第14会計年度末 (2016年12月末日)	43,341	3,681	0.0117211	0.995
第15会計年度末 (2017年12月末日)	43,348	3,682	0.0117588	0.999
2017年 5 月末日	43,379	3,684	0.0117358	0.997
6月末日	43,385	3,685	0.0117375	0.997
7月末日	43,329	3,680	0.0117400	0.997
8月末日	43,222	3,671	0.0117431	0.997
9月末日	43,236	3,672	0.0117470	0.998
10月末日	43,355	3,682	0.0117506	0.998
11月末日	43,330	3,680	0.0117545	0.998
12月末日	43,348	3,682	0.0117588	0.999
2018年 1 月末日	43,178	3,667	0.0117628	0.999
2月末日	43,194	3,668	0.0117670	0.999
3月末日	43,211	3,670	0.0117716	1.000
4月末日	43,185	3,668	0.0117761	1.000

【分配の推移】 該当ありません。

【収益率の推移】

U.S.ドル・ファンド

	収益率 (注)
第14会計年度 (2008年1月1日~2008年12月31日)	1.90%
第15会計年度 (2009年1月1日~2009年12月31日)	0.17%
第16会計年度 (2010年1月1日~2010年12月31日)	0.16%
第17会計年度 (2011年1月1日~2011年12月31日)	0.17%
第18会計年度 (2012年1月1日~2012年12月31日)	0.18%
第19会計年度 (2013年1月1日~2013年12月31日)	0.15%
第20会計年度 (2014年1月1日~2014年12月31日)	0.20%
第21会計年度 (2015年1月1日~2015年12月31日)	0.19%
第22会計年度 (2016年1月1日~2016年12月31日)	0.33%
第23会計年度 (2017年1月1日~2017年12月31日)	0.56%

(注) 収益率(%) = 100×(a-b)/b

- a = 会計年度末の1口当り純資産価格+当該期間の分配金の合計額
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

オーストラリアンドル・ファンド

	収益率(注)
第14会計年度 (2008年1月1日~2008年12月31日)	6.16%
第15会計年度 (2009年1月1日~2009年12月31日)	2.60%
第16会計年度 (2010年1月1日~2010年12月31日)	3.72%
第17会計年度 (2011年1月1日~2011年12月31日)	4.10%
第18会計年度 (2012年1月1日~2012年12月31日)	3.23%
第19会計年度 (2013年1月1日~2013年12月31日)	2.10%
第20会計年度 (2014年1月1日~2014年12月31日)	1.90%
第21会計年度 (2015年1月1日~2015年12月31日)	1.61%
第22会計年度 (2016年1月1日~2016年12月31日)	1.32%
第23会計年度 (2017年1月1日~2017年12月31日)	0.99%

⁽注) 収益率(%) = 100×(a-b)/b

- a = 会計年度末の1口当り純資産価格+当該期間の分配金の合計額
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

U.K.ポンド・ファンド

	収益率 (注)
第12会計年度 (2008年1月1日~2008年12月31日)	4.24%
第13会計年度 (2009年1月1日~2009年12月31日)	0.33%
第14会計年度 (2010年1月1日~2010年12月31日)	0.25%
第15会計年度 (2011年1月1日~2011年12月31日)	0.23%
第16会計年度 (2012年1月1日~2012年12月31日)	0.23%
第17会計年度 (2013年 1 月 1 日 ~ 2013年12月31日)	0.15%
第18会計年度 (2014年1月1日~2014年12月31日)	0.20%
第19会計年度 (2015年 1 月 1 日 ~ 2015年12月31日)	0.25%
第20会計年度 (2016年1月1日~2016年12月31日)	0.23%
第21会計年度 (2017年1月1日~2017年12月31日)	0.17%

⁽注) 収益率(%) = 100 x (a - b) / b

- a = 会計年度末の1口当り純資産価格+当該期間の分配金の合計額
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

ニュージーランドドル・ファンド

	収益率 (注)
第12会計年度 (2008年1月1日~2008年12月31日)	7.53%
第13会計年度 (2009年1月1日~2009年12月31日)	2.31%
第14会計年度 (2010年1月1日~2010年12月31日)	2.13%
第15会計年度 (2011年1月1日~2011年12月31日)	2.01%
第16会計年度 (2012年1月1日~2012年12月31日)	1.95%
第17会計年度 (2013年 1 月 1 日 ~ 2013年12月31日)	1.92%
第18会計年度 (2014年1月1日~2014年12月31日)	2.54%
第19会計年度 (2015年 1 月 1 日 ~ 2015年12月31日)	2.71%
第20会計年度 (2016年1月1日~2016年12月31日)	1.83%
第21会計年度 (2017年1月1日~2017年12月31日)	1.33%

⁽注) 収益率(%) = 100 x (a - b) / b

- a = 会計年度末の1口当り純資産価格+当該期間の分配金の合計額
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

カナダドル・ファンド

	収益率 (注)
第 6 会計年度 (2008年 1 月 1 日 ~ 2008年12月31日)	2.37%
第 7 会計年度 (2009年 1 月 1 日 ~ 2009年12月31日)	0.20%
第 8 会計年度 (2010年 1 月 1 日 ~ 2010年12月31日)	0.46%
第 9 会計年度 (2011年 1 月 1 日 ~ 2011年12月31日)	0.47%
第10会計年度 (2012年1月1日~2012年12月31日)	0.46%
第11会計年度 (2013年1月1日~2013年12月31日)	0.42%
第12会計年度 (2014年1月1日~2014年12月31日)	0.43%
第13会計年度 (2015年1月1日~2015年12月31日)	0.28%
第14会計年度 (2016年1月1日~2016年12月31日)	0.26%
第15会計年度 (2017年1月1日~2017年12月31日)	0.32%

⁽注) 収益率(%) = 100 x (a - b) / b

- a = 会計年度末の1口当り純資産価格+当該期間の分配金の合計額
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

また、暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	U.S.ドル・ ファンド	オーストラリア ンドル・ファン ド	U.K.ポンド・ ファンド	ニュージーラン ドドル・ファン ド	カナダドル・ ファンド
2009年	0.17%	2.60%	0.33%	2.31%	0.20%
2010年	0.16%	3.72%	0.25%	2.13%	0.46%
2011年	0.17%	4.10%	0.23%	2.01%	0.47%
2012年	0.18%	3.23%	0.23%	1.95%	0.46%
2013年	0.15%	2.10%	0.15%	1.92%	0.42%
2014年	0.20%	1.90%	0.20%	2.54%	0.43%
2015年	0.19%	1.61%	0.25%	2.71%	0.28%
2016年	0.33%	1.32%	0.23%	1.83%	0.26%
2017年	0.56%	0.99%	0.17%	1.33%	0.32%
2018年	0.33%	0.31%	0.07%	0.42%	0.15%

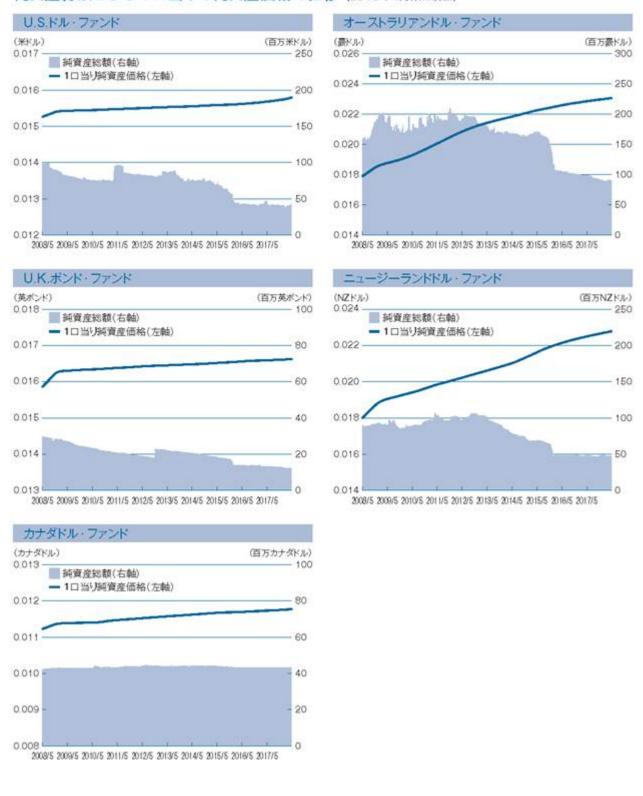
⁽注) 収益率(%) = 100×(a - b) / b

a = 暦年末の1口当り純資産価格+当該暦年の分配金の合計額 2018年の場合は、2018年4月末日の1口当り純資産価格+2018年1月から4月末日までの分配金の合計額

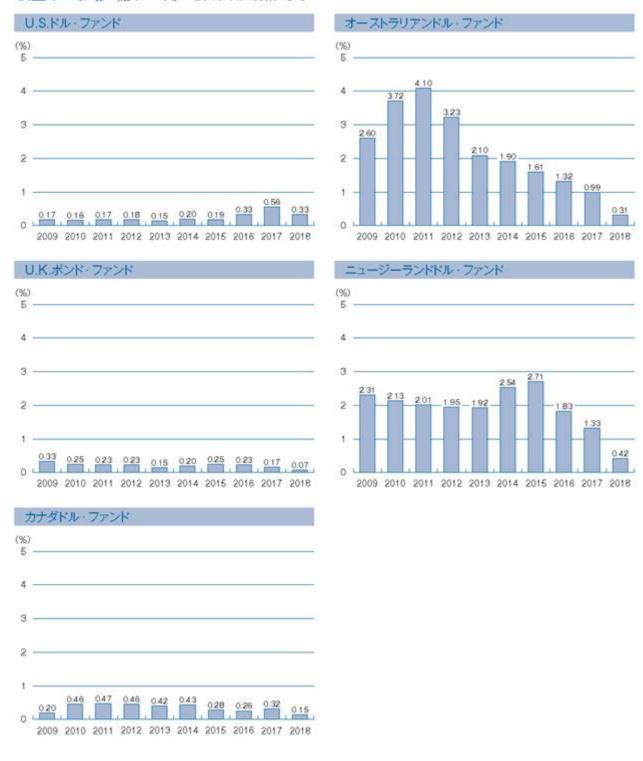
b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格

<参考情報>

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移(2018年4月末日現在)



収益率の推移 (暦年ペース) ※2018年は4月末日まで



(4) 【販売及び買戻しの実績】

各会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は次のとおりです。

U.S.ドル・ファンド

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第14会計年度	2,552,466,826	2,821,663,950	5,732,219,988
	(2,552,466,826)	(2,821,663,950)	(5,732,219,988)
第15会計年度	877,718,121	1,467,963,923	5,141,974,186
	(877,718,121)	(1,467,963,923)	(5,141,974,186)
第16会計年度	1,160,493,982	1,455,402,792	4,847,065,376
	(1,160,493,982)	(1,455,402,792)	(4,847,065,376)
第17会計年度	2,203,216,286	1,665,808,991	5,384,472,671
	(2,203,216,286)	(1,665,808,991)	(5,384,472,671)
第18会計年度	435,909,820	569,127,896	5,251,254,595
	(435,909,820)	(569,127,896)	(5,251,254,595)
第19会計年度	1,591,217,013	2,076,968,869	4,765,502,739
	(1,591,217,013)	(2,076,968,869)	(4,765,502,739)
第20会計年度	1,648,879,804	1,625,226,302	4,789,156,241
	(1,648,879,804)	(1,625,226,302)	(4,789,156,241)
第21会計年度	2,533,341,081	4,340,282,496	2,982,214,826
	(2,533,341,081)	(4,340,282,496)	(2,982,214,826)
第22会計年度	551,624,980	939,726,430	2,594,113,376
	(551,624,980)	(939,726,430)	(2,594,113,376)
第23会計年度	865,060,003	882,212,556	2,576,960,823
	(865,060,003)	(882,212,556)	(2,576,960,823)

オーストラリアンドル・ファンド

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第14会計年度	5,966,092,464	4,707,099,898	10,677,150,644
	(5,966,092,464)	(4,707,099,898)	(10,677,150,644)
第15会計年度	7,330,118,060	9,154,281,999	8,852,986,705
	(7,330,118,060)	(9,154,281,999)	(8,852,986,705)
第16会計年度	8,935,483,914	7,672,336,412	10,116,134,207
	(8,935,483,914)	(7,672,336,412)	(10,116,134,207)
第17会計年度	5,553,400,407	5,933,537,962	9,735,996,652
	(5,553,400,407)	(5,933,537,962)	(9,735,996,652)
第18会計年度	2,398,298,149	3,448,705,399	8,685,589,402
	(2,398,298,149)	(3,448,705,399)	(8,685,589,402)
第19会計年度	2,741,948,671	3,724,307,210	7,703,230,863
	(2,741,948,671)	(3,724,307,210)	(7,703,230,863)
第20会計年度	2,129,549,039	2,358,369,415	7,474,410,487
	(2,129,549,039)	(2,358,369,415)	(7,474,410,487)
第21会計年度	2,180,576,487	4,499,969,419	5,155,017,555
	(2,180,576,487)	(4,499,969,419)	(5,155,017,555)
第22会計年度	371,329,709	1,144,275,541	4,382,071,723
	(371,329,709)	(1,144,275,541)	(4,382,071,723)
第23会計年度	163,883,669	640,821,361	3,905,134,031
	(163,883,669)	(640,821,361)	(3,905,134,031)

U.K.ポンド・ファンド

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第12会計年度	278,238,290	356,133,788	1,725,817,186
	(278,238,290)	(356,133,788)	(1,725,817,186)
第13会計年度	82,284,129	323,994,672	1,484,106,643
	(82,284,129)	(323,994,672)	(1,484,106,643)
第14会計年度	58,153,422	227,830,183	1,314,429,882
	(58,153,422)	(227,830,183)	(1,314,429,882)
第15会計年度	68,883,729	190,610,301	1,192,703,310
	(68,883,729)	(190,610,301)	(1,192,703,310)
第16会計年度	340,187,184	162,907,360	1,369,983,134
	(340,187,184)	(162,907,360)	(1,369,983,134)
第17会計年度	39,405,476	135,302,788	1,274,085,822
	(39,405,476)	(135,302,788)	(1,274,085,822)
第18会計年度	31,878,115	145,649,925	1,160,314,012
	(31,878,115)	(145,649,925)	(1,160,314,012)
第19会計年度	100,738,956	416,641,798	844,411,170
	(100,738,956)	(416,641,798)	(844,411,170)
第20会計年度	59,616,331	76,430,211	827,597,290
	(59,616,331)	(76,430,211)	(827,597,290)
第21会計年度	29,679,183	91,456,821	765,819,652
	(29,679,183)	(91,456,821)	(765,819,652)

ニュージーランドドル・ファンド

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第12会計年度	2,181,087,936	2,235,362,524	4,931,525,741
	(2,181,087,936)	(2,235,362,524)	(4,931,525,741)
第13会計年度	3,111,005,096	3,564,476,946	4,478,053,891
	(3,111,005,096)	(3,564,476,946)	(4,478,053,891)
第14会計年度	3,118,280,154	2,678,124,954	4,918,209,091
	(3,118,280,154)	(2,678,124,954)	(4,918,209,091)
第15会計年度	2,629,495,793	2,455,745,616	5,091,959,268
	(2,629,495,793)	(2,455,745,616)	(5,091,959,268)
第16会計年度	2,887,670,025	2,911,549,207	5,068,080,086
	(2,887,670,025)	(2,911,549,207)	(5,068,080,086)
第17会計年度	983,654,874	1,953,480,537	4,098,254,423
	(983,654,874)	(1,953,480,537)	(4,098,254,423)
第18会計年度	355,790,026	1,271,858,022	3,182,186,427
	(355,790,026)	(1,271,858,022)	(3,182,186,427)
第19会計年度	935,651,605	1,937,876,599	2,179,961,433
	(935,651,605)	(1,937,876,599)	(2,179,961,433)
第20会計年度	181,402,750	210,479,130	2,150,885,053
	(181,402,750)	(210,479,130)	(2,150,885,053)
第21会計年度	331,739,279	320,892,619	2,161,731,713
	(331,739,279)	(320,892,619)	(2,161,731,713)

カナダドル・ファンド

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第6会計年度	208,799,629	179,333,056	3,792,724,817
	(208,799,629)	(179,333,056)	(3,792,724,817)
第7会計年度	37,886,374	68,194,283	3,762,416,908
	(37,886,374)	(68,194,283)	(3,762,416,908)
第8会計年度	154,363,071	117,069,572	3,799,710,407
	(154,363,071)	(117,069,572)	(3,799,710,407)
第9会計年度	65,300,691	46,334,789	3,818,676,309
	(65,300,691)	(46,334,789)	(3,818,676,309)
第10会計年度	88,716,530	89,025,011	3,818,367,828
	(88,716,530)	(89,025,011)	(3,818,367,828)
第11会計年度	23,947,206	45,903,119	3,796,411,915
	(23,947,206)	(45,903,119)	(3,796,411,915)
第12会計年度	50,255,089	59,782,577	3,786,884,427
	(50,255,089)	(59,782,577)	(3,786,884,427)
第13会計年度	49,663,247	130,103,141	3,706,444,533
	(49,663,247)	(130,103,141)	(3,706,444,533)
第14会計年度	5,434,140	14,209,484	3,697,669,189
	(5,434,140)	(14,209,484)	(3,697,669,189)
第15会計年度	46,274,646	57,476,707	3,686,467,128
	(46,274,646)	(57,476,707)	(3,686,467,128)

⁽注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における申込手続き等

日本国外に居住する投資者による各ファンドの受益証券の購入申込みは、各ファンドの評価日にノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の事務所において受諾されます。

受益証券の購入申し込みは、評価日の東京時間午後4時(ルクセンブルグの夏時間午前9時、冬時間午前8時)まで、または管理会社が随時決定する時間までに受領されるものとし、それ以降に受領された申込みは翌評価日に受領されたものとみなされます。

各ファンド証券1口当りの販売価格は、当該申込みを受領した評価日の前評価日の1口当り純資産価格です。

買付の単位は、1,000口以上1口単位です。

販売手数料は課されません。

買付代金の支払は、各ファンドの基準通貨で、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受領された日から起算し4評価日以内に行うものとします。

ファンド証券は管理会社によって発行され、申込者またはその銀行は、買付代金の支払日から7銀行営業日以内にその 券面または確認書を保管受託銀行で入手できます。

管理会社は、記名式でのみファンド証券を発行します。

各券面(発行された場合)には管理会社および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。券面の発行請求がない場合は、投資者は、ファンド証券の券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行されます。

管理会社はその裁量により、特定の国または地域に居住または設立された者または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、または制限することができます。管理会社はまた、全投資者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

EU域内において、公衆に対してファンド証券の販売活動は行われません。ただし、適用ある法令に従い、トラストの受益証券はEU加盟諸国で私募により販売することができます。

管理会社は、(a)ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、(b)ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買戻すことができます。

ファンド証券は、適用あるアメリカ合衆国の法令に基づく例外を利用する場合を除いて、アメリカ合衆国、その領土も しくは属領の市民または居住者、または、アメリカ合衆国法もしくは州法を準拠法として設立され、存続する法人、パー トナーシップ、信託またはその他の者に対しては発行または譲渡することはできません。

マネー・ロンダリングの防止およびテロ資金供与の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関してルクセンブルグの法令および告示(2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法(改正済)を含みますが、これに限られません。)に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、金融システムをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法令および告示に従い、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要とみなす文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入(または、適宜、買戻し)の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

(2) 日本における申込手続き等

日本においては有価証券届出書第一部証券情報 (7)申込期間に記載される募集期間中の各ファンドの評価日に、同第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。さらに、販売会社または販売取扱会社は、裁量により、販売会社または販売取扱会社が定める特定の評価日のみにしか買付注文に応じない取扱いをすることができます。販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出します。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、販売会社または販売取扱会社は独自に、より大きな取引単位を決定する場合があります。また、有価証券、その他販売会社または販売取扱会社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち各ファンドの基準通貨で支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り1口以上1口単位とします。一申込当りの申込口数が1億口以上となる場合、かかる申込は同日中の1億口未満の複数の申込に分割して取り扱われる場合があります。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、申込日の直前の評価日に計算された1口当り純資産価格です。日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日(通常、販売会社または販売取扱会社が当該注文をファンドに取り次いだ日。申込日。)であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとします。申込手数料は課されません。

申込締切時間は販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。締切時間を過ぎた申込みは受けつけません。

買付代金の支払は、円貨の場合、米ドル、豪ドル、英ポンド、ニュージーランド・ドルまたはカナダドル貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて、販売会社または販売取扱会社が決定します。また、販売会社または販売取扱会社によっては米ドル、豪ドル、英ポンド、ニュージーランド・ドルまたはカナダドル貨で支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等 同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなく なったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社または販売会社は、ファンド証券の買付けの注文がマーケット・タイミング(不公正な裁定取引)であるとの疑義が生じた場合は、当該買付け注文を受け付けない場合があります。

(3) 海外におけるファンド証券の転換

一方のファンドの受益証券から他方のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、その両ファンドの評価日に、転換のための取消不能の転換請求書に(発行されている場合は)受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができます。当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。ただし、最低転換請求口数は1,000口です。転換により発行される口数は、適用される評価日のそれぞれのファンドの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり決定されます。

 $N_1 = NAV_2 \times N_2/NAV_1$

 N_1 : 転換後の口数。端数は発行されません。転換に伴い生じる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属します。

N₂: 転換前の口数。

NAV₄: 転換により発行される受益証券の適用純資産価格。

NAV₂: 転換により発行される受益証券の基準通貨に適用される評価日の交換レートにより変換された転換される受益証券の適用純資産価格。

転換手数料は課されません。

(4) 日本におけるファンド証券の転換

日本における受益者は、転換する両ファンドの評価日に、販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対して、ファンド証券の転換を請求することができます。最低転換口数および転換により発行される口数の計算は上記「海外におけるファンド証券の転換」に記載されるとおりです。

ただし当該転換は、日本における販売会社または販売取扱会社が、日本の外国為替及び外国貿易法に基づき、ファンドに取り次ぎ可能でありかつ、販売会社または販売取扱会社が応じることが出来る状況および形態においてのみ行われます。

なお、転換に関して、一請求当りの転換請求口数または転換により発行される受益証券の口数が1億口以上となる場合、かかる請求は一請求当りの転換請求口数または転換により発行される受益証券の口数が1億口以上とならないよう分割される場合があります。

なお、2018年6月29日現在、日本においてファンド証券の転換は取扱っておりません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続き等

受益者は、評価日に買戻しを請求することができます。

日本国外に居住する受益者の買戻請求は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対して書面で行うものとします。 ファンド証券の券面が発行されている場合、買戻請求書には券面を添えなければなりません。

受益証券の買戻申し込みは、評価日の東京時間午後4時(ルクセンブルグの夏時間午前9時、冬時間午前8時)まで、または管理会社が随時決定する時間までに受領されるものとし、それ以降に受領された申込みは翌評価日に受領されたものとみなされます。

各ファンド証券1口当りの買戻価格は、当該申込みを受領した評価日の前評価日の1口当り純資産価格です。 買戻手数料は課されません。

買戻しの単位は、1口単位です。

管理会社は、通常、ファンド証券の受領を認められた買戻しを買戻請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に維持することを確保するものとします。

買戻代金は、買戻日の純資産価格によって、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻代金の支払は、保管受託銀行またはその代理人により、買戻請求が受領(ファンド証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含みます。)された日から起算して4評価日目までに各ファンドの基準通貨で行われます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

(2) 日本における買戻し手続き等

販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本における受益者は、買戻し停止期間中を除き、 販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、 手数料なしで、各評価日に行うことができます。

申込締切時間は販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。締切時間を過ぎた申込みは受けつけません。

ファンド証券1口当りの買戻価格は、原則として、申込日の直前の評価日に計算された1口当り純資産価格です。

約定日(販売会社または販売取扱会社が買戻し注文の成立を確認した日。通常、申込日。)から起算して4営業日目から、買戻し代金をお支払いします。

買戻代金は円貨で、また販売会社または販売取扱会社が応じる場合は米ドル、豪ドル、英ポンド、ニュージーランド・ドルまたはカナダドル貨で、支払われるものとします。買戻代金の支払が円貨の場合、米ドル、豪ドル、英ポンド、ニュージーランド・ドルまたはカナダドル貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社または販売取扱会社が決定します。ファンド証券の買戻しは1口以上1口単位、ただし販売会社もしくは各販売取扱会社が独自に、より大きい取引単位を決定する場合があります。なお、一請求当りの買戻し請求口数が、1億口以上となる場合、かかる請求は同日中の1億口未満の複数の買戻請求に分割して、取り扱われる場合があります。

クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

各ファンド証券の1口当り純資産価格は、以下の通貨により表示されます。

U.S.ドル・ファンド 米ドル

オーストラリアンドル・ファンド 豪ドル

U.K.ポンド・ファンド 英ポンド

ニュージーランドドル・ファンド ニュージーランド・ドル

カナダドル・ファンド カナダドル

各ファンド証券の1口当り純資産価格は、評価日毎に各ファンドの資産から各ファンドの負債(管理会社が必要または適切であると判断する準備金を含みます。)を控除した額を発行済の各ファンド証券の総口数で除することにより、管理会社または管理会社が任命した代理人によって決定されます。各ファンド証券の1口当り純資産価格は、米ドル、豪ドル、英ポンド、ニュージーランド・ドルおよびカナダドル単位で小数点以下第8位を四捨五入し、小数点以下第7位まで計算されます。可能な限り、投資収益、支払利息、手数料およびその他の債務(管理報酬を含む。)は、日割で計算されるものとします。

各ファンドの評価日は以下のとおりです。

U.S.ドル・ファンド受益証券

- ()ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、()ニューヨーク証券取引所の取引日かつ
- ()日本の販売会社の営業日(毎年12月24日を除きます。)

オーストラリアンドル・ファンド受益証券

()ルクセンブルグ、ロンドン、メルボルンおよびシドニーの銀行営業日、()オーストラリア証券取引所の取引日かつ()日本の販売会社の営業日(毎年12月24日を除きます。)

U.K.ポンド・ファンド受益証券

()ルクセンブルグおよびロンドンでの銀行営業日、()ロンドン証券取引所の取引日かつ()日本の販売会社の営業日(毎年12月24日を除きます。)

ニュージーランドドル・ファンド受益証券

()ルクセンブルグ、ロンドン、ウェリントンおよびオークランドの銀行営業日、()ニュージーランド証券取引所の取引日かつ()日本の販売会社の営業日(毎年12月24日を除きます。)

カナダドル・ファンド受益証券

()ルクセンブルグ、ロンドンおよびトロントの銀行営業日、()トロント証券取引所の取引日かつ()日本の販売会社の営業日(毎年12月24日を除きます。)

各ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- (a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該各ファンドのための資産プールに計上され、 各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連するファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。ただし、どのプールに帰属させるにせよ、すべての債務は、債権者がこれと異なる合意をしない限り、トラスト全体を拘束します。
- (e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

ファンドの資産は次のように評価されます。

(1) ファンドの組入れ証券および短期金融商品およびその他の証書は均等償却法により評価されます。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生じる結果となります。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産額と均等償却法により計算される純資産額との間の乖離を判定するため、管理会社の取締役会により随時見直されます。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社は、取締役会の指示により必要かつ適切であると判断する調整的措置を行います。こ

れには、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却または入手可能な市場相場に基づく1口 当り純資産価格の計算が含まれます。

- (2) 現金およびその他の流動資産は、額面金額および経過利息の合計額により評価されます。
- (3) 当該ファンドの表示通貨以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で当該ファンドの表示通貨に換算されます。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

管理会社は、以下の場合、純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

- イ)ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖、または、取引が制限もしくは停止された場合。
- 口)政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。
- ハ)ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- 二)為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が適正な為替レートでは実行できない場合。

(2)【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、販売会社を名義人とする確認書を販売会社に交付します。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、券面の交付を受け、自己の責任においてこれを保管します。

(3)【信託期間】(存続期間)

トラストおよびファンドの存続期間は、2018年12月31日までの期間です。

(4)【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年12月31日です。

- (5)【その他】
 - (イ) ファンドの償還

トラスト/ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできます。償還通知は、RESAおよび管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。トラストの償還を招く状況が発生し次第、管理会社によるファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合可能です。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、()いつでもファンドを償還することができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受ける、()いつでもファンドを償還することができ、他のファンドに、償還するファンドの資産(監査報告により評価)を譲与し、他のファンドの受益証券を、償還するファンドの受益者に分配することができます。上記()の償還は、当該ファンドのサイズ、ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。上記のファンドの償還の場合、当該ファンドの受益者には償還1か月前に郵便、電子メールまたは受益者との間で合意されたその他の合理的な方法により通知するものとします。償還の効力発生日まで、受益者はファンドの解散により生じる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続して行うことができます。

なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

(ロ) ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えません。

(八) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款変更関連書類に別段の規定がない場合、変更文書がルクセンブルグの商業および法人登録所に預託された旨の記載がRESAに公告された5日後に発効します。

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

各当事者は、相手方当事者に契約の終了日の3ヶ月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資顧問契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

保管契約

同契約に基づく保管受託銀行の任命は、相手方当事者に、解約の90日前までの書面による通知(または相手方当事者が同意する、これよりも短期間の通知)により解除することができます。管理会社または保管受託銀行は、保管受託銀行または管理会社が重大な違反を犯しているか、同契約書の条項(同契約書の表明および保証を含みます。)または2010年法に継続的に違反し、他方当事者による違反是正の要求通知交付後30暦日以内にかかる違反を是正しなかった場合、即時または後に効力を発する通知をもって、同契約を直ちに終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。管理会社は、同契約の終了がトラストの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

評価代理人契約

当事者は、60日前までの書面による通知を相手方当事者に行った場合には、いつでも同契約を終了させることができます。ただし、一方当事者による同契約に基づく義務の不履行があった場合には、相手方当事者への通知をもって即時に同契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に、書面による終了通知をなすことにより終了することができます。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に、書面による通知を3ヶ月前になすことにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

(ホ) 追加ファンドの設立

管理会社は、保管受託銀行の同意を得てトラストの約款を変更することにより、随時新しいファンドを設立することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がトラストに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益者名簿に登録されていなければなりません。

従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の受益者名簿に登録されていないため、トラストに対し直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(イ) 分配請求権

受益者は、トラストのために行為する管理会社の決定したトラストの分配金を、持分に応じてトラストのために行為 する管理会社に請求する権利を有します。

(口) 買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができます。

(八) 転換請求権

受益者は、ファンド証券の他のファンドのファンド証券への転換を請求することができます。

ただし当該転換は、日本における販売会社または販売取扱会社が、法令に基づき、ファンドに取り次ぎ可能であり、 販売会社または販売取扱会社が応じることが出来る状況および形態においてのみ行われます。

(二) 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はトラストのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配 を請求する権利を有します。

(注)契約型投資信託の場合、受益者集会はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供業者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、保管受託銀行、管理・登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、トラストの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたトラストまたは管理会社の他の業務提供業者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (イ) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- (ロ) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

また財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券の届出等に関する代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a.ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b.ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する 外国監査法人等をいう。)であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。) が当該財務書類に添付されています。
- c.ファンドの原文の財務書類は、米ドル、豪ドル、英ポンド、ニュージーランド・ドル、ユーロおよびカナダドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、以下の2018年4月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されています。

1 米ドル= 109.35円1 豪ドル= 82.61円1 英ポンド= 152.17円1 ニュージーランド・ドル= 77.18円1 ユーロ= 132.39円1 カナダドル= 84.93円

なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【2017年12月31日終了年度】 【貸借対照表】

ボンド・セレクト・トラスト 結合純資産計算書 2017年12月31日現在

	U.S.ドル・	ファンド	オーストラリアンドル・ファンド		U.K.ポンド・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券 - 時価(注2)	33,923,553	3,709,541	73,826,851	6,098,836	9,493,943	1,444,693
銀行預金	4,687	513	28,280	2,336	3,943	600
預金	7,252,000	793,006	16,423,000	1,356,704	3,227,000	491,053
受益証券発行未収金	32,671	3,573	61,395	5,072	10,132	1,542
未収債券利息	2,390	261	16,282	1,345	0	0
預金利息	100,311	10,969	0	0	32,411	4,932
その他の資産	0	0	0	0	0	0
資産合計	41,315,612	4,517,862	90,355,808	7,464,293	12,767,429	1,942,820
負債						
当座借越に係る利息	0	0	72,143	5,960	0	0
受益証券買戻未払金	86,964	9,510	216,077	17,850	952	145
ブローカーへの未払金	498,628	54,525	0	0	0	0
未払費用(注7)	152,605	16,687	260,561	21,525	38,648	5,881
その他の負債	12,819	1,402	0	0	6,596	1,004
負債合計	751,016	82,124	548,781	45,335	46,196	7,030
純資産	40,564,596	4,435,739	89,807,027	7,418,959	12,721,233	1,935,790
発行済受益証券数	2,576,960	2,576,960,823口		4,031□	765,819	,652□
1口当り純資産価格	0.0157413	1.721円	0.0229972	1.900円	0.0166113	2.528円

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産計算書(続き)

	ニュージーランドドル・ファンド		カナダドル・ファンド		結 合	
	(ニュージーラ ンド・ドル)	(千円)	(カナダドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産						
投資有価証券 - 時価 (注2)	39,911,982	3,080,407	35,582,589	3,022,029	160,915,548	17,596,115
銀行預金	15,486	1,195	13,936	1,184	54,128	5,919
預金	8,522,999	657,805	7,747,000	657,953	36,615,983	4,003,958
受益証券発行未収金	757,004	58,426	0	0	631,499	69,054
未収債券利息	3,613	279	53,777	4,567	60,454	6,611
預金利息	34,788	2,685	4,191	356	171,960	18,804
その他の資産	0	0	1,026	87	817	89
資産合計	49,245,872	3,800,796	43,402,519	3,686,176	198,450,389	21,700,550
負債						
当座借越に係る利息	0	0	0	0	56,250	6,151
受益証券買戻未払金	63,135	4,873	0	0	301,534	32,973
ブローカーへの未払金	0	0	0	0	498,628	54,525
未払費用(注7)	134,524	10,383	54,019	4,588	546,261	59,734
その他の負債	0	0	0	0	21,696	2,372
負債合計	197,659	15,255	54,019	4,588	1,424,369	155,755
純資産	49,048,213	3,785,541	43,348,500	3,681,588	197,026,020	21,544,795
発行済受益証券数	2,161,731	,713□	3,686,467	7,128□		
1 口当り純資産価格	0.0226893	1.751円	0.0117588	0.999円		

【損益計算書】

ボンド・セレクト・トラスト 結合運用計算書 2017年12月31日に終了した年度

	U.S.ドル・ファンド		オーストラリアンドル・ ファンド		U.K.ポンド・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
収益						
預金利息	80,390	8,791	295,902	24,444	6,080	925
債券利息	95,261	10,417	247,806	20,471	0	0
その他の収益	21,073	2,304	4,261	352	6,941	1,056
収益合計	196,724	21,512	547,969	45,268	13,021	1,981
費用						
投資顧問報酬 (注4)	62,399	6,823	144,299	11,921	5,138	782
代行協会員および販売会社報酬 (注5)	172,444	18,857	461,278	38,106	10,026	1,526
保管報酬(注6)	41,944	4,587	97,096	8,021	4,053	617
当座借越に係る利息	1,319	144	3,055	252	9	1
コルレス銀行報酬	0	0	15,454	1,277	0	0
管理報酬(注3)	4,152	454	9,619	795	147	22
法務報酬	1,245	136	6,000	496	400	61
海外登録費用	0	0	60,000	4,957	0	0
専門家報酬	0	0	52,163	4,309	45	7
印刷・公告費	1,788	196	98	8	5,418	824
年次税(注9)	4,225	462	9,501	785	1,318	201
その他の費用	17,714	1,937	3,293	272	830	126
費用合計	307,230	33,596	861,856	71,198	27,384	4,167
純投資(損失)	(110,506)	(12,084)	(313,887)	(25,930)	(14,363)	(2,186)
投資有価証券実現純利益(注10)	327,706	35,835	1,291,927	106,726	36,124	5,497
当期実現純利益	327,706	35,835	1,291,927	106,726	36,124	5,497
投資有価証券未実現純損益の変動 (注10)	15,509	1,696	(31,033)	(2,564)	193	29
当期未実現純 (損) 益	15,509	1,696	(31,033)	(2,564)	193	29
運用の結果による純資産の増加	232,709	25,447	947,007	78,232	21,954	3,341

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合運用計算書(続き)

	ニュージーランドドル・ ファンド		カナダドル・ファンド		結 合	
	(ニュージーラ ンド・ドル)	(千円)	(カナダドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益						
預金利息	176,019	13,585	56,896	4,832	489,513	53,528
債券利息	63,749	4,920	125,828	10,687	433,878	47,445
その他の収益	23,162	1,788	8,805	748	57,186	6,253
収益合計	262,930	20,293	191,529	16,267	980,577	107,226
費用						
投資顧問報酬(注4)	71,750	5,538	46,399	3,941	269,684	29,490
代行協会員および販売会社報酬 (注 5)	217,984	16,824	98,757	8,387	778,928	85,176
保管報酬(注6)	64,703	4,994	31,952	2,714	194,463	21,265
当座借越に係る利息	1,127	87	23	2	4,531	495
コルレス銀行報酬	8,078	623	3,024	257	20,190	2,208
管理報酬(注3)	4,782	369	2,843	241	17,507	1,914
法務報酬	1,445	112	1,111	94	8,372	915
海外登録費用	247	19	12,090	1,027	56,580	6,187
専門家報酬	6,732	520	13,651	1,159	56,376	6,165
印刷・公告費	2,329	180	1,442	122	11,957	1,307
年次税(注9)	4,877	376	5,513	468	21,257	2,324
その他の費用	2,201	170	1,529	130	24,178	2,644
費用合計	386,255	29,811	218,334	18,543	1,464,023	160,091
純投資(損失)	(123,325)	(9,518)	(26,805)	(2,277)	(483,446)	(52,865)
投資有価証券実現純利益(注10)	815,112	62,910	155,492	13,206	2,085,971	228,101
当期実現純利益	815,112	62,910	155,492	13,206	2,085,971	228,101
投資有価証券未実現純損益の変動 (注10)	(61,093)	(4,715)	10,457	888	(43,468)	(4,753)
当期未実現純 (損) 益	(61,093)	(4,715)	10,457	888	(43,468)	(4,753)
運用の結果による純資産の増加	630,694	48,677	139,144	11,817	1,559,057	170,483

ボンド・セレクト・トラスト 結合純資産変動計算書 2017年12月31日に終了した年度

	U.S.ドル・ ファンド	オーストラリ アンドル・ ファンド	U.K.ポンド・ ファンド	ニュージーラ ンドドル・ ファンド	カナダドル・ ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(ニュージーラ ンド・ドル)	(カナダドル)	(米ドル)
期首現在純資産	40,607,969	99,789,654	13,724,502	48,162,494	43,340,828	195,309,261
純投資 (損失)	(110,506)	(313,887)	(14,363)	(123,325)	(26,805)	(483,446)
当期実現純利益	327,706	1,291,927	36,124	815,112	155,492	2,085,971
当期未実現純 (損) 益	15,509	(31,033)	193	(61,093)	10,457	(43,468)
運用の結果による純資産の増加	232,709	947,007	21,954	630,694	139,144	1,559,057
受益証券の発行手取金	13,558,642	3,746,823	492,502	7,496,465	543,585	22,896,538
受益証券の買戻支払額	(13,834,724)	(14,676,457)	(1,517,725)	(7,241,440)	(675,057)	(32,997,885)
受益証券取引の受取 (支払)純額	(276,082)	(10,929,634)	(1,025,223)	255,025	(131,472)	(10,101,347)
為替変動						10,259,049
期末現在純資産	40,564,596	89,807,027	12,721,233	49,048,213	43,348,500	197,026,020

添付の注記は当財務書類の一部である。

ボンド・セレクト・トラスト 結合発行済受益証券数変動表 2017年12月31日に終了した年度

	U.S.ドル・ ファンド	オーストラリアン ドル・ファンド	U.K.ポンド・ ファンド	ニュージーランド ドル・ファンド	カナダドル・ ファンド
期首現在発行済受益証券数	2,594,113,376	4,382,071,723	827,597,290	2,150,885,053	3,697,669,189
期中発行受益証券数	865,060,003	163,883,669	29,679,183	331,739,279	46,274,646
期中買戻受益証券数	(882,212,556)	(640,821,361)	(91,456,821)	(320,892,619)	(57,476,707)
期末現在発行済受益証券数	2,576,960,823	3,905,134,031	765,819,652	2,161,731,713	3,686,467,128

統計情報

	U.S.ドル・ ファンド	オーストラリアン ドル・ファンド	U.K.ポンド・ ファンド	ニュージーランド ドル・ファンド	カナダドル・ ファンド
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(ニュージーラン ド・ドル)	(カナダドル)
2017年12月31日現在純資産	40,564,596	89,807,027	12,721,233	49,048,213	43,348,500
2016年12月31日現在純資産	40,607,969	99,789,654	13,724,502	48,162,494	43,340,828
2015年12月31日現在純資産	46,530,397	115,861,014	13,970,602	47,936,769	43,331,035
2017年12月31日現在 1 口当り純資産価格	0.0157413	0.0229972	0.0166113	0.0226893	0.0117588
2016年12月31日現在 1 口当り純資産価格	0.0156539	0.0227723	0.0165836	0.0223919	0.0117211
2015年12月31日現在 1 口当り純資産価格	0.0156026	0.0224754	0.0165448	0.0219897	0.0116907

添付の注記は当財務書類の一部である。

<u>次へ</u>

ボンド・セレクト・トラスト 財務書類に対する注記 2017年12月31日に終了した年度

注1-組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてアンブレラ型の共有持分型投資信託(fonds commun de placement à compartiments multiples)としてルクセンブルグにおいて設定されたボンド・セレクト・トラスト(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社(société anonyme)でありルクセンブルグ大公国 エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、ルクセンブルグの2010年12月17日の投資信託に関する法律(改正済)(「2010年法」)のパート の規定に基づく投資信託たる適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は2013年12月31日までとして設定されたが、2012年6月28日付で延長され、2018年12月31日までとなった。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により存続期間の満了前にいつでも償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンド

2017年12月31日現在、以下のサブ・ファンド(総称して、または個々を「ファンド」という。)が発行されている。

ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド、米ドル建

ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド、豪ドル建

ボンド・セレクト・トラスト - U.K.ポンド・ファンド、英ポンド建

ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンド、ニュージーランド・ドル建

ボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンド、カナダドル建

ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - U.K.ポンド・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンドおよびボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンドの存続期間は、2018年12月31日までである。

投資方針

オーストラリアンドル・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する豪ドル建の短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指す。

管理会社は、ファンドのために、豪ドル以外の通貨建の証券および証書に投資することができるが、その場合、かかる 投資について豪ドルでの収益を達成するため、可能な範囲で、先渡為替取引を行うものとする。

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。

ファンドは、純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

U.S.ドル・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する米ドル建の短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指す。

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P

社の格付けで AA -格以上、 Δ ーディーズ社の格付けで Aa 3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。

ファンドは、その純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

U.K.ポンド・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する英ポンド建の短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指す。

管理会社は、ファンドのために、英ポンド以外の通貨建の証券および証書に投資することができるが、その場合、かかる投資について英ポンドでの収益を達成するため、可能な範囲で、先渡為替取引を行うものとする。

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。

ファンドは、その純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

ニュージーランドドル・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するニュージーランド・ドル建の短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指す。

管理会社は、ファンドのために、ニュージーランド・ドル以外の通貨建の証券および証書に投資することができるが、その場合、かかる投資についてニュージーランド・ドルでの収益を達成するため、可能な範囲で、先渡為替取引を行うものとする。

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。

ファンドは、その純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

カナダドル・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するカナダドル建の短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指す。

管理会社は、ファンドのために、カナダドル以外の通貨建の証券および証書に投資することができるが、その場合、かかる投資についてカナダドルでの収益を達成するため、可能な範囲で、先渡為替取引を行うものとする。

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。

ファンドは、その純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

注2-重要な会計方針

トラストは、各ファンドの帳簿および記録をそれぞれの通貨で記帳しており、結合財務書類は米ドルで作成されている。 ファンドが12か月以内に償還日を迎えるため、本財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の 重要な会計方針を含む清算会計基準で作成されている。

投資有価証券

組入証券および短期金融商品は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。

この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額が、証券を売却した場合にファンドが受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合がある。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産額と償却原価法により計算される純資産額との間の乖離を判定するため、管理会社の取締役会によりまたはその指示のもとに定期的に検討される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社は、売買益または売買損を実現するため満期前の組入証券の売却または入手可能な市場相場に基づく1口当り純資産価格の計算を含む、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。

各評価日のゼロクーポン債に伴う増分収益を含む証券および短期金融商品の元本における市価変動はすべて、結合運用計算書上の「投資有価証券未実現純損益の変動」に計上される。

外貨換算

各ファンドの財務報告通貨以外の通貨建の資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算されている。各ファンドの財務報告通貨建ではない収益および費用は、取引日の実勢為替レートで換算されている。

米ドルでの結合財務書類の作成上、米ドル以外の通貨建の各ファンドの計算書は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

期首時点の為替レートと年度末の為替レートで換算された期首純資産の差額は、結合純資産変動計算書で「為替変動」 として計上される。

2017年12月31日現在の為替レート:

1米ドル = 1.282544 豪ドル

1米ドル = 1.256349 カナダドル

1米ドル = 0.837065 ユーロ

1米ドル = 0.743025 英ポンド

1米ドル = 1.408847 ニュージーランド・ドル

証券取引および投資収益

証券取引は取引日に計上される。ポートフォリオ証券の売却実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。 受取利息は、発生利息に基づいて計上される。

受益証券の発行および買戻し

すべてのファンドについて、発行および買戻請求を各評価日にトラストに対して行うことができる。

1口当り純資産価格の計算方法

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、以下の通貨で表示される。

ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド:米ドル

ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド: 豪ドル

ボンド・セレクト・トラスト - U.K.ポンド・ファンド:英ポンド

ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンド: ニュージーランド・ドル

ボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンド: カナダドル

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、各ファンドに帰属する資産から各ファンドに帰属する負債(管理会社が必要または適切であると判断するあらゆる引当金を含む。)を控除した評価額を純資産価格計算時の発行済受益証券総口数で除することにより、各評価日に管理会社が決定する。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.が日々の受益証券1口当りの純資産価格を計算するために管理会社によって任命されており、その純資産価格はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の登記上の事務所において、各評価日のルクセンブルグ時間正午時点で入手可能である。

注3-管理報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.01%の管理報酬を受領する権利を有する。ただし、最低年額はトラストについて10,000米ドルであり、当該金額は各ファンドの純資産総額に応じて各ファンドで按分する。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	管理報酬
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	管理報酬
0.250%超となった場合	0.000%
再度0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じたプロセスが適用される。

2017年12月31日現在、年率は、U.K.ポンド・ファンドに関して0.004%であった。U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドに、管理報酬の引下げは適用されていなかった。

注4-投資顧問報酬

U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの投資顧問会社は、各ファンドの日々の純資産総額の平均額の下記の年率による投資顧問報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有し、かかる報酬は各ファンドの純資産総額に応じて各ファンドで按分する。かかる報酬の計算に際しては、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの純資産額は、報酬計算日に適用される為替レートで米ドルに転換される。

<u>純資産総額</u>	年率
2 億5,000万米ドル以下の部分	0.150%
2 億5,000万米ドル超 5 億米ドル以下の部分	0.125%
5 億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.100%
20億米ドル超の部分	0.075%

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	投資顧問報酬
0.30%未満となった場合	0.125%
0.20%未満となった場合	0.100%
0.10%未満となった場合	0.075%
再度0.10%未満となった場合	0.050%
再度0.10%未満となった場合	0.025%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	投資顧問報酬
0.250%超となった場合	0.025%
再度0.250%超となった場合	0.050%
再度0.250%超となった場合	0.075%
0.350%超となった場合	0.100%
0.450%超となった場合	0.125%
0.525%超となった場合	最大0.150%

ファンドの状況に応じたプロセスが適用される。

2017年12月31日現在、年率は、U.K.ポンド・ファンドに関して0.075%であった。U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドに、投資顧問報酬の引下げは適用されていなかった。

注5 - 代行協会員および販売会社報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の純資産額の平均額の下記の年率による報酬を四半末毎に後払で受領する権利を有する。かかる報酬の計算に際しては、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの純資産額は、報酬計算日に適用される為替レートで米ドルに転換される。

純資産総額年率300万米ドル以下の場合0.00%300万米ドル超の場合0.102%以下

報酬引下げのプロセス:

直近7日間で計算された各ファンドの年利回りが0.300%未満になった場合、報酬は年率0.017%引下げられ、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.085%となる。

7日間平均利回りがさらに下がった場合、報酬は年率0.000%になるまで、7日間平均利回りの低下に応じた下記の段階的な引下げが行われる。

女体针类和生 妻	(从园机多层式平分式类)	
有1111.13.15节节音	(外国投資信託受益証券)	

0.300%未満となった場合	0.085%
0.200%未満となった場合	0.068%
0.100%未満となった場合	0.051%
再度0.100%未満となった場合	0.034%
再度0.100%未満となった場合	0.017%
再度0.100%未満となった場合	0.000%

報酬引上げのプロセス:

直近7日間で計算された各ファンドの年利回りが0.250%を超えた場合、報酬は年率0.017%引上げられ、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.017%となる。

7日間平均利回りがさらに上がった場合、報酬は年率0.102%になるまで、7日間平均利回りの上昇に応じた下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.017%
再度0.250%超となった場合	0.034%
再度0.250%超となった場合	0.051%
0.350%超となった場合	0.068%
0.450%超となった場合	0.085%
0.525%超となった場合	0.102%

2017年12月31日現在、代行協会員報酬の年率は、U.K.ポンド・ファンドに関して0.051%であった。U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドに、代行協会員報酬の引下げは適用されていなかった。

日本における各販売会社は、各ファンドの日々の純資産額の平均額の下記の年率による報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有する。かかる報酬の計算に際しては、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの純資産額は、報酬計算日に適用される為替レートで米ドルに転換される。

純資産総額	<u>年率</u>
0米ドル以上300万米ドル以下の場合	0.00%
300万米ドル超の場合	0.398%以下

日本における各販売会社は、当該販売会社が販売した受益証券に応じて、四半期中の各ファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.398%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

報酬引下げのプロセス:

直近7日間で計算された各ファンドの年利回りが0.450%未満になった場合、報酬は年率0.050%引下げられ、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.348%となる。

7日間平均利回りがさらに下がった場合、報酬は0.000%になるまで、7日間平均利回りの低下に応じた下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.450%未満となった場合	0.348%
0.400%未満となった場合	0.298%
0.350%未満となった場合	0.248%
0.300%未満となった場合	0.207%
0.200%未満となった場合	0.166%
0.100%未満となった場合	0.125%
再度0.100%未満となった場合	0.084%
再度0.100%未満となった場合	0.043%
再度0.100%未満となった場合	0.000%

報酬引上げのプロセス:

直近7日間で計算された各ファンドの年利回りが0.250%を超えた場合、報酬は年率0.043%引上げられ、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.043%となる。

7日間平均利回りがさらに上がった場合、報酬は0.398%になるまで、7日間平均利回りの上昇に応じた下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	<u>販売会社報酬</u>
0.250%超となった場合	0.043%
再度0.250%超となった場合	0.084%
再度0.250%超となった場合	0.125%
0.350%超となった場合	0.166%
0.450%超となった場合	0.207%
0.525%超となった場合	0.248%
再度0.525%超となった場合	0.298%
再度0.525%超となった場合	0.348%
0.575%超となった場合	0.398%

2017年12月31日現在、販売会社報酬の年率は、カナダドル・ファンドに関して0.248%、U.K.ポンド・ファンドに関して0.125%であった。U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンドおよびニュージーランドドル・ファンドに、販売会社報酬の引下げは適用されていなかった。

注 6 - 保管報酬

保管受託銀行は、保管受託銀行および管理事務代行会社として、U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドの当該四半期中の各ファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.10%の報酬を各ファンドの資産から受領する権利を有する。

以下の年間報酬率は2008年12月23日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	保管報酬
0.30%未満となった場合	0.084%
0.20%未満となった場合	0.068%
0.10%未満となった場合	0.052%
再度0.10%未満となった場合	0.036%
再度0.10%未満となった場合	0.020%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	保管報酬
0.250%超となった場合	0.020%
再度0.250%超となった場合	0.036%
再度0.250%超となった場合	0.052%
0.350%超となった場合	0.068%
0.450%超となった場合	0.084%
0.525%超となった場合	0.100%

ファンドの状況に応じたプロセスが適用される。

2017年12月31日現在、年率は、U.K.ポンド・ファンドに関して0.052%であった。U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、ニュージーランドドル・ファンドおよびカナダドル・ファンドに、保管報酬の引下げは適用されていなかった。

注7-未払費用

ボンド・セレクト・ トラスト -	U.S.ドル・ ファンド	オーストラリア ンドル・ ファンド	U.K.ポンド・ ファンド	ニュージーラン ドドル・ ファンド	カナダドル・ ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(ニュージーラ ンド・ドル)	(カナダドル)	(米ドル)
投資顧問報酬	15,359	34,396	1,455	17,954	13,605	67,709
代行協会員および販売会社報酬	47,433	109,742	2,836	54,445	28,979	198,527
保管報酬	10,241	22,934	1,060	11,970	9,141	45,321
コルレス銀行報酬	11,040	4,237	2,789	1,793	0	19,370
管理報酬	1,024	2,293	52	1,197	871	4,425
法務報酬	0	5,088	0	0	0	3,967
海外登録費用	66,382	45,461	30,137	39,206	339	170,486
専門家報酬	0	34,163	0	6,732	0	31,415
年次税	1,126	2,247	319	1,227	1,084	5,041
=	152,605	260,561	38,648	134,524	54,019	546,261

注8-分配

管理会社は、各ファンドに関して年1回、ファンドの分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると判断した場合には、各ファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本から分配を行うこともできる。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。 2017年12月31日に終了した年度に、いずれのファンドに関しても受益者に対する分配は行われなかった。

注9 - 税金

トラストおよびファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンドおよびボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンドは、純資産に対して年率0.01%で計算される年次税(taxe d'abonnement)を課され四半期毎に支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されないが、ファンドの投資有価証券の収益およびキャピタル・ゲインは、投資国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。ファンドは、当該国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注10 - 投資有価証券に係る実現/未実現損益の内訳

トラストの結合運用計算書に記載されている、2017年12月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現/未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

ボンド・セレクト・ トラスト -	U.S.ドル・ ファンド	オーストラリアンド	U.K.ポンド・ ファンド	ニュージーランドドル・ファンド	カナダドル・ ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(ニュージーラン ド・ドル)	(カナダドル)	(米ドル)
投資有価証券実現利益	703,721	1,291,927	36,124	815,112	248,823	2,536,273
投資有価証券実現損失	(376,015)	0	0	0	(93,331)	(450,302)
投資有価証券実現純利益	327,706	1,291,927	36,124	815,112	155,492	2,085,971
投資有価証券未実現利益の 変動	46,520	198,231	5,374	112,000	59,010	334,780
投資有価証券未実現損失の 変動	(31,011)	(229,264)	(5,181)	(173,093)	(48,553)	(378,248)
投資有価証券未実現純損益 の変動	15,509	(31,033)	193	(61,093)	10,457	(43,468)

注11 - 取引費用

取引費用は、プローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2017年12月31日に終了した年度中に、投資有価証券の 売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

【投資有価証券明細表等】

ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド 投資有価証券明細表 2017年12月31日現在 (米ドル(USD)で表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
	他の規	見制ある市場(「公式市場」)で取引される	譲渡性のある証券および	び短期金融商品	
		オーストラリア			
譲渡性	預金				
USD	1,500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 07/03/18	1,494,024	1,495,485	3.68
USD	500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/18	498,010	499,785	1.23
			1,992,034	1,995,270	4.91
変動利	付債				
USD	1,000,000	COMMONWEALTH BANK FRN 08/02/18	1,000,000	1,000,000	2.47
			1,000,000	1,000,000	2.47
		オーストラリア合計	2,992,034	2,995,270	7.38
		カナダ			
(ユー	・ロ) コマーシ	ャル・ペーパー			
USD		BANK OF MONTREAL LDN CP 23/03/18	1,493,469	1,493,971	3.68
			1,493,469	1,493,971	3.68
		カナダ合計	1,493,469	1,493,971	3.68
		フィンランド			
(1-	・ロ) コマーシ	ソヤル・ペーパー			
USD	1,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 01/03/18	1,494,396	1,496,140	3.69
USD	1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 29/01/18	996,176	998,739	2.46
USD	1,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 21/02/18	997,235	997,592	2.46
USD	500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 04/01/18	498,243	499,885	1.23
	,		3,986,050	3,992,356	9.84
		フィンランド合計	3,986,050	3,992,356	9.84
		フランス			
(7-	ロノコマーシ	·ヤル・ペーパー			
USD	1,000,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 09/01/18	998,627	999,542	2.47
USD	1,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 22/01/18	996,388	999,047	2.47
USD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 29/01/18	996,413	998,764	2.46
USD	1,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 02/02/18	996,321	998,600	2.46
USD	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 15/03/18	995,966	996,594	2.46
USD	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 20/03/18	995,947	996,392	2.46
			•	•	

通貨 ———	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
	他の規制	ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡	性のある証券および短	期金融商品(続	き)
		フランス (続き)			
(ユー	・ロ) コマーシ	/ャル・ペーパー (続き)			
USD	500,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 12/01/18	499,299	499,684	1.23
USD	500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 22/01/18	498,743	499,514	1.23
USD	500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 28/02/18	498,111	498,734	1.23
			7,475,815	7,486,871	18.47
		フランス合計	7,475,815	7,486,871	18.47
		ドイツ			
(ユー	・ロ) コマーシ	ャル・ペーパー			
USD	1,000,000	DGZ DEKABANK CP 05/01/18	996,144	999,732	2.47
USD	1,000,000	ALL I ANZ CP 28/02/18	996,115	997,367	2.46
USD	1,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 14/03/18	996,090	996,742	2.46
USD	1,000,000	DZ BANK AG CP 14/03/18	996,041	996,701	2.46
USD	500,000	ALL I ANZ CP 25/01/18	498,140	499,460	1.23
USD	500,000	ALLIANZ CP 06/02/18	498,162	499,212	1.23
USD	500,000	DEKABANK DEUTSCHE GIRO CP 20/02/18	498,027	498,864	1.23
USD	500,000	DEKABANK DEUTSCHE GIRO CP 27/02/18	497,964	498,672	1.23
			5,976,683	5,986,750	14.77
		ドイツ合計	5,976,683	5,986,750	14.77
		香港			
譲渡性	預金				
USD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 28/03/18	995,520	995,570	2.44
			995,520	995,570	2.44
		香港合計	995,520	995,570	2.44
		日本			
(ユー	・ロ) コマーシ	ヤル・ペーパー			
USD	1,000,000	中国銀行 LTD CP 23/01/18	996,182	998,963	2.47
USD	1,000,000	日本政策投資銀行 CP 26/01/18	996,014	998,861	2.46
			1,992,196	1,997,824	4.93
		日本合計	1,992,196	1,997,824	4.93
		オランダ			
	・ロ) コマーシ	ヤル・ペーパー			
USD	1,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 22/03/18	995,725	996,143	2.46
			995,725	996,143	2.46
		オランダ合計	995,725	996,143	2.46

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
	他の規制	ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡性のる	ある証券および短	期金融商品(続	き)
		ニュージーランド			
(ユ-	-ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
USD	500,000	KIWIBANK CP 16/01/18	497,810	499,642	1.23
		_	497,810	499,642	1.23
		ニュージーランド合計 - -	497,810	499,642	1.23
		シンガポール			
(ユ-	-ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
USD	1,500,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 12/1/18	1,494,548	1,499,221	3.69
USD	500,000	TEMASEK FINANCIAL I PTE CP 28/02/18	498,097	498,738	1.23
USD	500,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 14/3/18	498,070	498,392	1.23
		-	2,490,715	2,496,351	6.15
		シンガポール合計 -	2,490,715	2,496,351	6.15
		イギリス			
譲渡性	Ł預金				
USD	1,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 20/03/18	995,722	996,191	2.46
USD	500,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 20/02/18	498,582	498,826	1.23
USD	500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 22/02/18	498,583	498,743	1.23
USD	500,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 05/03/18	498,629	498,629	1.23
USD	500,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 19/03/18	497,884	498,119	1.23
USD	500,000	TORONTO DOM BK LDN CD 0% 29/03/18	497,834	497,834	1.22
		-	3,487,234	3,488,342	8.60
(ユ-	-ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
USD	1,000,000	TORONTO DOM BK CP 19/03/18	995,946	996,437	2.46
USD	500,000	TORONTO DOM BK CP 22/03/18	497,836	498,026	1.22
		_	1,493,782	1,494,463	3.68
		イギリス合計 -	4,981,016	4,982,805	12.28
		他の規制ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品合計 -	33,877,033	33,923,553	83.63
投資有	百価証券合計	-	33,877,033	33,923,553	83.63

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド 投資有価証券の業種別および地域別分布表 2017年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	7.38
	7.38
カナダ	
金融	3.68
Is	3.68
フィンランド - 今回:	0.04
金融	9.84
フランス	
- 2 - 2 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 · 3 ·	18.47
	18.47
ドイツ	
金融	14.77
	14.77
香港	
金融	2.44
	2.44
日本	4.00
金融	4.93
オランダ	4.93
金融	2.46
100	2.46
ニュージーランド	
金融	1.23
	1.23
シンガポール	
金融	6.15
/ 12 H =	6.15
イギリス	40.00
金融	12.28
	12.28
投資合計	83.63

ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド

投資有価証券明細表 2017年12月31日現在 (豪ドル(AUD)で表示)

他の規制ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品	通貨	額面価額(1)	銘 柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
記録性接接		他の	規制ある市場(「公式市場」)で取引される譲	渡性のある証券およ	び短期金融商品	
AUD 3,000,000 SUMITOMO MITSUI BANKING CORP/SYDNEY CD 0% 17/01/18 2,981,416 2,997,059 3.34 AUD 3,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 19/03/18 2,986,412 2,988,054 3.33 AUD 2,000,000 SUMITOMO MITSUI BANKING CORP/SYDNEY CD 0% 1,991,040 1,991,040 2.22 BAND 1,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/18 994,835 999,459 1.11 AUD 1,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 08/03/18 995,520 996,565 1.11 9,949,223 9,972,177 11.11 (ユーロ) コマーシャル・ペーパー AUD 3,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/03/18 2,982,106 2,990,607 3.33 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 12/01/18 1,987,272 1,998,586 2.23 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544			オーストラリア			
AUD 3,000,000 17/01/18 2,981,416 2,997,099 3.34 AUD 3,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 19/03/18 2,986,412 2,988,054 3.33 AUD 2,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/18 994,835 999,459 1.11 AUD 1,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 08/03/18 995,520 996,565 1.11 AUD 1,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 08/03/18 995,520 996,565 1.11 (ユーロ) コマーシャル・ベーパー AUD 3,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/03/18 2,982,106 2,990,607 3.33 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 12/01/18 1,987,272 1,998,586 2.23 AUD 2,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 20/02/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,774 1,992,489 2.22 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 AT-ストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29,99 DAY ンランド (ユーロ) コマーシャル・ベーバー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11	譲渡性	預金				
AUD 2,000,000 SUMITOMO MITSUI BANKING CORP/SYDNEY CD 0% 29/03/18 1,991,040 1,991,040 2.22 AUD 1,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/18 994,835 999,459 1.11 9,949,223 9,972,177 11.11 (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 3,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/03/18 2,982,106 2,990,607 3.33 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 12/01/18 1,987,272 1,998,586 2.23 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,778 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 13,903,906 13,955,632 15.54 安助利付債 AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99	AUD	3,000,000		2,981,416	2,997,059	3.34
AUD 2,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/18 994,835 999,459 1.11 AUD 1,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/18 995,520 996,565 1.11 9,949,223 9,972,177 11.11 (ユーロ) コマーシャル・ペーパー AUD 3,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/03/18 1,987,272 1,998,586 2.23 AUD 2,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 かんり 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 かんり 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 29,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29,99	AUD	3,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 19/03/18	2,986,412	2,988,054	3.33
AUD 1,000,000 MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 08/03/18 995,520 996,565 1.11 (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 3,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/03/18 2,982,106 2,990,607 3.33 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 12/01/18 1,987,272 1,998,586 2.23 AUD 2,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 02/02/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 アインランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11	AUD	2,000,000		1,991,040	1,991,040	2.22
1.11	AUD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/18	994,835	999,459	1.11
AUD 3,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/03/18 2,982,106 2,990,607 3.33 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 12/01/18 1,987,272 1,998,586 2.23 AUD 2,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 20/02/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,980,795 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 05/04/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 13,903,906 13,955,632 15.54 変動利付債 AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11	AUD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 08/03/18	995,520	996,565	1.11
AUD 3,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/03/18 2,982,106 2,990,607 3.33 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 12/01/18 1,987,272 1,998,586 2.23 AUD 2,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 20/02/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,980,795 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 05/04/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 Aーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11				9,949,223	9,972,177	11.11
AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 12/01/18 1,987,272 1,998,586 2.23 AUD 2,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 20/02/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,980,795 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 05/04/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11	(ユー	・ロ) コマーシ	ヤル・ペーパー			
AUD 2,000,000 RABOBANK NED AUST CP 02/02/18 1,987,707 1,996,444 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 20/02/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,987,778 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 05/04/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 アインランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33	AUD	3,000,000	RABOBANK NED AUST CP 02/03/18	2,982,106	2,990,607	3.33
AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 20/02/18 1,987,708 1,994,703 2.22 AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,980,795 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 05/04/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 13,903,906 13,955,632 15.54 変動利付債 2,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 フィンランド (ユーロ) コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,989,548 3.33	AUD	2,000,000	ING BANK SYDNEY CP 12/01/18	1,987,272	1,998,586	2.23
AUD 2,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18 1,980,795 1,992,489 2.22 AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 05/04/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 3,903,906 13,955,632 15.54 変動利付債 2,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33	AUD	2,000,000	RABOBANK NED AUST CP 02/02/18	1,987,707	1,996,444	2.22
AUD 2,000,000 ING BANK SYDNEY CP 05/04/18 1,987,774 1,990,199 2.21 AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 13,903,906 13,955,632 15.54 変動利付債 2,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,989,548 3.33	AUD	2,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 20/02/18	1,987,708	1,994,703	2.22
AUD 1,000,000 TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18 990,544 992,604 1.11 変動利付債 AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33	AUD	2,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18	1,980,795	1,992,489	2.22
変動利付債 AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33	AUD	2,000,000	ING BANK SYDNEY CP 05/04/18	1,987,774	1,990,199	2.21
変動利付債AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/182,999,400 2,999,898 3.34スクラク,400 2,999,898 3.34オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 0P CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22AUD 1,000,000 0P CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.112,981,710 2,989,548 3.33	AUD	1,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18	990,544	992,604	1.11
AUD 3,000,000 COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18 2,999,400 2,999,898 3.34 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33				13,903,906	13,955,632	15.54
スーストラリア合計 2,999,400 2,999,898 3.34 26,852,529 26,927,707 29.99 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33	変動利]付債				
オーストラリア合計 26,852,529 26,927,707 29.99 フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33	AUD	3,000,000	COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18	2,999,400	2,999,898	3.34
フィンランド (ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33				2,999,400	2,999,898	3.34
(ユーロ)コマーシャル・ペーパー AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33			オーストラリア合計	26,852,529	26,927,707	29.99
AUD 2,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18 1,987,840 1,991,658 2.22 AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33			フィンランド			
AUD 1,000,000 OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18 993,870 997,890 1.11 2,981,710 2,989,548 3.33	(ユー	・ロ) コマーシ	ヤル・ペーパー			
2,981,710 2,989,548 3.33	AUD	2,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18	1,987,840	1,991,658	2.22
	AUD	1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18	993,870	997,890	1.11
フィンランド合計 2,981,710 2,989,548 3.33				2,981,710	2,989,548	3.33
			フィンランド合計	2,981,710	2,989,548	3.33

通貨 	額面価額(1)	銘柄 	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
	他の規制	ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡	性のある証券および短	期金融商品(続	き)
		フランス			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
AUD	4,000,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 10/01/18	3,981,527	3,997,691	4.45
AUD	3,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 28/02/18	2,981,860	2,990,779	3.33
AUD	3,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 15/03/18	2,986,226	2,988,369	3.33
AUD	2,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 10/01/18	1,987,309	1,998,741	2.23
AUD	2,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 05/02/18	1,987,438	1,996,119	2.22
AUD	2,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 26/02/18	1,989,739	1,993,560	2.22
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 22/01/18	997,060	998,843	1.11
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 15/02/18	995,294	997,545	1.11
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 27/02/18	995,307	996,939	1.11
			18,901,760	18,958,586	21.11
		フランス合計	18,901,760	18,958,586	21.11
		ドイツ			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
AUD	3,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 02/02/18	2,986,871	2,995,005	3.33
AUD	2,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 09/01/18	1,987,813	1,998,919	2.23
AUD	2,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 16/02/18	1,990,557	1,995,326	2.22
AUD	1,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 11/01/18	993,568	999,342	1.11
AUD	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 23/01/18	995,598	998,804	1.11
AUD	1,000,000	DZ BANK AG CP 29/01/18	995,484	998,511	1.11
AUD	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 02/03/18	995,535	996,942	1.11
AUD	1,000,000	DZ BANK AG CP 07/03/18	995,694	996,746	1.11
			11,941,120	11,979,595	13.33
		ドイツ合計	11,941,120	11,979,595	13.33
		ニュージーランド			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
AUD		KIWIBANK CP 12/01/18	1,990,799	1,998,630	2.23
	. , -		1,990,799	1,998,630	2.23
		ニュージーランド合計	1,990,799	1,998,630	2.23

 通貨	額面価額(1)		取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
	他の規制。	ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡性の	ある証券および短	豆期金融商品(続	き)
		シンガポール			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
AUD	2,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 25/1/18	1,991,095	1,997,387	2.22
			1,991,095	1,997,387	2.22
		シンガポール合計	1,991,095	1,997,387	2.22
		イギリス			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
AUD	2,000,000	TORONTO DOM BK CP 19/03/18	1,987,874	1,992,048	2.22
AUD	2,000,000	TORONTO DOM BK CP 20/03/18	1,990,842	1,991,758	2.22
AUD	2,000,000	TORONTO DOM BK CP 23/03/18	1,990,891	1,991,592	2.22
			5,969,607	5,975,398	6.66
		イギリス合計	5,969,607	5,975,398	6.66
		他の規制ある市場 (「公式市場」) で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品合計	70,628,620	70,826,851	78.87
		最近発行された譲渡性のあ	る証券		
		オーストラリア			
変動利· AUD	付債 3,000,000	NAB FRN 24/01/18	3,000,000	3,000,000	3.34
		_	3,000,000	3,000,000	3.34
		オーストラリア合計	3,000,000	3,000,000	3.34
		最近発行された譲渡性のある証券合計 -	3,000,000	3,000,000	3.34
投資有	価証券合計		73,628,620	73,826,851	82.21

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド 投資有価証券の業種別および地域別分布表 2017年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	33.33
	33.33
フィンランド	
金融	3.33
	3.33
フランス	
金融	21.11
la du	21.11
ドイツ	40.00
金融	<u>13.33</u> 13.33
ニュージーランド	
金融	2.23
MZ 10.4	2.23
シンガポール	
金融	2.22
	2.22
イギリス	
金融	6.66
	6.66
投資合計	82.21

ボンド・セレクト・トラスト - U.K.ポンド・ファンド

投資有価証券明細表 2017年12月31日現在 (英ポンド(GBP)で表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
	他の	規制ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡	性のある証券およ	び短期金融商品	
		ベルギー			
(ユー	ロ)コマーシ	ソヤル・ペーパー			
GBP	•	SUMITOMO MIT BKG BRUS CP 13/03/18	998,695	998,927	7.85
		-	998,695	998,927	7.85
		ベルギー合計	998,695	998,927	7.85
		フランス			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
GBP	1,000,000	NATIXIS CP 13/02/18	998,435	999,257	7.85
GBP	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 01/03/18	998,744	999,135	7.85
			1,997,179	1,998,392	15.70
		フランス合計 -	1,997,179	1,998,392	15.70
		ルクセンブルグ			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
GBP	1,000,000	BGL BNP PARIBAS CP 05/02/18	998,744	999,470	7.86
		_	998,744	999,470	7.86
		ルクセンブルグ合計 - -	998,744	999,470	7.86
		イギリス			
譲渡性	預金				
GBP	1,000,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 11/01/18	999,176	999,832	7.86
GBP	1,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 07/02/18	998,690	999,431	7.86
GBP	1,000,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 09/02/18	998,784	999,420	7.86
GBP	1,000,000	CHIBA BANK NY LTD CD 0% 22/02/18	998,691	999,217	7.85
GBP	500,000	NORDEA BANK AB CD 0% 05/03/18	499,428	499,576	3.93
			4,494,769	4,497,476	35.36
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
GBP	1,000,000	MITSUBISHI CORP FIN CP 22/01/18	999,182	999,678	7.86
		<u>-</u>	999,182	999,678	7.86
		イギリス合計 -	5,493,951	5,497,154	43.22
		他の規制ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品合計 -	9,488,569	9,493,943	74.63
投資有	価証券合計		9,488,569	9,493,943	74.63

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ボンド・セレクト・トラスト - U.K.ポンド・ファンド 投資有価証券の業種別および地域別分布表 2017年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
ベルギー	
金融	7.85
	7.85
フランス	
金融	15.70
	15.70
ルクセンブルグ	
金融	7.86
. 12.1 —	7.86
イギリス ヘラナ	40.00
金融	43.22
	43.22
投資合計	74.63

ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンド 投資有価証券明細表 2017年12月31日現在 (ニュージーランド・ドル(NZD)で表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
		公認の証券取引所への上場を認可された	に譲渡性のある証 券	Ś	
		オランダ			
変動利	付債				
NZD	2,000,000	COOP RABOBANK UA FRN 01/03/18	2,000,000	2,000,000	4.08
		_	2,000,000	2,000,000	4.08
		オランダ合計	2,000,000	2,000,000	4.08
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡 性のある証券合計 =	2,000,000	2,000,000	4.08
	他の	規制ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡	性のある証券およ	び短期金融商品	
		オーストラリア			
譲渡性	預金				
NZD	2,000,000	SUMITOMO MITSUI BANKING CORP/SYDNEY CD 0% 05/01/18	1,989,278	1,999,234	4.08
NZD	2,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 06/03/18	1,989,951	1,992,519	4.06
NZD	2,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 27/03/18	1,989,604	1,989,835	4.06
NZD	1,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 20/02/18	994,645	997,013	2.03
		_	6,963,478	6,978,601	14.23
		オーストラリア合計	6,963,478	6,978,601	14.23
		フィンランド			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
NZD	1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 13/03/18	993,929	995,117	2.03
			993,929	995,117	2.03
		フィンランド合計	993,929	995,117	2.03
		フランス			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
NZD	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/01/18	2,983,809	2,996,965	6.11
NZD	2,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 14/02/18	1,990,209	1,994,998	4.07
NZD	2,000,000	NATIXIS CP 15/02/18	1,989,931	1,994,747	4.07
NZD	2,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 21/02/18	1,990,083	1,994,179	4.06
NZD	1,000,000	BPCE CP 09/01/18	994,477	999,404	2.04
NZD	1,000,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 11/01/18	994,720	999,292	2.04
NZD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 02/02/18	994,814	998,027	2.03
	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 05/02/18	992,683	997,758	

 通貨	額面価額(1)	会 给柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
	他の規制	ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡性の	ある証券および短	ā期金融商品(続 ā	き)
		フランス (続き)			
(ユ-	-ロ)コマーシ	/ャル・ペーパー (続き)			
NZD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 27/02/18	994,687	996,535	2.03
NZD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 20/03/18	994,379	994,941	2.02
		-	14,919,792	14,966,846	30.50
		フランス合計 -	14,919,792	14,966,846	30.50
		ドイツ			
(ユー	-ロ)コマーシ	・ ャル・ペーパー			
NZD	3,000,000	KFW CP 30/01/18	2,984,896	2,994,747	6.11
NZD	2,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 17/01/18	1,989,822	1,997,921	4.07
NZD	1,000,000	KFW CP 17/01/18	994,748	998,960	2.04
		_	5,969,466	5,991,628	12.22
		ドイツ合計	5,969,466	5,991,628	12.22
		シンガポール			
(ユ-	-ロ)コマーシ	ィャル・ペーパー			
NZD	2,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 16/2/18	1,990,133	1,994,745	4.07
NZD	1,000,000	DBS BANK LTD CP 13/02/18	994,881	997,521	2.03
			2,985,014	2,992,266	6.10
		シンガポール合計 - -	2,985,014	2,992,266	6.10
		イギリス			
譲渡性	 挂預金				
NZD	2,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 12/01/18	1,988,729	1,998,437	4.08
NZD	1,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 26/02/18	994,745	996,593	2.03
			2,983,474	2,995,030	6.11
(ユ-	-ロ)コマーシ	/ ャル・ペーパー			
NZD	2,000,000	TORONTO DOM BK CP 28/02/18	1,989,901	1,993,156	4.06
NZD	1,000,000	TORONTO DOM BK CP 10/01/18	994,928	999,338	2.04
		_	2,984,829	2,992,494	6.10
		イギリス合計	5,968,303	5,987,524	12.21
		他の規制ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品合計 -	37,799,982	37,911,982	77.29
投資有	三 価証券合計		39,799,982	39,911,982	81.37
		-			

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンド 投資有価証券の業種別および地域別分布表 2017年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	14.23
	14.23
フィンランド	
金融	2.03
	2.03
フランス	
金融	30.50
	30.50
ドイツ	
金融	12.22
	12.22
オランダ	
金融	4.08
>	4.08
シンガポール 金融	6.10
並用地	6.10
イギリス	
金融	12.21
	12.21
投資合計	81.37

ボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンド

投資有価証券明細表 2017年12月31日現在 (カナダドル(CAD)で表示)

通貨 ———	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
	他の	規制ある市場(「公式市場」)で取引さ	される譲渡性のある証券および	び短期金融商品	
		カナダ			
固定利	付債				
CAD	3,300,000	ROYAL BK CANA 2.2600% 12/03/18	3,307,451	3,306,113	7.63
CAD	3,300,000	CAN IMPERIAL 2.2200% 07/03/18	3,307,244	3,305,413	7.62
CAD	1,500,000	BANK NOVA SCO 2.2420% 22/03/18	1,503,420	1,503,154	3.47
			8,118,115	8,114,680	18.72
		カナダ合計	8,118,115	8,114,680	18.72
		フィンランド			
(ユー	ロ)コマーシ	ャル・ペーパー			
CAD	2,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 30/01/18	1,994,139	1,997,962	4.61
			1,994,139	1,997,962	4.61
		フィンランド合計	1,994,139	1,997,962	4.61
		フランス			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
CAD	4,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 16/02/18	3,989,599	3,994,461	9.20
CAD	3,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 23/01/18	2,991,667	2,997,735	6.92
CAD	3,000,000	NATIXIS CP 27/02/18	2,990,752	2,993,969	6.91
			9,972,018	9,986,165	23.03
		フランス合計	9,972,018	9,986,165	23.03
		ドイツ			
(ユー	ロ)コマーシ	ャル・ペーパー			
CAD	3,500,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 18/01/18	3,489,922	3,497,809	8.07
CAD	3,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 11/01/18	2,991,832	2,998,833	6.92
			6,481,754	6,496,642	14.99
		ドイツ合計	6,481,754	6,496,642	14.99

	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
	他の規制	ある市場(「公式市場」)で取引される譲渡性の	ある証券および短	豆期金融商品(続	き)
		ルクセンブルグ			
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
CAD	2,500,000	BGL BNP PARIBAS CP 29/01/18	2,494,316	2,497,112	5.76
CAD	500,000	BGL BNP PARIBAS CP 02/02/18	498,287	499,348	1.15
			2,992,603	2,996,460	6.91
		ルクセンブルグ合計	2,992,603	2,996,460	6.91
		イギリス			
譲渡性	預金				
CAD	3,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 26/01/18	2,990,905	2,997,231	6.91
			2,990,905	2,997,231	6.91
(ユー	ロ)コマーシ	ヤル・ペーパー			
CAD	3,000,000	TORONTO DOM BK CP 12/03/18	2,991,474	2,993,449	6.91
			2,991,474	2,993,449	6.91
		イギリス合計	5,982,379	5,990,680	13.82
		他の規制ある市場(「公式市場」)で取引され る譲渡性のある証券および短期金融商品合計	35,541,008	35,582,589	82.08
投資有	価証券合計		35,541,008	35,582,589	82.08

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンド 投資有価証券の業種別および地域別分布表 2017年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
カナダ	
金融	18.72
	18.72
フィンランド	
金融	4.61
	4.61
フランス	
金融	23.03
	23.03
ドイツ	
金融	14.99
	14.99
ルクセンブルグ	
金融	6.91
	6.91
イギリス	
金融	13.82
	13.82_
投資合計	82.08

<u>次へ</u>

Combined Statements of Net Assets as of December 31, 2017

	Bond Select Trust - U.S. Dollar	Bond Select Trust - Australian	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	Bond Select Trust - New Zealand	Bond Select Trust - Canadian Dollar	Combined
	Fund USD	Dollar Fund AUD	GBP	Dollar Fund NZD	Fund CAD	USD
ASSETS						
Investment in securities at market value (note 2)	33,923,553	73,826,851	9,493,943	39,911,982	35,582,589	160,915,548
Cash at banks	4,687	28,280	3,943	15,486	13,936	54,128
Deposit	7,252,000	16,423,000	3,227,000	8,522,999	7,747,000	36,615,983
Receivable for subscriptions	32,671	61,395	10,132	757,004	0	631,499
Bond interest receivable	2,390	16,282	0	3,613	53,777	60,454
Interest on deposits	100,311	0	32,411	34,788	4,191	171,960
Other assets	0	0	0	0	1,026	817
Total Assets	41,315,612	90,355,808	12,767,429	49,245,872	43,402,519	198,450,389
LIABILITIES						
Interest on bank overdraft	0	72,143	0	0	0	56,250
Payable for repurchases	86,964	216,077	952	63,135	0	301,534
Payable to brokers	498,628	0	0	0	0	498,628
Accrued expenses (note 7)	152,605	260,561	38,648	134,524	54,019	546,261
Other liabilities	12,819	0	6,596	0	0	21,696
Total Liabilities	751,016	548,781	46,196	197,659	54,019	1,424,369
NET ASSETS	40,564,596	89,807,027	12,721,233	49,048,213	43,348,500	197,026,020
Number of units outstanding	2,576,960,823	3,905,134,031	765,819,652	2,161,731,713	3,686,467,128	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.0157413	0.0229972	0.0166113	0.0226893	0.0117588	

Combined Statements of Operations for the year ended December 31, 2017

	Bond Select Trust	Combined				
	- U.S. Dollar	- Australian	- U.K. Pound Fund	- New Zealand	- Canadian Dollar	Combined
	Fund	Dollar Fund		Dollar Fund	Fund	4400
	USD	AUD	GBP	NZD	CAD	USD
INCOME						
Interest on bank accounts/deposits	80,390	295,902	6,080	176,019	56,896	489,513
Interest on bonds	95,261	247,806	0	63,749	125,828	433,878
Other income	21,073	4,261	6,941	23,162	8,805	57,186
Total Income	196,724	547,969	13,021	262,930	191,529	980,577
EXPENSES						
Investment Manager fees (note 4)	62,399	144,299	5,138	71,750	46,399	269,684
Agent Company and Distributor fees (note 5)	172,444	461,278	10,026	217,984	98,757	778,928
Depositary fees (note 6)	41,944	97,096	4,053	64,703	31,952	194,463
Interest on bank overdraft	1,319	3,055	9	1,127	23	4,531
Correspondent bank fees	0	15,454	0	8,078	3,024	20,190
Management fees (note 3)	4,152	9,619	147	4,782	2,843	17,507
Legal fees	1,245	6,000	400	1,445	1,111	8,372
Overseas registration fees	0	60,000	0	247	12,090	56,580
Professional fees	0	52,163	45	6,732	13,651	56,376
Printing and publication fees	1,788	98	5,418	2,329	1,442	11,957
Subscription tax (note 9)	4,225	9,501	1,318	4,877	5,513	21,257
Other expenses	17,714	3,293	830	2,201	1,529	24,178
Total Expenses	307,230	861,856	27,384	386,255	218,334	1,464,023

Combined Statements of Operations

for the year ended December 31, 2017 (continued)

	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund USD	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund AUD	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund GBP	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund NZD	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund CAD	Combined USD
NET INVESTMENT (LOSS)	(110,506)	(313,887)	(14,363)	(123,325)	(26,805)	(483,446)
Net realised profit on investments (note 10)	327,706	1,291,927	36,124	815,112	155,492	2,085,971
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	327,706	1,291,927	36,124	815,112	155,492	2,085,971
Change in net unrealised result on investments (note 10)	15,509	(31,033)	193	(61,093)	10,457	(43,468)
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	15,509	(31,033)	193	(61,093)	10,457	(43,468)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	232,709	947,007	21,954	630,694	139,144	1,559,057

Combined Statements of Changes in Net Assets for the year ended December 31, 2017

	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund USD	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund AUD	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund GBP	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund NZD	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund CAD	Combined USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	40,607,969	99,789,654	13,724,502	48,162,494	43,340,828	195,309,261
NET INVESTMENT (LOSS) NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	(110,506) 327,706	(313,887) 1,291,927	(14,363) 36,124	(123,325) 815,112	(26,805) 155,492	(483,446) 2,085,971
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	15,509	(31,033)	193	(61,093)	10,457	(43,468)
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	232,709	947,007	21,954	630,694	139,144	1,559,057
Proceeds from subscriptions of units Payments for repurchase of units	13,558,642 (13,834,724)	3,746,823 (14,676,457)	492,502 (1,517,725)	7,496,465 (7,241,440)	543,585 (675,057)	22,896,538 (32,997,885)
NET PROCEEDS/(PAYMENTS) FOR UNIT TRANSACTIONS	(276,082)	(10,929,634)	(1,025,223)	255,025	(131,472)	(10,101,347)
Exchange movement						10,259,049
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	40,564,596	89,807,027	12,721,233	49,048,213	43,348,500	197,026,020

Combined Statements of Changes in Units Outstanding for the year ended December 31, 2017

for the year ended December 31, 2017					
	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund
Number of units outstanding at the beginning of the year	2,594,113,376	4,382,071,723	827,597,290	2,150,885,053	3,697,669,189
Number of units issued	865,060,003	163,883,669	29,679,183	331,739,279	46,274,646
Number of units repurchased	(882,212,556)	(640,821,361)	(91,456,821)	(320,892,619)	(57,476,707)
Number of units outstanding at the end of the year	2,576,960,823	3,905,134,031	765,819,652	2,161,731,713	3,686,467,128
		Statistical Informat	ion		
	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund USD	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund AUD	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund GBP	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund NZD	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund CAD
Net Assets as at December 31, 2017	40,564,596	89,807,027	12,721,233	49,048,213	43,348,500
Net Assets as at December 31, 2016	40,607,969	99,789,654	13,724,502	48,162,494	43,340,828
Net Assets as at December 31, 2015	46,530,397	115,861,014	13,970,602	47,936,769	43,331,035
Net Asset Value per unit as at December 31, 2017	0.0157413	0.0229972	0.0166113	0.0226893	0.0117588
Net Asset Value per unit as at December 31, 2016	0.0156539	0.0227723	0.0165836	0.0223919	0.0117211
Net Asset Value per unit as at December 31, 2015	0.0156026	0.0224754	0.0165448	0.0219897	0.0116907



Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2017

Note 1 - Organisation

THE TRUST

BOND SELECT TRUST (hereinafter referred to as the "Trust") organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment umbrella fund (fonds commun de placement à compartiments multiples), is an unincorporated co-proprietorship of transferable securities and other assets managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the "2013 Law").

The Trust qualifies as an undertaking for collective investments regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "2010 Law") as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust was established for a period expiring on December 31, 2013. The duration of the Trust was however extended on June 28, 2012 to expire on December 31, 2018. The Trust may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by agreement between the Management Company and the Depositary.

THE FUNDS

As of December 31, 2017, the following sub-funds (collectively the "Funds" or individually the "Fund") are open:

Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund denominated in USD

Bond Select Trust - Australian Dollar Fund denominated in AUD

Bond Select Trust - U.K. Pound Fund denominated in GBP

Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund denominated in NZD

Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund denominated in CAD

Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund, Bond Select Trust - Australian Dollar Fund, Bond Select Trust - U.K. Pound Fund, Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund and Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund, are established for periods expiring on December 31, 2018.

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

BOND SELECT TRUST

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2017 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

INVESTMENT POLICY
Australian Dollar Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of Australian Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

The Management Company, on behalf of the Fund, may invest in securities and instruments denominated in currencies other than Australian Dollar, but will, to the extent possible, in that case, enter into forward currency transactions for the purpose of achieving an Australian Dollar return on such investments.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P, Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

U.S. Dollar Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of U.S. Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P, Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

BOND SELECT TRUST

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2017 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

INVESTMENT POLICY (CONTINUED)

U.K. Pound Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of Pound Sterling denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

The Management Company, on behalf of the Fund, may invest in securities and instruments denominated in currencies other than Pound Sterling but will, to the extent possible, in that case, enter into forward currency transactions for the purpose of achieving a Pound Sterling return on such investments.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

New Zealand Dollar Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of New Zealand Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

The Management Company, on behalf of the Fund, may invest in securities and instruments denominated in currencies other than New Zealand Dollar but will, to the extent possible, in that case, enter into forward currency transactions for the purpose of achieving a New Zealand Dollar return on such investments.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P, Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

BOND SELECT TRUST

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2017 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

INVESTMENT POLICY (CONTINUED)

New Zealand Dollar Fund (continued)

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

Canadian Dollar Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of Canadian Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

The Management Company, on behalf of the Fund, may invest in securities and instruments denominated in currencies other than Canadian Dollar but will, to the extent possible, in that case, enter into forward currency transactions for the purpose of achieving a Canadian Dollar return on such investments.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P, Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in U.S. Dollars.

The financial statements have been prepared on a liquidation basis as the Fund is within twelve months of its termination date, in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENT IN SECURITIES

Portfolio securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments.

While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing unitholders, the Management Company will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or calculating a net asset value per unit by using available market quotations.

Any market movement on the principal of securities and money market instruments includes the incremental income associated with the zero coupon bonds of each valuation date, are recorded in the change in net unrealised result on investments in the Combined Statement of Operations.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Sub-funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Sub-Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in U.S. Dollars, the statements of each Sub-Fund denominated in currencies other than U.S. Dollars are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

The difference between opening Net Assets stated at exchange rates ruling at the beginning of the year and their value at the end of the year is shown as a 'Exchange movement' in the Combined Statement of Changes in Net Assets.

Currency rates as at December 31, 2017:

1 USD	=	1.282544	AUD
1 USD	=	1.256349	CAD
1 USD	=	0.837065	EUR
1 USD	=	0.743025	GBP
1 USD	=	1.408847	NZD

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are recorded on the trade date. Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on a weighted-average cost basis.

Interest income is recorded on the basis of interest accrued.

SUBSCRIPTION AND REPURCHASE OF UNITS

Subscription and repurchase requests may be made to the Trust on each valuation day for all Funds.

NAV CALCULATION POLICY

The net asset value of the units of the different Funds is expressed in the following currencies:

Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund	USD
Bond Select Trust - Australian Dollar Fund	AUD
Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	GBP
Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund	NZD
Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund	CAD

The net asset value of the units of each Fund is determined by the Management Company on each Valuation Day, by dividing the value of the assets attributable to the Fund less the liabilities attributable to each Fund (including any provisions considered by the Management Company to be necessary or prudent) by the total number of units outstanding at the time of the determination of the net asset value.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit which is available on each Valuation Day at the registered office of Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as of 12.00 noon Luxembourg time.

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to a management fee at an annual rate of 0.01% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter, provided that the minimum annual fees shall be USD 10,000 for the Trust which shall be charged to the Funds pro rata to the total net asset value of each of the Funds.

Note 3 - Management fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%, subject to further reductions as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management fees
Falls below 0.30%	0.008%
Falls below 0.20%	0.006%
Falls below 0.10%	0.004%
Falls below 0.10% again	0.002%
Falls below 0.10% again	0.000%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since December 29, 2010 where the Average 7-day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management fees
Increase above 0.250%	0.000%
Increase above 0.250 % again	0.002%
Increase above 0.250 % again	0.004%
Increase above 0.350 %	0.006 %
Increase above 0.450 %	0.008 %
Increase above 0.525 %	0.010%

The process applied is in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2017, the annual rate was 0.004% for the U.K. Pound Fund. No reduction of the Management fees was applied to the U.S. Dollar Fund, the Australian Dollar Fund, the New Zealand Dollar Fund and the Canadian Dollar Fund.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager of the U.S. Dollar Fund, Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund and Canadian Dollar Fund is entitled to investment manager fees, payable at the end of each quarter in arrears, at an annual rate set forth below of the average of the aggregate daily net asset values of each Fund which shall be charged pro rata to the total net asset value of each respective Fund, provided that, for the purpose of calculating the investment manager fees, the net asset value of the Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund and Canadian Dollar Fund shall be converted into U.S. Dollars at the applicable exchange rate on the date of fee calculation:

up to USD 250 million	0.150%
from USD 250 million to USD 500 million	0.125%
from USD 500 million to USD 2 billion	0.100%
above USD 2 billion	0.075%

Note 4 - Investment Manager fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%, subject to further reductions as set forth in the Appendix of the letter agreement and in table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Falls below 0.30%	0.125%
Falls below 0.20%	0.100%
Falls below 0.10%	0.075%
Falls below 0.10% again	0.050%
Falls below 0.10% again	0.025%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since December 29, 2010 where the Average 7-day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Increase above 0.250%	0.025 %
Increase above 0.250 % again	0.050 %
Increase above 0.250 % again	0.075 %
Increase above 0.350 %	0.100 %
Increase above 0.450 %	0.125 %
Increase above 0.525 %	up to 0.150%

The process applied is in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2017, the annual rate was 0.075% for the U.K. Pound Fund. No reduction of the Investment Manager fee was applied to the U.S. Dollar Fund, the Australian Dollar Fund, the New Zealand Dollar Fund and the Canadian Dollar Fund.

Note 5 - Agent Company and Distributor fees

The Agent Company in Japan is entitled to fees payable at the end of each quarter in arrears at an annual rate set forth below of the average daily Net Asset Values of each Fund. For the purpose of calculating these fees, the Net Asset Value of Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund and Canadian Dollar Fund shall be converted into U.S. Dollar at the applicable exchange rate on the date of fee calculation:

If the total net asset value is: up to USD 3 million 0.00% above USD 3 million up to 0.102%

Note 5 - Agent Company and Distributor fees (continued)

Fee reduction process:

If the annual yield for each Fund calculated in respect of the latest seven days falls below 0.300%, the fee is reduced by annual rate of 0.017% and the Fee shall be 0.085% per annum of the average daily total net asset value of the Fund.

If the Average 7-day Yield falls further, then the fee shall be reduced incrementally by the rate indicated in the table below at each reduction in the Average 7-day Yield indicated in the same table until the fee reaches 0.000% per annum.

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.300%	0.085 %
Falls below 0.200%	0.068 %
Falls below 0.100%	0.051 %
Falls below 0.100% again	0.034 %
Falls below 0.100% again	0.017 %
Falls below 0.100% again	0.000 %

Fee increase process:

If the annual yield for each Fund calculated in respect of the latest seven days increases above 0.250 %, the fee shall increase by an annual rate of 0.017 % and the fee shall be 0.017 % per annum of the average daily total net asset value of the Fund.

If the Average 7-day Yield increases further, then the fee shall increase incrementally by the rate indicated in the table below at each increase in the Average 7-day Yield indicated in the same table until the fee reaches 0.102% per annum.

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.250%	0.017 %
Increase above 0.250% again	0.034 %
Increase above 0.250% again	0.051 %
Increase above 0.350%	0.068 %
Increase above 0.450%	0.085 %
Increase above 0.525%	0.102 %

As at December 31, 2017, the annual rate for the Agent Company fees was 0.051% for the U.K. Pound Fund. No reduction of the Agent Company fee was applied to the U.S. Dollar Fund, the Australian Dollar Fund, the New Zealand Dollar Fund and the Canadian Dollar Fund.

Each of the Distributors in Japan is entitled to fees payable at the end of each quarter in arrears at an annual rate set forth below of the average daily Net Asset Values of each Fund. For the purpose of calculating these fees, the Net Asset Value of Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund and Canadian Dollar Fund shall be converted into U.S. Dollar at the applicable exchange rate on the date of fee calculation:

Note 5 - Agent Company and Distributor fees (continued)

If the total net asset value is: between USD 0 and USD 3 million 0.00% Above USD 3 million up to 0.398%

Each of the Distributors in Japan are entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.398% of the average daily Net Asset Value of such Fund during the relevant quarter attributable to the Units sold by the relevant Distributor in Japan.

Fee reduction process:

If the annual yield for each Fund calculated in respect of the latest seven days falls below 0.450%, the fee is reduced by annual rate of 0.050% and the fee shall be 0.348% per annum of the average daily total net asset value of the Fund.

If the Average 7-day Yield falls further, then the fee shall be reduced incrementally by the rate indicated in the table below at each reduction in the Average 7-day Yield indicated in the same table until the fee reaches 0.000% per annum.

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.450%	0.348 %
Falls below 0.400%	0.298 %
Falls below 0.350%	0.248 %
Falls below 0.300%	0.207 %
Falls below 0.200%	0.166 %
Falls below 0.100%	0.125 %
Falls below 0.100% again	0.084 %
Falls below 0.100% again	0.043 %
Falls below 0.100% again	0.000 %

Fee increase process:

If the annual yield for each Fund calculated in respect of the latest seven days increases above 0.250 %, the fee shall increase by an annual rate of 0.043 % and the fee shall be 0.043 % per annum of the average daily total net asset value of the Fund.

Note 5 - Agent Company and Distributor fees (continued)

If the Average 7-day Yield increases further, then the fee shall increase incrementally by the rate indicated in the table below at each increase in the Average 7-day Yield indicated in the same table until the Fee reaches 0.398% per annum.

Average 7-day yield	${\tt Distributor\ fees}$
Increase above 0.250%	0.043 %
Increase above 0.250% again	0.084%
Increase above 0.250% again	0.125 %
Increase above 0.350%	0.166%
Increase above 0.450%	0.207%
Increase above 0.525%	0.248 %
Increase above 0.525% again	0.298 %
Increase above 0.525% again	0.348 %
Increase above 0.575%	0.398 %

As at December 31, 2017, the annual rate for the Distributor fees was 0.248% for the Canadian Dollar Fund and 0.125% for the U.K. Pound Fund. No reduction of the Distributor fee was applied to the U.S. Dollar Fund, the Australian Dollar Fund and the New Zealand Dollar Fund.

Note 6 - Depositary fees

The Depositary in its capacity of depositary and administrative agent is entitled to fees payable out of the assets of each Fund at an annual rate of 0.10% of the average of the daily net asset value payable quarterly for the U.S. Dollar Fund, Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund and Canadian Dollar Fund.

The following annual fee rates have been implemented since December 23, 2008 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%, subject to further reductions as set forth in the Appendix of the letter agreement and in table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Falls below 0.30%	0.084%
Falls below 0.20%	0.068%
Falls below 0.10%	0.052%
Falls below 0.10% again	0.036%
Falls below 0.10% again	0.020%
Falls below 0.10% again	0.000%

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2017 (continued)

Note 6 - Depositary fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 29, 2010 where the Average 7-day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Increase above 0.250%	0.020 %
Increase above 0.250 % again	0.036 %
Increase above 0.250 % again	0.052 %
Increase above 0.350 %	0.068 %
Increase above 0.450 %	0.084 %
Increase above 0.525 %	0.100 %

The process applied is in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2017, the annual rate was 0.052% for the U.K. Pound Fund. No reduction of the Depositary fee was applied to the U.S. Dollar Fund, the Australian Dollar Fund, the New Zealand Dollar Fund and the Canadian Dollar Fund.

Note 7 - Accrued expenses

	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund	Combined
	USD	AUD	GBP	NZD	CAD	USD
Investment Manager fees	15,359	34,396	1,455	17,954	13,605	67,709
Agent Company and Distributor fees	47,433	109,742	2,836	54,445	28,979	198,527
Depositary fees	10,241	22,934	1,060	11,970	9,141	45,321
Correspondent bank fees	11,040	4,237	2,789	1,793	0	19,370
Management fees	1,024	2,293	52	1,197	871	4,425
Legal fees	0	5,088	0	0	0	3,967
Overseas registration fees	66,382	45,461	30,137	39,206	339	170,486
Professional fees	0	34,163	0	6,732	0	31,415
Subscription tax	1,126	2,247	319	1,227	1,084	5,041
	152,605	260,561	38,648	134,524	54,019	546,261

Note 8 - Distributions

The Management Company may, in respect of each Fund, declare dividends once a year, out of the net investment income available for distribution and out of net realised gains for the Fund. The Management Company may also, if considered necessary in order to maintain a reasonable level of dividend distributions, decide to distribute unrealised capital gains or capital of the Fund.

Distributions not collected within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund. For the year ended December 31, 2017, none of the Funds distributed dividends to Unitholders.

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2017 (continued)

Note 9 - Taxation

The Trust and the Funds are subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund, Bond Select Trust - Australian Dollar Fund, Bond Select Trust - U.K. Pound Fund, Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund and Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund, are subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) on their net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Funds nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. Income and capital gains of the Fund's investments, however, may be subject to withholding or capital gain taxes in certain countries. The Funds collect the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 10 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended December 31, 2017, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the combined Statement of Operations of the Trust, is as follows:

	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund	Combined
	USD	AUD	GBP	NZD	CAD	USD
Realised profit on investments	703,721	1,291,927	36,124	815,112	248,823	2,536,273
Realised loss on investments	(376,015)	0	0	0	(93,331)	(450,302)
Net realised profit on investments	327,706	1,291,927	36,124	815,112	155,492	2,085,971
	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund	Combined
	USD	AUD	GBP	NZD	CAD	USD
Change in unrealised profit on investments	46,520	198,231	5,374	112,000	59,010	334,780
Change in unrealised loss on investments	(31,011)	(229,264)	(5,181)	(173,093)	(48,553)	(378,248)
Change in net unrealised result on investments	15,509	(31,033)	193	(61,093)	10,457	(43,468)

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

BOND SELECT TRUST

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2017 (continued)

Note 11 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Funds did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended December 31, 2017 due to the nature of their investments or the markets where these were traded.



BOND SELECT TRUST - U.S. DOLLAR FUND Statement of Investments as at December 31, 2017 (expressed in US Dollars)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	ERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUME ("OFFICIAL EXCHAN		REGULATED MARKET	
		AUSTRALIA			
CERTIF	FICATE OF DEP	OSIT			
USD	1,500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 07/03/18	1,494,024	1,495,485	3.68
USD	500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/18	498,010	499,785	1.23
			1,992,034	1,995,270	4.91
FLOATI	ING RATE NOTE				
USD	1,000,000	COMMONWEALTH BANK FRN 08/02/18	1,000,000	1,000,000	2.47
			1,000,000	1,000,000	2.47
		Total AUSTRALIA	2,992,034	2,995,270	7.38
		CANADA			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
USD	1,500,000	BANK OF MONTREAL LDN CP 23/03/18	1,493,469	1,493,971	3.68
			1,493,469	1,493,971	3.68
		Total CANADA	1,493,469	1,493,971	3.68
		FINLAND			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
USD	1,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 01/03/18	1,494,396	1,496,140	3.69
USD	1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 29/01/18	996,176	998,739	2.46
USD	1,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 21/02/18	997,235	997,592	2.46
USD	500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 04/01/18	498,243	499,885	1.23
			3,986,050	3,992,356	9.84
		Total FINLAND	3,986,050	3,992,356	9.84
		FRANCE			
EURO C	OMMERCIAL PAI				
USD	1,000,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 09/01/18	998,627	999,542	2.47
USD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 22/01/18	996,388	999,047	2.47
USD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 29/01/18	996,413	998,764	2.46
USD	1,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 02/02/18	996,321	998,600	2.46
USD	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 15/03/18	995,966	996,594	2.46
USD	1,000,000	CATSSE DEPOTS ET CONS CP 20/03/18	995,947	996,392	2.46

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - U.S. DOLLAR FUND Statement of Investments (continued) as at December 31, 2017 (expressed in US Dollars)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	FERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUM ("OFFICIAL EXCHANGE")		REGULATED MARKE	Т
		FRANCE (CONTINUED)			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER (CONTINUED)			
USD	500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/01/18	499,299	499,684	1.23
USD	500,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 22/01/18	498,743	499,514	1.23
USD	500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 28/02/18	498,111	498,734	1.23
			7,475,815	7,486,871	18.47
		Total FRANCE	7,475,815	7,486,871	18.47
		GERMANY			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
USD	1,000,000	DGZ DEKABANK CP 05/01/18	996,144	999,732	2.47
USD	1,000,000	ALLIANZ CP 28/02/18	996,115	997,367	2.46
USD	1,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 14/03/18	996,090	996,742	2.46
USD	1,000,000	DZ BANK AG CP 14/03/18	996,041	996,701	2.46
USD	500,000	ALLIANZ CP 25/01/18	498,140	499,460	1.23
USD	500,000	ALLIANZ CP 06/02/18	498,162	499,212	1.23
USD	500,000	DEKABANK DEUTSCHE GIRO CP 20/02/18	498,027	498,864	1.23
USD	500,000	DEKABANK DEUTSCHE GIRO CP 27/02/18	497,964	498,672	1.23
			5,976,683	5,986,750	14.77
		Total GERMANY	5,976,683	5,986,750	14.77
		HONG KONG			
CERTIF	FICATE OF DEP	OSIT			
USD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 28/03/18	995,520	995,570	2.44
			995,520	995,570	2.44
		Total HONG KONG	995,520	995,570	2.44
		JAPAN			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
USD	1,000,000	CHUGOKU BANK LTD CP 23/01/18	996,182	998,963	2.47
USD	1,000,000	DEV BANK OF JAPAN CP 26/01/18	996,014	998,861	2.46
			1,992,196	1,997,824	4.93
		Total JAPAN	1,992,196	1,997,824	4.93

 $^{{\}it ^{(1)}}\ {\it Nominal value is expressed in security original currency}.$

BOND SELECT TRUST

BOND SELECT TRUST - U.S. DOLLAR FUND Statement of Investments (continued) as at December 31, 2017 (expressed in US Dollars)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	FERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUME ("OFFICIAL EXCHANGE") (REGULATED MARKE	Т
		NETHERLANDS			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
USD	1,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 22/03/18	995,725	996,143	2.46
			995,725	996,143	2.46
		Total NETHERLANDS	995,725	996,143	2.46
		NEW ZEALAND			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
USD	500,000	KIWIBANK CP 16/01/18	497,810	499,642	1.23
			497,810	499,642	1.23
		Total NEW ZEALAND	497,810	499,642	1.23
		SINGAPORE			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
USD	1,500,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 12/1/18	1,494,548	1,499,221	3.69
USD	500,000	TEMASEK FINANCIAL I PTE CP 28/02/18	498,097	498,738	1.23
USD	500,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 14/3/18	498,070	498,392	1.23
			2,490,715	2,496,351	6.15
		Total SINGAPORE	2,490,715	2,496,351	6.15
		UNITED KINGDOM			
CERTIF	ICATE OF DEP	OSIT			
USD	1,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 20/03/18	995,722	996,191	2.46
USD	500,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 20/02/18	498,582	498,826	1.23
USD	500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 22/02/18	498,583	498,743	1.23
USD	500,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 05/03/18	498,629	498,629	1.23
USD	500,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 19/03/18	497,884	498,119	1.23
USD	500,000	TORONTO DOM BK LDN CD 0% 29/03/18	497,834	497,834	1.22
			3,487,234	3,488,342	8.60

 ${\it (1)} \ {\it Nominal value is expressed in security original currency}.$

BOND SELECT TRUST - U.S. DOLLAR FUND Statement of Investments (continued) as at December 31, 2017 (expressed in US Dollars)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In%of Net Assets
	TRANSF	FERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTR ("OFFICIAL EXCHANGE"		REGULATED MARKE	Т
		UNITED KINGDOM (CONTINUED)			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
USD	1,000,000	TORONTO DOM BK CP 19/03/18	995,946	996,437	2.46
USD	500,000	TORONTO DOM BK CP 22/03/18	497,836	498,026	1.22
			1,493,782	1,494,463	3.68
		Total UNITED KINGDOM	4,981,016	4,982,805	12.28
		Total TRANSFERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUMENTS DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET ("OFFICIAL EXCHANGE")	33,877,033	33,923,553	83.63
Total	Investments		33,877,033	33,923,553	83.63

 $^{^{(1)}}$ Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - U.S. DOLLAR FUND

Economic and Geographical Division of Investments as at December 31, 2017

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	7.38
	7.38
CANADA	
Financials	3.68
ELW MB	3.68
FINLAND	0.04
Financials	9.84
FRANCE	
Financials	18.47
- Manoraro	18.47
GERMANY	
Financials	14.77
	14.77
HONG KONG	
Financials	2.44
	2.44
JAPAN	
Financials	4.93
NETHERLANDS	4.93
Financials	2.46
Thanorars	2.46
NEW ZEALAND	
Financials	1.23
	1.23
SINGAPORE	
Financials	6.15
	6.15
UNITED KINGDOM	
Financials	12.28
	12.28
Total Investments	83.63

BOND SELECT TRUST - AUSTRALIAN DOLLAR FUND Statement of Investments as at December 31, 2017

(expressed in Australian Dollar)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	ERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUMENT ("OFFICIAL EXCHANGE		REGULATED MARKE	Т
		AUSTRALIA			
CERTIF	ICATE OF DEPO	OSIT			
AUD	3,000,000	SUMITOMO MITSUI BANKING CORP/SYDNEY CD 0% 17/01/18	2,981,416	2,997,059	3.34
AUD	3,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 19/03/18	2,986,412	2,988,054	3.33
AUD	2,000,000	SUMITOMO MITSUI BANKING CORP/SYDNEY CD 0% 29/03/18	1,991,040	1,991,040	2.22
AUD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/01/18	994,835	999,459	1.11
AUD	1,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 08/03/18	995,520	996,565	1.11
		-	9,949,223	9,972,177	11.11
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
AUD	3,000,000	RABOBANK NED AUST CP 02/03/18	2,982,106	2,990,607	3.33
AUD	2,000,000	ING BANK SYDNEY CP 12/01/18	1,987,272	1,998,586	2.23
AUD	2,000,000	RABOBANK NED AUST CP 02/02/18	1,987,707	1,996,444	2.22
AUD	2,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 20/02/18	1,987,708	1,994,703	2.22
AUD	2,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 09/03/18	1,980,795	1,992,489	2.22
AUD	2,000,000	ING BANK SYDNEY CP 05/04/18	1,987,774	1,990,199	2.21
AUD	1,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 18/05/18	990,544	992,604	1.11
			13,903,906	13,955,632	15.54
FLOATI	NG RATE NOTE				
AUD	3,000,000	COMMONWEALTH BANK FRN 01/03/18	2,999,400	2,999,898	3.34
			2,999,400	2,999,898	3.34
		Total AUSTRALIA	26,852,529	26,927,707	29.99
		FINLAND			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
AUD	2,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 22/03/18	1,987,840	1,991,658	2.22
AUD	1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 09/02/18	993,870	997,890	1.11
			2,981,710	2,989,548	3.33
		Total FINLAND	2,981,710	2,989,548	3.33

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - AUSTRALIAN DOLLAR FUND Statement of Investments (continued) as at December 31, 2017 (expressed in Australian Dollar)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	FERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUM ("OFFICIAL EXCHANGE")		REGULATED MARKE	Т
		FRANCE			
EURO C	OMMERCIAL PAR				
AUD	4,000,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 10/01/18	3,981,527	3,997,691	4.45
AUD	3,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 28/02/18	2,981,860	2,990,779	3.33
AUD	3,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 15/03/18	2,986,226	2,988,369	3.33
AUD	2,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 10/01/18	1,987,309	1,998,741	2.23
AUD	2,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 05/02/18	1,987,438	1,996,119	2.22
AUD	2,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 26/02/18	1,989,739	1,993,560	2.22
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 22/01/18	997,060	998,843	1.11
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 15/02/18	995,294	997,545	1.11
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 27/02/18	995,307	996,939	1.11
			18,901,760	18,958,586	21.11
		Total FRANCE	18,901,760	18,958,586	21.11
		GERMANY			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
AUD	3,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 02/02/18	2,986,871	2,995,005	3.33
AUD	2,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 09/01/18	1,987,813	1,998,919	2.23
AUD	2,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 16/02/18	1,990,557	1,995,326	2.22
AUD	1,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 11/01/18	993,568	999,342	1.11
AUD	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 23/01/18	995,598	998,804	1.11
AUD	1,000,000	DZ BANK AG CP 29/01/18	995,484	998,511	1.11
AUD	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 02/03/18	995,535	996,942	1.11
AUD	1,000,000	DZ BANK AG CP 07/03/18	995,694	996,746	1.11
			11,941,120	11,979,595	13.33
		Total GERMANY	11,941,120	11,979,595	13.33
		NEW ZEALAND			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
AUD	2,000,000	KIWIBANK CP 12/01/18	1,990,799	1,998,630	2.23
			1,990,799	1,998,630	2.23
		Total NEW ZEALAND	1,990,799	1,998,630	2.23

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - AUSTRALIAN DOLLAR FUND Statement of Investments (continued) as at December 31, 2017 (expressed in Australian Dollar)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	FERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUMEN ("OFFICIAL EXCHANGE") (C		REGULATED MARKE	Т
		SINGAPORE			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
AUD	2,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 25/1/18	1,991,095	1,997,387	2.22
			1,991,095	1,997,387	2.22
		Total SINGAPORE	1,991,095	1,997,387	2.22
		UNITED KINGDOM			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
AUD	2,000,000	TORONTO DOM BK CP 19/03/18	1,987,874	1,992,048	2.22
AUD	2,000,000	TORONTO DOM BK CP 20/03/18	1,990,842	1,991,758	2.22
AUD	2,000,000	TORONTO DOM BK CP 23/03/18	1,990,891	1,991,592	2.22
			5,969,607	5,975,398	6.66
		Total UNITED KINGDOM	5,969,607	5,975,398	6.66
		Total TRANSFERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUMENTS DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET ("OFFICIAL EXCHANGE")	70,628,620	70,826,851	78.87
		RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE	LE SECURITIES		
		AUSTRALIA			
FLOATI	NG RATE NOTE				
AUD	3,000,000	NAB FRN 24/01/18	3,000,000	3,000,000	3.34
			3,000,000	3,000,000	3.34
		Total AUSTRALIA	3,000,000	3,000,000	3.34
		Total RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES	3,000,000	3,000,000	3.34
Total	Investments		73,628,620	73,826,851	82.21

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - AUSTRALIAN DOLLAR FUND Economic and Geographical Division of Investments as at December 31, 2017

Economic and Geographical Division	In%of NetAssets
AUSTRALIA	
Financials	33.33
	33.33
FINLAND	
Financials	3.33
	3.33
FRANCE	
Financials	21.11
GERMANY	21.11
Financials	13.33
rillaliciais	13.33
NEW ZEALAND	
Financials	2.23
	2.23
SINGAPORE	
Financials	2.22
	2.22
UNITED KINGDOM	
Financials	6.66
	6.66
Total Investments	82.21

BOND SELECT TRUST - U.K. POUND FUND Statement of Investments as at December 31, 2017 (expressed in BRITISH POUND)

			Cost	Value	Net Assets
	TRANSF	FERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUM ("OFFICIAL EXCHA		REGULATED MARKE	Т
		BELGIUM			
EURO COM	MMERCIAL PAR	PER			
GBP	1,000,000	SUMITOMO MIT BKG BRUS CP 13/03/18	998,695	998,927	7.85
			998,695	998,927	7.85
		Total BELGIUM	998,695	998,927	7.85
		FRANCE			
EURO COM	MMERCIAL PAI	PER			
GBP	1,000,000	NATIXIS CP 13/02/18	998,435	999,257	7.85
GBP	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 01/03/18	998,744	999,135	7.85
			1,997,179	1,998,392	15.70
		Total FRANCE	1,997,179	1,998,392	15.70
		LUXEMBOURG			
EURO COM	MMERCIAL PAR	PER			
GBP	1,000,000	BGL BNP PARIBAS CP 05/02/18	998,744	999,470	7.86
			998,744	999,470	7.86
		Total LUXEMBOURG	998,744	999,470	7.86
		UNITED KINGDOM			
CERTIFI	CATE OF DEPO	OSIT			
GBP	1,000,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 11/01/18	999,176	999,832	7.86
GBP	1,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 07/02/18	998,690	999,431	7.86
GBP	1,000,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 09/02/18	998,784	999,420	7.86
GBP	1,000,000	CHIBA BANK NY LTD CD 0% 22/02/18	998,691	999,217	7.85
GBP	500,000	NORDEA BANK AB CD 0% 05/03/18	499,428	499,576	3.93
			4,494,769	4,497,476	35.36

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - U.K. POUND FUND Statement of Investments (continued) as at December 31, 2017 (expressed in BRITISH POUND)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	ERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET II ("OFFICIAL EXCHA	NSTRUMENTS DEALT ON ANOTHER NGE") (CONTINUED)	REGULATED MARKE	Г
		UNITED KINGDOM (CONTINUED)			
EURO CO	OMMERCIAL PAI	PER			
GBP	1,000,000	MITSUBISHI CORP FIN CP 22/01/18	999,182	999,678	7.86
			999,182	999,678	7.86
		Total UNITED KINGDOM	5,493,951	5,497,154	43.22
		Total TRANSFERABLE SECURITIES AND M MARKET INSTRUMENTS DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET ("OFFICIAL EXCHANG	9,488,569	9,493,943	74.63
Total	Investments		9,488,569	9,493,943	74.63

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - U.K. POUND FUND Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2017

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
BELGIUM	
Financials	7.85
	7.85
FRANCE	
Financials	15.70
	15.70
LUXEMBOURG	
Financials	7.86
	7.86
UNITED KINGDOM	
Financials	43.22
	43.22
Total Investments	74.63



BOND SELECT TRUST

BOND SELECT TRUST - NEW ZEALAND DOLLAR FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2017

(expressed in NEW ZEALAND DOLLAR)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In%of Net Assets
		TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFF	ICIAL EXCHANGE LIS	TING	
		NETHERLANDS			
FLOATI	ING RATE NOTE				
NZD	2,000,000	COOP RABOBANK UA FRN 01/03/18	2,000,000	2,000,000	4.08
		_	2,000,000	2,000,000	4.08
		Total NETHERLANDS	2,000,000	2,000,000	4.08
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	2,000,000	2,000,000	4.08
	TRANSF	- ERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUMENTS: OFFICIAL EXCHANGE")		REGULATED MARKE	Т
		AUSTRALIA			
CERTIF	FICATE OF DEP	OSIT			
NZD	2,000,000	SUMITOMO MITSUI BANKING CORP/SYDNEY CD 0% 05/01/18	1,989,278	1,999,234	4.08
NZD	2,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 06/03/18	1,989,951	1,992,519	4.06
NZD	2,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 27/03/18	1,989,604	1,989,835	4.06
NZD	1,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 20/02/18	994,645	997,013	2.03
		_	6,963,478	6,978,601	14.23
		Total AUSTRALIA	6,963,478	6,978,601	14.23
		FINLAND			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
NZD	1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 13/03/18	993,929	995,117	2.03
		<u>-</u>	993,929	995,117	2.03
		Total FINLAND -	993,929	995,117	2.03
		FRANCE			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
NZD	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/01/18	2,983,809	2,996,965	6.11
NZD	2,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 14/02/18	1,990,209	1,994,998	4.07
NZD	2,000,000	NATIXIS CP 15/02/18	1,989,931	1,994,747	4.07
NZD	2,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 21/02/18	1,990,083	1,994,179	4.06
NZD	1,000,000	BPCE CP 09/01/18	994,477	999,404	2.04

 $^{{\}it (1)} \ {\it Nominal value is expressed in security original currency}.$

BOND SELECT TRUST - NEW ZEALAND DOLLAR FUND Statement of Investments (continued) as at December 31, 2017 (expressed in NEW ZEALAND DOLLAR)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	FERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUM ("OFFICIAL EXCHANGE")		REGULATED MARKE	Т
		FRANCE (CONTINUED)			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER (CONTINUED)			
NZD	1,000,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 11/01/18	994,720	999,292	2.04
NZD	1,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 02/02/18	994,814	998,027	2.03
NZD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 05/02/18	992,683	997,758	2.03
NZD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 27/02/18	994,687	996,535	2.03
NZD	1,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 20/03/18	994,379	994,941	2.02
			14,919,792	14,966,846	30.50
		Total FRANCE	14,919,792	14,966,846	30.50
		GERMANY			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
NZD	3,000,000	KFW CP 30/01/18	2,984,896	2,994,747	6.11
NZD	2,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 17/01/18	1,989,822	1,997,921	4.07
NZD	1,000,000	KFW CP 17/01/18	994,748	998,960	2.04
			5,969,466	5,991,628	12.22
		Total GERMANY	5,969,466	5,991,628	12.22
		SINGAPORE			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
NZD	2,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 16/2/18	1,990,133	1,994,745	4.07
NZD	1,000,000	DBS BANK LTD CP 13/02/18	994,881	997,521	2.03
			2,985,014	2,992,266	6.10
		Total SINGAPORE	2,985,014	2,992,266	6.10
		UNITED KINGDOM			
CERTIF	ICATE OF DEPO	OSIT			
NZD	2,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 12/01/18	1,988,729	1,998,437	4.08
NZD	1,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 26/02/18	994,745	996,593	2.03
			2,983,474	2,995,030	6.11
	, ,		994,745		996,593

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - NEW ZEALAND DOLLAR FUND Statement of Investments (continued) as at December 31, 2017 (expressed in NEW ZEALAND DOLLAR)

Ссу	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	FERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUME ("OFFICIAL EXCHANGE") (REGULATED MARKE	Т
		UNITED KINGDOM (CONTINUED)			
EURO C	OMMERCIAL PAI	PER			
NZD	2,000,000	TORONTO DOM BK CP 28/02/18	1,989,901	1,993,156	4.06
NZD	1,000,000	TORONTO DOM BK CP 10/01/18	994,928	999,338	2.04
			2,984,829	2,992,494	6.10
		Total UNITED KINGDOM	5,968,303	5,987,524	12.21
		Total TRANSFERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUMENTS DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET ("OFFICIAL EXCHANGE")	37,799,982	37,911,982	77.29
Total Investments			39,799,982	39,911,982	81.37

 $^{^{(1)}}$ Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - NEW ZEALAND DOLLAR FUND Economic and Geographical Division of Investments as at December 31, 2017

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	14.23
	14.23
FINLAND	
Financials	2.03
	2.03
FRANCE	
Financials	30.50
	30.50
GERMANY	
Financials	12.22
	12.22
NETHERLANDS	
Financials	4.08
	4.08
SINGAPORE	
Financials	6.10
	6.10
UNITED KINGDOM	40.04
Financials	12.21
	12.21
Total Investments	81.37

BOND SELECT TRUST - CANADIAN DOLLAR FUND Statement of Investments as at December 31, 2017 (expressed in CANADIAN DOLLAR)

Ссу	Nominal Value(1)	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	FERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUM ("OFFICIAL EXCHA		REGULATED MARKE	Т
		CANADA			
STRAIG	GHT FIXED BONI				
CAD	3,300,000	ROYAL BK CANA 2.2600% 12/03/18	3,307,451	3,306,113	7.63
CAD	3,300,000	CAN IMPERIAL 2.2200% 07/03/18	3,307,244	3,305,413	7.62
CAD	1,500,000	BANK NOVA SCO 2.2420% 22/03/18	1,503,420	1,503,154	3.47
			8,118,115	8,114,680	18.72
		Total CANADA	8,118,115	8,114,680	18.72
		FINLAND			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
CAD	2,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 30/01/18	1,994,139	1,997,962	4.61
			1,994,139	1,997,962	4.61
		Total FINLAND	1,994,139	1,997,962	4.61
		FRANCE			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
CAD	4,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 16/02/18	3,989,599	3,994,461	9.20
CAD	3,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 23/01/18	2,991,667	2,997,735	6.92
CAD	3,000,000	NATIXIS CP 27/02/18	2,990,752	2,993,969	6.91
			9,972,018	9,986,165	23.03
		Total FRANCE	9,972,018	9,986,165	23.03
		GERMANY			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
CAD	3,500,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 18/01/18	3,489,922	3,497,809	8.07
CAD	3,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 11/01/18	2,991,832	2,998,833	6.92
			6,481,754	6,496,642	14.99
		Total GERMANY	6,481,754	6,496,642	14.99

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - CANADIAN DOLLAR FUND Statement of Investments (continued) as at December 31, 2017 (expressed in CANADIAN DOLLAR)

Ссу	Nominal Value(1)	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
	TRANSF	ERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUMEN ("OFFICIAL EXCHANGE") (C		REGULATED MARKE	Т
		LUXEMBOURG			
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
CAD	2,500,000	BGL BNP PAR I BAS CP 29/01/18	2,494,316	2,497,112	5.76
CAD	500,000	BGL BNP PARIBAS CP 02/02/18	498,287	499,348	1.15
			2,992,603	2,996,460	6.91
		Total LUXEMBOURG	2,992,603	2,996,460	6.91
		UNITED KINGDOM			
CERTIF	ICATE OF DEPO	DSIT			
CAD	3,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 26/01/18	2,990,905	2,997,231	6.91
			2,990,905	2,997,231	6.91
EURO C	OMMERCIAL PAR	PER			
CAD	3,000,000	TORONTO DOM BK CP 12/03/18	2,991,474	2,993,449	6.91
			2,991,474	2,993,449	6.91
		Total UNITED KINGDOM	5,982,379	5,990,680	13.82
		Total TRANSFERABLE SECURITIES AND MONEY MARKET INSTRUMENTS DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET ("OFFICIAL EXCHANGE")	35,541,008	35,582,589	82.08
Total	Investments		35,541,008	35,582,589	82.08

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

BOND SELECT TRUST - CANADIAN DOLLAR FUND Economic and Geographical Division of Investments as at December 31, 2017

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
CANADA	
Financials	18.72
	18.72
FINLAND	
Financials	4.61
	4.61
FRANCE	
Financials	23.03
	23.03
GERMANY	
Financials	14.99
	14.99
LUXEMBOURG	
Financials	6.91
	6.91
UNITED KINGDOM	
Financials	13.82
	13.82
Total Investments	82.08

(2)【2016年12月31日終了年度】 【貸借対照表】

ボンド・セレクト・トラスト 結合純資産計算書 2016年12月31日現在

	U.S.ドル・ファンド		オーストラリアン	ドル・ファンド	U.K.ポンド・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	 (英ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券 - 時価 (注2)	33,970,408	3,714,664	84,759,471	7,001,980	10,994,271	1,672,998
銀行預金	4,474	489	31,173	2,575	4,797	730
預金	6,693,001	731,880	18,222,999	1,505,402	2,677,000	407,359
受益証券発行未収金	8,607	941	64,189	5,303	75,000	11,413
未収債券利息	16,114	1,762	19,096	1,578	0	0
預金利息	100,215	10,959	0	0	32,431	4,935
資産合計	40,792,819	4,460,695	103,096,928	8,516,837	13,783,499	2,097,435
負債						
当座借越に係る利息	0	0	69,420	5,735	0	0
受益証券買戻未払金	7,860	859	22,999	1,900	1,389	211
ブローカーへの未払金	0	0	2,985,594	246,640	0	0
未払費用(注7)	144,562	15,808	229,261	18,939	50,182	7,636
その他の負債	32,428	3,546	0	0	7,426	1,130
負債合計	184,850	20,213	3,307,274	273,214	58,997	8,978
純資産	40,607,969	4,440,481	99,789,654	8,243,623	13,724,502	2,088,457
発行済受益証券数	2,594,113	3,376□	4,382,071	1,723□	827,597	,290□
1 口当り純資産価格	0.0156539	1.712円	0.0227723	1.881円	0.0165836	2.524円

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産計算書(続き)

	ニュージーランド	ドル・ファンド	カナダドル・	・ファンド 結合		合
	(ニュージーラ ンド・ドル)	(千円)	(カナダドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産						
投資有価証券 - 時価 (注2)	38,402,584	2,963,911	34,796,435	2,955,261	161,317,320	17,640,049
銀行預金	16,161	1,247	13,712	1,165	54,331	5,941
預金	10,272,000	792,793	8,521,000	723,689	36,630,715	4,005,569
受益証券発行未収金	10,164	784	0	0	154,207	16,863
未収債券利息	264	20	59,537	5,056	74,269	8,121
預金利息	34,816	2,687	4,193	356	167,375	18,302
資産合計	48,735,989	3,761,444	43,394,877	3,685,527	198,398,217	21,694,845
負債						
当座借越に係る利息	0	0	0	0	50,218	5,491
受益証券買戻未払金	405,103	31,266	938	80	308,810	33,768
ブローカーへの未払金	0	0	0	0	2,159,779	236,172
未払費用(注7)	168,392	12,996	53,111	4,511	528,603	57,803
その他の負債	0	0	0	0	41,546	4,543
負債合計	573,495	44,262	54,049	4,590	3,088,956	337,777
純資産	48,162,494	3,717,181	43,340,828	3,680,937	195,309,261	21,357,068
発行済受益証券数	2,150,885	5,053□	3,697,669	9,189□		
1 口当り純資産価格	0.0223919	1.728円	0.0117211	0.995円		

【損益計算書】

ボンド・セレクト・トラスト 結合運用計算書 2016年12月31日に終了した年度

	U.S. ドル・	ファンド	オーストラリアンドル・ ファンド		U.K.ポンド・ファンド	
,	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
収益						
預金利息	32,973	3,606	374,476	30,935	9,075	1,381
債券利息	107,877	11,796	602,493	49,772	2,539	386
その他の収益	21,996	2,405	2,573	213	7,502	1,142
収益合計	162,846	17,807	979,542	80,920	19,116	2,909
費用						
投資顧問報酬 (注4)	41,853	4,577	156,507	12,929	9,385	1,428
代行協会員および販売会社報酬 (注5)	91,001	9,951	501,346	41,416	18,519	2,818
保管報酬(注6)	28,904	3,161	104,731	8,652	6,793	1,034
当座借越に係る利息	699	76	7,781	643	60	9
コルレス銀行報酬	418	46	16,012	1,323	0	0
管理報酬(注3)	2,496	273	10,433	862	474	72
法務報酬	1,227	134	4,939	408	396	60
海外登録費用	0	0	60,158	4,970	0	0
専門家報酬	0	0	35,329	2,919	4,639	706
印刷・公告費	1,634	179	1,308	108	971	148
年次税(注9)	4,173	456	10,318	852	1,379	210
その他の費用	18,305	2,002	7,908	653	1,256	191
費用合計	190,710	20,854	916,770	75,734	43,872	6,676
純投資(損)益	(27,864)	(3,047)	62,772	5,186	(24,756)	(3,767)
投資有価証券実現純(損)益 (注10)	147,983	16,182	1,337,822	110,517	60,664	9,231
当期実現純 (損) 益	147,983	16,182	1,337,822	110,517	60,664	9,231
投資有価証券未実現純損益の変動 (注10)	19,070	2,085	(27,724)	(2,290)	(3,662)	(557)
当期未実現純 (損) 益	19,070	2,085	(27,724)	(2,290)	(3,662)	(557)
運用の結果による純資産の増加	139,189	15,220	1,372,870	113,413	32,246	4,907

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合運用計算書(続き)

	ニュージーラ: ファン		ユーロ・ファンド(償還済)		カナダドル・ファンド	
	(ニュージーラ ンド・ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(カナダドル)	(千円)
収益						
預金利息	234,907	18,130	0	0	32,736	2,780
債券利息	33,539	2,589	7,315	968	123,692	10,505
その他の収益	8,203	633	1,071	142	15,450	1,312
収益合計	276,649	21,352	8,386	1,110	171,878	14,598
費用						
投資顧問報酬 (注4)	72,397	5,588	0	0	42,952	3,648
代行協会員および販売会社報酬 (注 5)	219,694	16,956	0	0	91,280	7,752
保管報酬(注6)	48,754	3,763	0	0	29,700	2,522
当座借越に係る利息	1,624	125	0	0	2	0
コルレス銀行報酬	9,252	714	0	0	3,350	285
管理報酬(注3)	4,825	372	0	0	2,568	218
法務報酬	1,433	111	35	5	1,262	107
海外登録費用	388	30	0	0	538	46
専門家報酬	313	24	250	33	8,055	684
印刷・公告費	2,034	157	109	14	0	0
年次税(注9)	4,841	374	233	31	4,391	373
その他の費用	3,530	272	613	81	2,797	238
費用合計	369,085	28,486	1,240	164	186,895	15,873
純投資(損)益	(92,436)	(7,134)	7,146	946	(15,017)	(1,275)
投資有価証券実現純(損)益 (注10)	991,160	76,498	(14,612)	(1,934)	75,583	6,419
当期実現純(損)益	991,160	76,498	(14,612)	(1,934)	75,583	6,419
投資有価証券未実現純損益の変動 (注10)	(24,802)	(1,914)	7,533	997	51,966	4,413
当期未実現純 (損) 益	(24,802)	(1,914)	7,533	997	51,966	4,413
運用の結果による純資産の増加	873,922	67,449	67	9	112,532	9,557

結合運用計算書(続き)

	結1	結合	
	(米ドル)	(千円)	
収益			
預金利息	502,764	54,977	
債券利息	669,621	73,223	
その他の収益	51,364	5,617	
収益合計	1,223,749	133,817	
費用			
投資顧問報酬(注4)	248,832	27,210	
代行協会員および販売会社報酬 (注 5)	696,999	76,217	
保管報酬(注6)	168,963	18,476	
当座借越に係る利息	7,533	824	
コルレス銀行報酬	20,924	2,288	
管理報酬(注3)	15,888	1,737	
法務報酬	7,256	793	
海外登録費用	44,188	4,832	
専門家報酬	37,709	4,123	
印刷・公告費	5,303	580	
年次税(注9)	20,201	2,209	
その他の費用	30,744	3,362	
費用合計	1,304,540	142,651	
純投資(損)益	(80,791)	(8,834)	
投資有価証券実現純(損)益 (注10)	1,920,672	210,025	
当期実現純(損)益	1,920,672	210,025	
投資有価証券未実現純損益の変動 (注10)	23,733	2,595	
当期未実現純(損)益	23,733	2,595	
運用の結果による純資産の増加	1,863,614	203,786	

ボンド・セレクト・トラスト 財務書類に対する注記 2016年12月31日に終了した年度

注1-組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてアンブレラ型の共有持分型投資信託(fonds commun de placement à compartiments multiples)としてルクセンブルグにおいて設定されたボンド・セレクト・トラスト(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社(société anonyme)でありルクセンブルグ大公国 エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(「2013年法」)の第1条第46項に 定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、ルクセンブルグの2010年12月17日の投資信託に関する法律(改正済)(「2010年法」)のパート の規定に基づく投資信託たる適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は2013年12月31日までとして設定されたが、2012年6月28日付で延長され、2018年12月31日までとなった。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により存続期間の満了前にいつでも償還することも、また存続期間を延長することもできる。

管理会社の取締役会は、トラストの保管受託銀行であるノムラ・バンク (ルクセンブルグ)エス・エーの承認を得て、ボンド・セレクト・トラスト - ユーロ・ファンドを2016年5月31日付で繰上償還することを決定した。

ファンド

2016年12月31日現在、以下のサブ・ファンド(総称して、または個々を「ファンド」という。)が発行されている。

ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド、米ドル建

ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド、豪ドル建

ボンド・セレクト・トラスト - U.K.ポンド・ファンド、英ポンド建

ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンド、ニュージーランド・ドル建

ボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンド、カナダドル建

ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - U.K.ポンド・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンドおよびボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンドの存続期間は、2018年12月31日までである。 投資方針

オーストラリアンドル・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する豪ドル建の短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指す。

管理会社は、ファンドのために、豪ドル以外の通貨建の証券および証書に投資することができるが、その場合、かかる 投資について豪ドルでの収益を達成するため、可能な範囲で、先渡為替取引を行うものとする。

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとする。

ファンドは、純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

U.S.ドル・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する米ドル建の短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指す。

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以 上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時に5&P 社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとす

ファンドは、その純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定 期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

U.K.ポンド・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファ ンドは、主に高い信用度と流動性を有する英ポンド建の短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目指 す。

管理会社は、ファンドのために、英ポンド以外の通貨建の証券および証書に投資することができるが、その場合、かか る投資について英ポンドでの収益を達成するため、可能な範囲で、先渡為替取引を行うものとする。

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以 上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時に5&P 社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとす る。

ファンドは、その純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定 期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

ニュージーランドドル・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファ ンドは、主に高い信用度と流動性を有するニュージーランド・ドル建の短期金融商品に分散投資することにより、この目 的の達成を目指す。

管理会社は、ファンドのために、ニュージーランド・ドル以外の通貨建の証券および証書に投資することができるが、 その場合、かかる投資についてニュージーランド・ドルでの収益を達成するため、可能な範囲で、先渡為替取引を行うも

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以 上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時にS&P 社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとす る。

ファンドは、その純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定 期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

カナダドル・ファンド

投資目的:ファンドの投資目的は、元本の保全と流動性の維持を図りつつ、安定した収益を追求することである。ファ ンドは、主に高い信用度と流動性を有するカナダドル建の短期金融商品に分散投資することにより、この目的の達成を目 指す。

管理会社は、ファンドのために、カナダドル以外の通貨建の証券および証書に投資することができるが、その場合、か かる投資についてカナダドルでの収益を達成するため、可能な範囲で、先渡為替取引を行うものとする。

投資制限:ファンドの投資対象は投資時に、S&P社の格付けでA-2格以上、ムーディーズ社の格付けでP-2格以 上、または管理会社により同等と判断されるものとする。ただし満期が1年を超える投資対象の場合は、投資時に5&P 社の格付けでAA-格以上、ムーディーズ社の格付けでAa3格以上、または管理会社により同等と判断されるものとす

ファンドは、その純資産総額の50%を超えて日本円建の証券に投資しない。

ファンドは、流動資産を保有することができる。これらの資産は、銀行の当座預金、普通預金または短期金融商品(定 期的に取引され、満期までの期間が12ヶ月未満で、発行者または保証者が優良であるもの)である。

注2-重要な会計方針

トラストは、各ファンドの帳簿および記録をそれぞれの通貨で記帳しており、結合財務書類は米ドルで作成されている。 財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成されている。

投資有価証券

組入証券および短期金融商品は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。

この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額が、証券を売却した場合にファンドが受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合がある。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産額と償却原価法により計算される純資産額との間の乖離を判定するため、管理会社の取締役会によりまたはその指示のもとに定期的に検討される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社は、売買益または売買損を実現するため満期前の組入証券の売却または入手可能な市場相場に基づく1口当り純資産価格の計算を含む、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。

各評価日のゼロクーポン債に伴う増分収益を含む証券および短期金融商品の元本における市価変動はすべて、結合運用計算書上の「投資有価証券未実現純損益の変動」に計上される。

外貨換算

各ファンドの財務報告通貨以外の通貨建の資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算されている。各ファンドの財務報告通貨建ではない収益および費用は、取引日の実勢為替レートで換算されている。

米ドルでの結合財務書類の作成上、米ドル以外の通貨建の各ファンドの計算書は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

期首時点の為替レートと年度末の為替レートで換算された期首純資産の差額は、結合純資産変動計算書で「為替変動」 として計上される。

2016年12月31日現在の為替レート:

1米ドル = 1.382361 豪ドル

1米ドル = 1.348299 カナダドル

1米ドル = 0.949577 ユーロ

1米ドル = 0.814398 英ポンド

1米ドル = 1.436987 ニュージーランド・ドル

証券取引および投資収益

証券取引は取引日に計上される。ポートフォリオ証券の売却実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。 受取利息は、発生利息に基づいて計上される。

受益証券の発行および買戻し

すべてのファンドについて、発行および買戻請求を各評価日にトラストに対して行うことができる。

1口当り純資産価格の計算方法

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、以下の通貨で表示される。

ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド:米ドル

ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド:豪ドル

ボンド・セレクト・トラスト - U.K.ポンド・ファンド:英ポンド

ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンド:ニュージーランド・ドル

ボンド・セレクト・トラスト - ユーロ・ファンド(償還済):ユーロ

ボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンド: カナダドル

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、各ファンドに帰属する資産から各ファンドに帰属する負債(管理会社が必要または適切であると判断するあらゆる引当金を含む。)を控除した評価額を純資産価格計算時の発行済受益証券総口数で除することにより、各評価日に管理会社が決定する。

ノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エーが日々の受益証券 1 口当りの純資産価格を計算するために管理会社によって任命されており、その純資産価格はノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エーの登記上の事務所において、各評価日のルクセンブルグ時間正午時点で入手可能である。

注3-管理報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.01%の管理報酬を受領する権利を有する。ただし、最低年額はトラストについて10,000米ドルであり、当該金額は各ファンドの純資産総額に応じて各ファンドで按分する。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	管理報酬
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.000%
再度0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じたプロセスが適用される。

2016年12月31日現在、年率は、U.K.ポンド・ファンドに関して0.002%、カナダドル・ファンドに関して0.006%、U.S.ドル・ファンドに関して0.008%であった。オーストラリアンドル・ファンドおよびニュージーランドドル・ファンドに、管理報酬の引下げは適用されていなかった。

注4-投資顧問報酬

U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンド、ユーロ・ファンドおよびカナダドル・ファンドの投資顧問会社は、各ファンドの日々の純資産総額の平均額の下記の年率による投資顧問報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有し、かかる報酬は各ファンドの純資産総額に応じて各ファンドで按分する。かかる報酬の計算に際しては、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンド、ユーロ・ファンドおよびカナダドル・ファンドの純資産額は、報酬計算日に適用される為替レートで米ドルに転換される。

<u>純資産総額</u>	年率
2 億5,000万米ドル以下の部分	0.150%
2 億5,000万米ドル超 5 億米ドル以下の部分	0.125%
5 億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.100%
20億米ドル超の部分	0.075%

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	投資顧問報酬
0.30%未満となった場合	0.125%
0.20%未満となった場合	0.100%
0.10%未満となった場合	0.075%
再度0.10%未満となった場合	0.050%
再度0.10%未満となった場合	0.025%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	投資顧問報酬
0.250%超となった場合	0.025%
再度0.250%超となった場合	0.050%
再度0.250%超となった場合	0.075%
0.350%超となった場合	0.100%
0.450%超となった場合	0.125%
0.525%超となった場合	最大0.150%

ファンドの状況に応じたプロセスが適用される。

2016年12月31日現在、年率は、U.K.ポンド・ファンドに関して0.05%、カナダドル・ファンドに関して最大0.100%、U.S.ドル・ファンドに関して最大0.125%であった。オーストラリアンドル・ファンドおよびニュージーランドドル・ファンドに、投資顧問報酬の引下げは適用されていなかった。

注5 - 代行協会員および販売会社報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の純資産額の平均額の下記の年率による報酬を四半末毎に後払で受領する権利を有する。かかる報酬の計算に際しては、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンド、ユーロ・ファンドおよびカナダドル・ファンドの純資産額は、報酬計算日に適用される為替レートで米ドルに転換される。

純資産総額年率300万米ドル以下の場合0.00%300万米ドル超の場合0.102%以下

報酬引下げのプロセス:

直近7日間で計算された各ファンドの年利回りが0.300%未満になった場合、報酬は年率0.017%引下げられ、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.085%となる。

7日間平均利回りがさらに下がった場合、報酬は年率0.000%になるまで、7日間平均利回りの低下に応じた下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	代行協会員報酬
0.300%未満となった場合	0.085%
0.200%未満となった場合	0.068%
0.100%未満となった場合	0.051%
再度0.100%未満となった場合	0.034%
再度0.100%未満となった場合	0.017%
再度0.100%未満となった場合	0.000%

報酬引上げのプロセス:

直近7日間で計算された各ファンドの年利回りが0.250%を超えた場合、報酬は年率0.017%引上げられ、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.017%となる。

7日間平均利回りがさらに上がった場合、報酬は年率0.102%になるまで、7日間平均利回りの上昇に応じた下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	代行協会員報酬
0.250%超となった場合	0.017%
再度0.250%超となった場合	0.034%
再度0.250%超となった場合	0.051%
0.350%超となった場合	0.068%
0.450%超となった場合	0.085%
0.525%超となった場合	0.102%

2016年12月31日現在、代行協会員報酬の年率は、カナダドル・ファンドに関して0.068%、U.S.ドル・ファンドに関して0.085%、U.K.ポンド・ファンドに関して0.034%であった。オーストラリアンドル・ファンドおよびニュージーランドドル・ファンドに、代行協会員報酬の引下げは適用されていなかった。

日本における各販売会社は、各ファンドの日々の純資産額の平均額の下記の年率による報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有する。かかる報酬の計算に際しては、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンド、ユーロ・ファンドおよびカナダドル・ファンドの純資産額は、報酬計算日に適用される為替レートで米ドルに転換される。

純資産総額	<u>年率</u>
0米ドル以上300万米ドル以下の場合	0.00%
300万米ドル超の場合	0.398%以下

日本における各販売会社は、当該販売会社が販売した受益証券に応じて、四半期中の各ファンド日々の純資産額の平均額の年率0.398%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

報酬引下げのプロセス:

直近7日間で計算された各ファンドの年利回りが0.450%未満になった場合、報酬は年率0.050%引下げられ、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.348%となる。

7日間平均利回りがさらに下がった場合、報酬は0.000%になるまで、7日間平均利回りの低下に応じた下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.450%未満となった場合	0.348%
0.400%未満となった場合	0.298%
0.350%未満となった場合	0.248%
0.300%未満となった場合	0.207%
0.200%未満となった場合	0.166%
0.100%未満となった場合	0.125%
再度0.100%未満となった場合	0.084%
再度0.100%未満となった場合	0.043%
再度0.100%未満となった場合	0.000%

報酬引上げのプロセス:

直近7日間で計算された各ファンドの年利回りが0.250%を超えた場合、報酬は年率0.043%引上げられ、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.043%となる。

7日間平均利回りがさらに上がった場合、報酬は0.398%になるまで、7日間平均利回りの上昇に応じた下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	<u>販売会社報酬</u>
0.250%超となった場合	0.043%
再度0.250%超となった場合	0.084%
再度0.250%超となった場合	0.125%
0.350%超となった場合	0.166%
0.450%超となった場合	0.207%
0.525%超となった場合	0.248%
再度0.525%超となった場合	0.298%
再度0.525%超となった場合	0.348%
0.575%超となった場合	0.398%

2016年12月31日現在、販売会社報酬の年率は、カナダドル・ファンドに関して0.166%、U.S.ドル・ファンドに関して0.207%、U.K.ポンド・ファンドに関して0.084%であった。オーストラリアンドル・ファンドおよびニュージーランドドル・ファンドに、販売会社報酬の引下げは適用されていなかった。

注 6 - 保管報酬

保管受託銀行は、保管受託銀行および管理事務代行会社として、U.S.ドル・ファンド、オーストラリアンドル・ファンド、U.K.ポンド・ファンド、ニュージーランドドル・ファンド、ユーロ・ファンドおよびカナダドル・ファンドの当該四半期中の各ファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.10%の報酬を各ファンドの資産から受領する権利を有する。

以下の年間報酬率は2008年12月23日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	保管報酬
0.30%未満となった場合	0.084%
0.20%未満となった場合	0.068%
0.10%未満となった場合	0.052%
再度0.10%未満となった場合	0.036%
再度0.10%未満となった場合	0.020%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	保管報酬
0.250%超となった場合	0.020%
再度0.250%超となった場合	0.036%
再度0.250%超となった場合	0.052%
0.350%超となった場合	0.068%
0.450%超となった場合	0.084%
0.525%超となった場合	0.100%

ファンドの状況に応じたプロセスが適用される。

2016年12月31日現在、年率は、U.K.ポンド・ファンドに関して0.036%、カナダドル・ファンドに関して0.068%、U.S.ドル・ファンドに関して0.084%であった。オーストラリアンドル・ファンドおよびニュージーランドドル・ファンドに、保管報酬の引下げは適用されていなかった。

注7-未払費用

ボンド・セレクト・ トラスト -	U.S.ドル・ ファンド	オーストラリア ンドル・ ファンド	U.K.ポンド・ ファンド	ニュージーラン ドドル・ ファンド	カナダドル・ ファンド 	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(ニュージーラ ンド・ドル)	(カナダドル)	(米ドル)
投資顧問報酬	12,825	37,865	1,716	18,146	10,840	62,991
代行協会員および販売会社報酬	27,788	121,176	3,338	55,196	23,018	175,028
保管報酬	8,624	25,247	1,235	12,099	7,372	42,291
コルレス銀行報酬	13,632	1,714	3,519	4,485	0	22,314
管理報酬	818	2,524	68	1,209	650	4,051
法務報酬	0	1,912	0	0	0	1,383
海外登録費用	79,679	20,022	39,962	76,026	10,147	203,665
専門家報酬	0	16,178	0	0	0	11,703
年次税	1,196	2,623	344	1,231	1,084	5,177
	144,562	229,261	50,182	168,392	53,111	528,603
•						

注8-分配

管理会社は、各ファンドに関して年1回、ファンドの分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持する必要があると判断した場合には、各ファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本から分配を行うこともできる。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。2016年12月31日に終了した年度に、いずれのファンドに関しても受益者に対する分配は行われなかった。

注9 - 税金

トラストおよびファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ボンド・セレクト・トラスト - U.S.ドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - オーストラリアンドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - ニュージーランドドル・ファンド、ボンド・セレクト・トラスト - カナダドル・ファンドは、純資産に対して年率0.01%で計算される年次税(taxe d'abonnement)を課され四半期毎に支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されないが、ファンドの投資有価証券の収益およびキャピタル・ゲインは、投資国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。ファンドは、当該国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注10 - 投資有価証券に係る実現/未実現損益の内訳

トラストの結合運用計算書に記載されている、2016年12月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現/未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

ボンド・セレクト・ トラスト -	U.S.ドル・ ファンド	オーストラリ アンドル・ ファンド	U.K.ポンド・ ファンド	ニュージーラン ドドル・ファン ド	ユーロ・ ファンド (償還済)	カナダドル・ ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(ニュージーラ ンド・ドル)	(ユーロ)	(カナダドル)	(米ドル)
投資有価証券実現利益	147,983	1,362,932	60,664	991,160	284	186,604	2,036,865
投資有価証券実現損失	0	(25,110)	0	0	(14,896)	(111,021)	(116,193)
投資有価証券実現純 (損)益	147,983	1,337,822	60,664	991,160	(14,612)	75,583	1,920,672
投資有価証券未実現 利益の変動	31,011	250,500	5,181	173,092	7,775	91,014	414,731
投資有価証券未実現 損失の変動	(11,941)	(278,224)	(8,843)	(197,894)	(242)	(39,048)	(390,998)
投資有価証券未実現 純損益の変動	19,070	(27,724)	(3,662)	(24,802)	7,533	51,966	23,733

注11 - 取引費用

取引費用は、プローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2016年12月31日に終了した年度中に、投資有価証券の 売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。



Combined Statements of Net Assets as of December 31, 2016

	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund	Bond Select Trust – Australian	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	Bond Select Trust - New Zealand Dollar	Bond Select Trust - Canadian	Combined
	USD	Dollar Fund AUD	GBP	Fund NZD	Dollar Fund CAD	USD
ASSETS	000	AUD	ODI	NZD		005
Investment in securities at market						
value (note 2)	33,970,408	84,759,471	10,994,271	38,402,584	34,796,435	161,317,320
Cash at banks	4,474	31,173	4,797	16,161	13,712	54,331
Deposit	6,693,001	18,222,999	2,677,000	10,272,000	8,521,000	36,630,715
Receivable for subscriptions	8,607	64,189	75,000	10,164	0	154,207
Bond interest receivable	16,114	19,096	0	264	59,537	74,269
Interest on deposits	100,215	0	32,431	34,816	4,193	167,375
Total Assets	40,792,819	103,096,928	13,783,499	48,735,989	43,394,877	198,398,217
LIABILITIES						
Interest on bank overdraft	0	69,420	0	0	0	50,218
Payable for repurchases	7,860	22,999	1,389	405,103	938	308,810
Payable to brokers	0	2,985,594	0	0	0	2,159,779
Accrued expenses (note 7)	144,562	229,261	50,182	168,392	53,111	528,603
Other liabilities	32,428	0	7,426	0	0	41,546
TotalLiabilities	184,850	3,307,274	58,997	573,495	54,049	3,088,956
NET ASSETS	40,607,969	99,789,654	13,724,502	48,162,494	43,340,828	195,309,261
Number of units outstanding	2,594,113,376	4,382,071,723	827,597,290	2,150,885,053	3,697,669,189	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.0156539	0.0227723	0.0165836	0.0223919	0.0117211	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statements of Operations for the year ended December 31, 2016

	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund USD	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund AUD	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund GBP	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund NZD	Bond Select Trust - Euro Fund (liquidated) EUR	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund CAD	Combined USD
INCOME	030	AUD	GDF	NZD	LON		000
INCOME							
Interest on bank accounts/deposits	32,973	374,476	9,075	234,907	0	32,736	502,764
Interest on bonds	107,877	602,493	2,539	33,539	7,315	123,692	669,621
Other income	21,996	2,573	7,502	8,203	1,071	15,450	51,364
Total Income	162,846	979,542	19,116	276,649	8,386	171,878	1,223,749
EXPENSES							
Investment Manager fees (note 4)	41,853	156,507	9,385	72,397	0	42,952	248,832
Agent Company and Distributor fees (note 5)	91,001	501,346	18,519	219,694	0	91,280	696,999
Depositary fees (note 6)	28,904	104,731	6,793	48,754	0	29,700	168,963
Interest on bank overdraft	699	7,781	60	1,624	0	2	7,533
Correspondent bank fees	418	16,012	0	9,252	0	3,350	20,924
Management fees (note 3)	2,496	10,433	474	4,825	0	2,568	15,888
Legal fees	1,227	4,939	396	1,433	35	1,262	7,256
Overseas registration fees	0	60,158	0	388	0	538	44,188
Professional fees	0	35,329	4,639	313	250	8,055	37,709
Printing and publication fees	1,634	1,308	971	2,034	109	0	5,303
Subscription tax (note 9)	4,173	10,318	1,379	4,841	233	4,391	20,201
Other expenses	18,305	7,908	1,256	3,530	613	2,797	30,744
Total Expenses	190,710	916,770	43,872	369,085	1,240	186,895	1,304,540

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statements of Operations

for the year ended December 31, 2016 (continued)

	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund USD	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund AUD	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund GBP	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund NZD	Bond Select Trust - Euro Fund (liquidated) EUR	Bond Select Trust – Canadian Dollar Fund CAD	Combined USD
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(27,864)	62,772	(24,756)	(92,436)	7,146	(15,017)	(80,791)
Net realised profit/(loss) on investments(note 10)	147,983	1,337,822	60,664	991,160	(14,612)	75,583	1,920,672
NET REALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	147,983	1,337,822	60,664	991,160	(14,612)	75,583	1,920,672
Change in net unrealised result on investments (note 10)	19,070	(27,724)	(3,662)	(24,802)	7,533	51,966	23,733
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	19,070	(27,724)	(3,662)	(24,802)	7,533	51,966	23,733
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	139,189	1,372,870	32,246	873,922	67	112,532	1,863,614

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2016

Note 1 - Organisation

THE TRUST

BOND SELECT TRUST (hereinafter referred to as the "Trust") organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment umbrella fund (fonds commun de placement à compartiments multiples), is an unincorporated co-proprietorship of transferable securities and other assets managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers (the "2013 Law").

The Trust qualifies as an undertaking for collective investments regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "2010 Law") as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust was established for a period expiring on December 31, 2013. The duration of the Trust was however extended on June 28, 2012 to expire on December 31, 2018. The Trust may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by agreement between the Management Company and the Depositary.

The Board of Directors of the Management Company decided, with the approval of Nomura Bank (Luxembourg) S.A. acting as depositary to the Fund, to provide for an early termination of Bond Select Trust - Euro Fund with effective date on May 31, 2016.

THE FUNDS

As of December 31, 2016, the following sub-funds (collectively the "Funds" or individually the "Fund") are open:

Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund denominated in USD

Bond Select Trust - Australian Dollar Fund denominated in AUD

Bond Select Trust - U.K. Pound Fund denominated in GBP

Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund denominated in NZD

Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund denominated in CAD

Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund, Bond Select Trust - Australian Dollar Fund, Bond Select Trust - U.K. Pound Fund, Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund and Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund, are established for periods expiring on December 31, 2018.

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

BOND SELECT TRUST

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2016 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

INVESTMENT POLICY
Australian Dollar Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of Australian Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

The Management Company, on behalf of the Fund, may invest in securities and instruments denominated in currencies other than Australian Dollar, but will, to the extent possible, in that case, enter into forward currency transactions for the purpose of achieving an Australian Dollar return on such investments.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P, Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

U.S. Dollar Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of U.S. Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P, Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

BOND SELECT TRUST

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2016 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

INVESTMENT POLICY (CONTINUED)
U.K. Pound Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of Pound Sterling denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

The Management Company, on behalf of the Fund, may invest in securities and instruments denominated in currencies other than Pound Sterling but will, to the extent possible, in that case, enter into forward currency transactions for the purpose of achieving a Pound Sterling return on such investments.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

New Zealand Dollar Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of New Zealand Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

The Management Company, on behalf of the Fund, may invest in securities and instruments denominated in currencies other than New Zealand Dollar but will, to the extent possible, in that case, enter into forward currency transactions for the purpose of achieving a New Zealand Dollar return on such investments.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P, Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

BOND SELECT TRUST

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2016 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

INVESTMENT POLICY (CONTINUED)

New Zealand Dollar Fund (continued)

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

Canadian Dollar Fund

Investment objective: The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio primarily consisting of Canadian Dollar denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

The Management Company, on behalf of the Fund, may invest in securities and instruments denominated in currencies other than Canadian Dollar but will, to the extent possible, in that case, enter into forward currency transactions for the purpose of achieving a Canadian Dollar return on such investments.

Investment restrictions: Any investment made by the Fund shall be rated either A-2 or higher by S&P, P-2 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment, provided that such investment of a maturity exceeding one year shall be rated either AA- or higher by S&P, Aa3 or higher by Moody's, or those considered equivalent by the Management Company at the time of investment.

The Fund may not invest more than 50% of its total net assets in securities denominated in Japanese Yen.

The Fund may hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts, deposits or in short-term money market instruments regularly negotiated, having a remaining maturity of less than 12 months, and issued or guaranteed by first class issuers.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in U.S. Dollars.

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2016 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENT IN SECURITIES

Portfolio securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments.

While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing unitholders, the Management Company will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or calculating a net asset value per unit by using available market quotations.

Any market movement on the principal of securities and money market instruments includes the incremental income associated with the zero coupon bonds of each valuation date, are recorded in the change in net unrealised result on investments in the Combined Statement of Operations.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Sub-funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Sub-Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in U.S. Dollars, the statements of each Sub-Fund denominated in currencies other than U.S. Dollars are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

The difference between opening Net Assets stated at exchange rates ruling at the beginning of the year and their value at the end of the year is shown as a 'Exchange movement' in the Combined Statement of Changes in Net Assets.

Currency rates as at December 31, 2016:

1 USD	=	1.382361	AUD
1 USD	=	1.348299	CAD
1 USD	=	0.949577	EUR
1 USD	=	0.814398	GBP
1 USD	=	1.436987	NZD

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2016 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are recorded on the trade date. Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on a weighted-average cost basis.

Interest income is recorded on the basis of interest accrued.

SUBSCRIPTION AND REPURCHASE OF UNITS

Subscription and repurchase requests may be made to the Trust on each valuation day for all Funds.

NAV CALCULATION POLICY

The net asset value of the units of the different Funds is expressed in the following currencies:

Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund	USD
Bond Select Trust - Australian Dollar Fund	AUD
Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	GBP
Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund	NZD
Bond Select Trust - Euro Fund (liquidated)	EUR
Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund	CAD

The net asset value of the units of each Fund is determined by the Management Company on each Valuation Day, by dividing the value of the assets attributable to the Fund less the liabilities attributable to each Fund (including any provisions considered by the Management Company to be necessary or prudent) by the total number of units outstanding at the time of the determination of the net asset value.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit which is available on each Valuation Day at the registered office of Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as of 12.00 noon Luxembourg time.

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to a management fee at an annual rate of 0.01% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter, provided that the minimum annual fees shall be USD 10,000 for the Trust which shall be charged to the Funds pro rata to the total net asset value of each of the Funds.

Note 3 - Management fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%, subject to further reductions as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management fees
Falls below 0.30%	0.008%
Falls below 0.20%	0.006%
Falls below 0.10%	0.004%
Falls below 0.10% again	0.002%
Falls below 0.10% again	0.000%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since December 29, 2010 where the Average 7-day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management fees
Increase above 0.250%	0.000%
Increase above 0.250 % again	0.002%
Increase above 0.250 % again	0.004%
Increase above 0.350 %	0.006 %
Increase above 0.450 %	0.008 %
Increase above 0.525 %	0.010%

The process applied is in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2016, the annual rate was 0.002% for the U.K. Pound Fund, 0.006% for the Canadian Dollar Fund and 0.008% for the U.S. Dollar Fund. No reduction of the Management fees was applied to the Australian Dollar Fund and the New Zealand Dollar Fund.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager of the U.S. Dollar Fund, Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund, Euro Fund and Canadian Dollar Fund is entitled to investment manager fees, payable at the end of each quarter in arrears, at an annual rate set forth below of the average of the aggregate daily net asset values of each Fund which shall be charged pro rata to the total net asset value of each respective Fund, provided that, for the purpose of calculating the investment manager fees, the net asset value of the Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund, Euro Fund and Canadian Dollar Fund shall be converted into U.S. Dollars at the applicable exchange rate on the date of fee calculation:

up to USD 250 million	0.150%
from USD 250 million to USD 500 million	0.125%
from USD 500 million to USD 2 billion	0.100%
above USD 2 billion	0.075%

Note 4 - Investment Manager fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%, subject to further reductions as set forth in the Appendix of the letter agreement and in table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Falls below 0.30%	0.125%
Falls below 0.20%	0.100%
Falls below 0.10%	0.075%
Falls below 0.10% again	0.050%
Falls below 0.10% again	0.025%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since December 29, 2010 where the Average 7-day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Increase above 0.250%	0.025 %
Increase above 0.250 % again	0.050 %
Increase above 0.250 % again	0.075 %
Increase above 0.350 %	0.100 %
Increase above 0.450 %	0.125 %
Increase above 0.525 %	up to 0.150%

The process applied is in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2016, the annual rate was 0.05% for the U.K. Pound Fund, up to 0.100% for the Canadian Dollar Fund and up to 0.125% for the U.S. Dollar Fund. No reduction of the Investment Manager fee was applied to the Australian Dollar Fund and the New Zealand Dollar Fund.

Note 5 - Agent Company and Distributor fees

The Agent Company in Japan is entitled to fees payable at the end of each quarter in arrears at an annual rate set forth below of the average daily Net Asset Values of each Fund. For the purpose of calculating these fees, the Net Asset Value of Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund, Euro Fund and Canadian Dollar Fund shall be converted into U.S. Dollar at the applicable exchange rate on the date of fee calculation:

If the total net asset value is: up to USD 3 million 0.00% above USD 3 million up to 0.102%

Note 5 - Agent Company and Distributor fees (continued)

Fee reduction process:

If the annual yield for each Fund calculated in respect of the latest seven days falls below 0.300%, the fee is reduced by annual rate of 0.017% and the Fee shall be 0.085% per annum of the average daily total net asset value of the Fund.

If the Average 7-day Yield falls further, then the fee shall be reduced incrementally by the rate indicated in the table below at each reduction in the Average 7-day Yield indicated in the same table until the fee reaches 0.000% per annum.

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.300%	0.085 %
Falls below 0.200%	0.068 %
Falls below 0.100%	0.051 %
Falls below 0.100% again	0.034 %
Falls below 0.100% again	0.017 %
Falls below 0.100% again	0.000 %

Fee increase process:

If the annual yield for each Fund calculated in respect of the latest seven days increases above 0.250 %, the fee shall increase by an annual rate of 0.017 % and the fee shall be 0.017 % per annum of the average daily total net asset value of the Fund.

If the Average 7-day Yield increases further, then the fee shall increase incrementally by the rate indicated in the table below at each increase in the Average 7-day Yield indicated in the same table until the fee reaches 0.102% per annum.

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.250%	0.017 %
Increase above 0.250% again	0.034 %
Increase above 0.250% again	0.051 %
Increase above 0.350%	0.068 %
Increase above 0.450%	0.085 %
Increase above 0.525%	0.102 %

As at December 31, 2016, the annual rate for the Agent Company fees was 0.068% for the Canadian Dollar Fund, 0.085% for the U.S. Dollar Fund and 0.034% for the U.K. Pound Fund. No reduction of the Agent Company fee was applied to the Australian Dollar Fund and the New Zealand Dollar Fund.

Each of the Distributors in Japan is entitled to fees payable at the end of each quarter in arrears at an annual rate set forth below of the average daily Net Asset Values of each Fund. For the purpose of calculating these fees, the Net Asset Value of Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund, Euro Fund and Canadian Dollar Fund shall be converted into U.S. Dollar at the applicable exchange rate on the date of fee calculation:

Note 5 - Agent Company and Distributor fees (continued)

If the total net asset value is: between USD 0 and USD 3 million 0.00% Above USD 3 million up to 0.398%

Each of the Distributors in Japan are entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.398% of the average daily Net Asset Value of such Fund during the relevant quarter attributable to the Units sold by the relevant Distributor in Japan.

Fee reduction process:

If the annual yield for each Fund calculated in respect of the latest seven days falls below 0.450%, the fee is reduced by annual rate of 0.050% and the fee shall be 0.348% per annum of the average daily total net asset value of the Fund.

If the Average 7-day Yield falls further, then the fee shall be reduced incrementally by the rate indicated in the table below at each reduction in the Average 7-day Yield indicated in the same table until the fee reaches 0.000% per annum.

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.450%	0.348 %
Falls below 0.400%	0.298 %
Falls below 0.350%	0.248 %
Falls below 0.300%	0.207 %
Falls below 0.200%	0.166 %
Falls below 0.100%	0.125 %
Falls below 0.100% again	0.084 %
Falls below 0.100% again	0.043 %
Falls below 0.100% again	0.000 %

Fee increase process:

If the annual yield for each Fund calculated in respect of the latest seven days increases above 0.250 %, the fee shall increase by an annual rate of 0.043 % and the fee shall be 0.043 % per annum of the average daily total net asset value of the Fund.

Note 5 - Agent Company and Distributor fees (continued)

If the Average 7-day Yield increases further, then the fee shall increase incrementally by the rate indicated in the table below at each increase in the Average 7-day Yield indicated in the same table until the Fee reaches 0.398% per annum.

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.250%	0.043 %
Increase above 0.250% again	0.084%
Increase above 0.250% again	0.125 %
Increase above 0.350%	0.166%
Increase above 0.450%	0.207%
Increase above 0.525%	0.248 %
Increase above 0.525% again	0.298 %
Increase above 0.525% again	0.348 %
Increase above 0.575%	0.398 %

As at December 31, 2016, the annual rate for the Distributor fees was 0.166% for the Canadian Dollar Fund, 0.207% for the U.S. Dollar Fund and 0.084% for the U.K. Pound Fund. No reduction of the Distributor fee was applied to the Australian Dollar Fund and the New Zealand Dollar Fund.

Note 6 - Depositary fees

The Depositary in its capacity of depositary and administrative agent is entitled to fees payable out of the assets of each Fund at an annual rate of 0.10% of the average of the daily net asset value payable quarterly for the U.S. Dollar Fund, Australian Dollar Fund, U.K. Pound Fund, New Zealand Dollar Fund, Euro Fund and Canadian Dollar Fund.

The following annual fee rates have been implemented since December 23, 2008 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%, subject to further reductions as set forth in the Appendix of the letter agreement and in table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Falls below 0.30%	0.084%
Falls below 0.20%	0.068%
Falls below 0.10%	0.052%
Falls below 0.10% again	0.036%
Falls below 0.10% again	0.020%
Falls below 0.10% again	0.000%

Note 6 - Depositary fees (continued)

The following annual fee rates have been implemented since December 29, 2010 where the Average 7-day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Increase above 0.250%	0.020 %
Increase above 0.250 % again	0.036 %
Increase above 0.250 % again	0.052 %
Increase above 0.350 %	0.068 %
Increase above 0.450 %	0.084 %
Increase above 0.525 %	0.100 %

The process applied is in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2016, the annual rate was 0.036% for the U.K. Pound Fund, 0.068% for the Canadian Dollar Fund and 0.084% for the U.S. Dollar Fund. No reduction of the Depositary fee was applied to the Australian Dollar Fund and the New Zealand Dollar Fund.

Note 7 - Accrued expenses

	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund	Combined
	USD	AUD	GBP	NZD	CAD	USD
Investment Manager fees	12,825	37,865	1,716	18,146	10,840	62,991
Agent Company and Distributor fees	27,788	121,176	3,338	55,196	23,018	175,028
Depositary fees	8,624	25,247	1,235	12,099	7,372	42,291
Correspondent bank fees	13,632	1,714	3,519	4,485	0	22,314
Management fees	818	2,524	68	1,209	650	4,051
Legal fees	0	1,912	0	0	0	1,383
Overseas registration fees	79,679	20,022	39,962	76,026	10,147	203,665
Professional fees	0	16,178	0	0	0	11,703
Subscription tax	1,196	2,623	344	1,231	1,084	5,177
	144,562	229,261	50,182	168,392	53,111	528,603

Note 8 - Distributions

The Management Company may, in respect of each Fund, declare dividends once a year, out of the net investment income available for distribution and out of net realised gains for the Fund. The Management Company may also, if considered necessary in order to maintain a reasonable level of dividend distributions, decide to distribute unrealised capital gains or capital of the Fund.

Distributions not collected within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund. For the year ended December 31, 2016, none of the Funds distributed dividends to Unitholders.

Notes to the Financial Statements for the year ended December 31, 2016 (continued)

Note 9 - Taxation

The Trust and the Funds are subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund, Bond Select Trust - Australian Dollar Fund, Bond Select Trust - U.K. Pound Fund, Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund, Bond Select Trust - Euro Fund and Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund, are subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) on their net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Funds nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. Income and capital gains of the Fund's investments, however, may be subject to withholding or capital gain taxes in certain countries. The Funds collect the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 10 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended December 31, 2016, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the combined Statement of Operations of the Trust, is as follows:

	Bond	Bond	Bond	Bond	Bond Select	Bond	Combined
	Select	Select	Select	Select	Trust - Euro	Select	
	Trust -	Trust -	Trust -	Trust -	Fund	Trust -	
	U.S.	Australian	U.K.	New	(liquidated)	Canadian	
	Dollar	Dollar	Pound	Zealand	, , ,	Dollar	
	Fund	Fund	Fund	Dollar Fund		Fund	
	USD	AUD	GBP	NZD	EUR	CAD	USD
Realised profit on investments	147,983	1,362,932	60,664	991,160	284	186,604	2,036,865
Realised loss on investments	0	(25,110)	0	0	(14,896)	(111,021)	(116,193)
Net realised profit/(loss) on investments	147,983	1,337,822	60,664	991,160	(14,612)	75,583	1,920,672

Note 10 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments (continued)

	Bond Select Trust - U.S. Dollar Fund	Bond Select Trust - Australian Dollar Fund	Bond Select Trust - U.K. Pound Fund	Bond Select Trust - New Zealand Dollar Fund	Bond Select Trust - Euro Fund (liquidated)	Bond Select Trust - Canadian Dollar Fund	Combined
	USD	AUD	GBP	NZD	EUR	CAD	USD
Change in unrealised profit on investments	31,011	250,500	5,181	173,092	7,775	91,014	414,731
Change in unrealised loss on investments	(11,941)	(278,224)	(8,843)	(197,894)	(242)	(39,048)	(390,998)
Change in net unrealised result on investments	19,070	(27,724)	(3,662)	(24,802)	7,533	51,966	23,733

Note 11 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Funds did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended December 31, 2016 due to the nature of their investments or the markets where these were traded.

2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

U.S.ドル・ファンド

(2018年4月末日現在)

資産総額	42,540,181米ドル	4,651,769千円	
負債総額	1,107,370	121,091	
純資産総額(-)	41,432,811	4,530,678	
発行済口数	2,623,465,565□		
1口当り純資産価格(/)	0.0157932米ドル	1.727円	

オーストラリアンドル・ファンド

(2018年4月末日現在)

資産総額	92,293,755豪ドル	7,624,387千円
負債総額	2,278,531	188,229
純資産総額(-)	90,015,224	7,436,158
発行済口数	3,901,96	7,558□
1口当り純資産価格(/)	0.0230692豪ドル	1.906円

U.K.ポンド・ファンド

(2018年4月末日現在)

資産総額	12,313,166英ポンド	1,873,694千円
負債総額	39,985	6,085
純資産総額(-)	12,273,180	1,867,610
発行済口数	738,313	,949□
1口当り純資産価格(/)	0.0166233英ポンド	2.530円

ニュージーランドドル・ファンド

(2018年4月末日現在)

資産総額	48,288,246ニュージーランド・ドル	3,726,887千円
負債総額	1,293,776	99,854
純資産総額(-)	46,994,470	3,627,033
発行済口数	2,062,594	4,323□
1口当り純資産価格(/)	0.0227842ニュージーランド・ドル	1.758円

カナダドル・ファンド

(2018年4月末日現在)

資産総額	45,764,969カナダドル	3,886,819千円
負債総額	2,579,514	219,078
純資産総額(-)	43,185,455 3,667,741	
発行済口数	3,667,223	3,129□
1口当り純資産価格(/)	0.0117761カナダドル	1.000円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.А.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

(口) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(八) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

ファンド証券は、適用あるアメリカ合衆国の法令に基づく例外を利用する場合を除いて、アメリカ合衆国、その領土 もしくは属領の市民または居住者、または、アメリカ合衆国法もしくは州法を準拠法として設立され、存続する法人、 パートナーシップ、信託またはその他の者に対しては発行または譲渡することはできません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約4,965万円)で、2018年4月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約331万円)の記名式株式15株を発行済です。

最近5年間の資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会(以下「取締役会」といいます。)が管理会社を運営します。 取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、 次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議に より理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名(取締役であることを要しません。)を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2013年法第7条の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員(「授権された業務遂行役員」)を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合を除いて、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法 に審議しまたは行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。 これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に官報である「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登録所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグの商業および法人登録所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙 に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において 設立されたUCITSの管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立 されたUCIの付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDに定義されるAIFに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙に基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は投資顧問業務をノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク・ルクセンブルクS. A.に委託しています。

管理会社は、2018年4月末日現在以下の投資信託の管理・運用を行っており、その管理投資信託財産額は約1.3兆円です。

国 別(設立国)	種類別(基本的性格)	本 数		産額の合計 通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,044,442,321.24	米ドル
		2	2,505,897,862.20	豪ドル
		1	149,021,094.94	カナダドル
		1	525,451,570.53	ニュージーランドドル
		1	59,791,070.45	英ポンド
ルクセンブルグ	その他	18	1,156,546,928.81	米ドル
		6	138,169,259.50	ユーロ
		14	247,088,307,075	Ħ
		9	626,976,435.54	豪ドル
		4	48,161,981.89	カナダドル
		5	232,357,306.03	ニュージーランドドル
		3	14,498,574.95	英ポンド
ケイマン諸島	その他	8	507,654,018.95	米ドル
		1	298,691,691.08	南アフリカ・ランド
		6	9,572,264,191	円
		4	522,789,123.14	豪ドル
		3	163,855,432.54	ニュージーランドドル

3【管理会社の経理状況】

- a.管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b.管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されています。
- c.管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年4月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.39円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー 貸借対照表 2018年3月31日現在 (ユーロで表示)

	注記	2018年 3 月31日		2018年 3 月31日 2017年		2017年3	月31日
	•	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)		
資産							
固定資産							
金融資産							
固定資産として保有する投資	10	<u> </u>	<u> </u>	4,000,567	529,635		
流動資産							
債権							
売掛金							
a) 1年以内期限到来		307,943	40,769	341,652	45,231		
銀行預金および手許現金	9	8,922,986	1,181,314	4,645,136	614,970		
		9,230,929	1,222,083	4,986,788	660,201		
前払金		26,250	3,475	18,750	2,482		
資産合計		9,257,179	1,225,558	9,006,105	1,192,318		
	•						
資本金、準備金および負債							
資本金および準備金							
払込済資本金	3	375,000	49,646	375,000	49,646		
準備金		767,500	101,609	652,500	86,384		
1. 法定準備金	4	37,500	4,965	37,500	4,965		
4. 公正価値準備金を含むその他の 準備金							
b) その他の配当不能準備金	4	730,000	96,645	615,000	81,420		
繰越(損)益	4	7,343,211	972,168	6,961,171	921,589		
当期(損)益		182,099	24,108	497,040	65,803		
		8,667,810	1,147,531	8,485,711	1,123,423		
引当金							
納税引当金	5	373,240	49,413	302,559	40,056		
		373,240	49,413	302,559	40,056		
債務							
買掛金							
a) 1 年以内期限到来	6	177,802	23,539	186,363	24,673		
その他の債務							
a)税金債務		9,997	1,324	12,059	1,596		
b)社会保障債務		28,330	3,751	19,413	2,570		
		216,129	28,613	217,835	28,839		
資本金、準備金および負債合計	:	9,257,179	1,225,558	9,006,105	1,192,318		

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2)【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2018年3月31日に終了した年度 (ユーロで表示)

	注記	2018年 3 月31日		2018年3月31日 2017年3		2017年 3 月	月31日
	_	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)		
1 から5. 総利益(損失)	7、9	1,161,839	153,816	1,452,281	192,267		
6. 人件費		(841,274)	(111,376)	(827,098)	(109,500)		
a)賃金および給与	8	(768,591)	(101,754)	(756, 938)	(100,211)		
b)社会保障費	8	(72,683)	(9,623)	(70,160)	(9,288)		
) 年金に関するもの		(44,339)	(5,870)	(42,766)	(5,662)		
) その他の社会保障費		(28,344)	(3,752)	(27,394)	(3,627)		
8. その他の営業費用		(35,024)	(4,637)	(25,000)	(3,310)		
10. 固定資産の一部を構成する投資 および貸付からの収益							
b) その他の収益		2,567	340	1,999	265		
11. その他の未収利息および類似の収益							
b) その他の利息および類似の収益		54,658	7,236	31,710	4,198		
14. 未払利息および類似の費用							
a)関連会社に関連するもの	9	(15,650)	(2,072)	(15,419)	(2,041)		
b) その他の利息および類似の費用		(73,801)	(9,771)	(34,079)	(4,512)		
15. 損益に係る税金	5	(66,535)	(8,809)	(82,539)	(10,927)		
16. 税引後利益(損失)		186,780	24,728	501,855	66,441		
17. 1 から16 の科目に含まれない その他の税金		(4,681)	(620)	(4,815)	(637)		
18. 当期利益	_	182,099	24,108	497,040	65,803		

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー 財務書類に対する注記 2018年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (「当社」) は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社 (" Société Anonyme ") としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益(損失)」として損益計算書に 開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可を2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法(修正済)第15章に基づく認可を2017年11月16日付でCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103 - 8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2-重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則 に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。 実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有する有価証券およびその他の金融商品は、取引日における取得原価で計上される。年度末時点で、 固定資産として保有する有価証券は、原価または時価のいずれか低い方で個別に評価される。これらの評価調整は、評価 調整が行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連する資産から直接差し引かれる。固 定資産として保有する投資の売却実現損益は、平均原価法により決定される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業年度に関連する費用で、翌事業年度に支払われるものが含まれている。

総利益および損失

総利益および損失には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。 売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3-払込済資本金

2018年 3 月31日および2017年 3 月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、 1 株当り額面25,000ユーロの記 名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注4 - 準備金および繰越利益または損失

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越(損)益 (ユーロ)
2017年 3 月31日現在残高	37,500	615,000	6,961,171
前期の(損)益	-	-	497,040
富裕税準備金の取毀し純額	-	(85,000)	85,000
富裕税準備金	<u> </u>	200,000	(200,000)
2018年 3 月31日現在残高	37,500	730,000	7,343,211

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てな ければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2016年から富裕税 (NWT) を減額するための基準を定めた2016年 6月16日付第47号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当 局は、企業が適用されるべき(前年度の法人税(CIT)を控除した)最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づ く富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016 年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は当該減額後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額のい ずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。こ の準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が 行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定し

2018年3月31日現在、分配不能準備金は730,000ユーロであり、これは2012年から2017年までの年度の富裕税の5倍に相 当する。(2017年3月31日:615,000ユーロ)

2017年6月13日に開催された年次総会により、2011年の富裕税準備金(85,000ユーロ)が全額取り毀され、2017年の富 裕税準備金として200,000ユーロが設定された。

注5-税金

2008年事業年度からノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.を財政統合の筆頭として、当社は、ルクセンブルグ所得税法 第164条に定められている税統合制度(財政統合)を利用していた。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、2017年3月 31日に税統合制度の適用期間満了となり、その後は単一の事業体として課税されている。

注 6 - 債務

2018年3月31日および2017年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、税務コンサルタント料、給与関連拠出金およ び所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 総利益または損失

2018年3月31日および2017年3月31日現在、以下のとおり分析される。

	2018年 3 月31日 (ユーロ)	2017年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	1,308,526	1,587,246
リスク管理報酬	67,083	87,500
その他の報酬	52,000	29,502
その他の外部費用	(265,770)	(251,967)
	1,161,839	1,452,281

2018年3月31日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬94,981ユーロ(2017年3月31日現在:103,187ユーロ)、海外規制費用21,679ユーロ(2017年3月31日現在:48,138ユーロ)、内部および外部の監査報酬53,952ユーロ(2017年3月31日現在:30,701ユーロ)、法務報酬の払戻し(5,894)ユーロ(2017年3月31日現在:法務報酬21,629ユーロ)およびその他の費用101,052ユーロ(2017年3月31日現在:48,312ユーロ)で構成されている。

注8-スタッフ

2017年3月31日に終了した年度中および2018年3月31日に終了した年度中に、当社は6名の従業員を雇用していた。

注9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2018年3月31日および2017年3月31日に終了した年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (「銀行」)と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任する2014年2月14日付のサービス水準合意書(随時改正済)に署名した。2018年3月31日に終了した年度に、銀行により請求された年額92,500ユーロ(付加価値税抜き)(2017年3月31日に終了した年度: 100,000ユーロ)を比例按分した金額は、損益計算書の「総利益(損失)」において控除されている。

注10 - 金融資産

固定資産として保有する投資は、コマーシャル・ペーパーである。固定資産として保有する投資の変動は、以下のとお り要約される。

	2018年3月31日
	(ユーロ)
取得原価	
期首現在	4,000,567
期中取得	15,001,688
期中売却	(19,002,255)
期末現在	
評価調整	
期首現在	-
当期評価調整の取消	-
期末現在	
期末純額	
期末時価	

注11 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産 は、2018年3月31日現在、約9,767百万ユーロ(2017年:11,871百万ユーロ)である。

次へ

Balance Sheet at March 31, 2018 (expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2018	March 31, 2017
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Investments held as fixed assets	10		4,000,567
CURRENT ASSETS	•		
Debtors			
Trade debtors			
 a) becoming due and payable within one year 		307,943	341,652
Cash at bank and in hand	9	8,922,986	4,645,136
		9,230,929	4,986,788
PREPAYMENTS	-	26,250	18,750
TOTAL (ASSETS)	=	9,257,179	9,006,105
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		767,500	652,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	4	730,000	615,000
Profit or loss brought forward	4	7,343,211	6,961,171
Profit or loss for the financial year	_	182,099	497,040
		8,667,810	8,485,711
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	373,240	302,559
		373,240	302,559
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	177,802	186,363
Other creditors			
a) Tax authorities		9,997	12,059
b) Social security authorities		28,330	19,413
	-	216,129	217,835
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)	:	9,257,179	9,006,105

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

Profit and Loss Accounts for the year ended March 31, 2018 (expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2018	March 31, 2017
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,161,839	1,452,281
6. Staff costs		(841,274)	(827,098)
a) salaries and wages	8	(768,591)	(756,938)
b) social security costs	8	(72,683)	(70,160)
i) relating to pensions		(44,339)	(42,766)
ii) other social security costs		(28,344)	(27, 394)
8. Other operating expenses		(35,024)	(25,000)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets)		
b) other income		2,567	1,999
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		54,658	31,710
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(15,650)	(15,419)
b) other interest and similar expenses		(73,801)	(34,079)
15. Tax on profit or loss	5	(66,535)	(82,539)
16. Profit or loss after taxation		186,780	501,855
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		(4,681)	(4,815)
18. Profit for the financial year		182,099	497,040

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Notes to the Annual Accounts for the year ended March 31, 2018

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A - 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as "Gross profit or loss".

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Notes to the Annual Accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Securities and other financial instruments held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply. Value adjustments are deducted directly from the related assets. Realised profit or loss on sale of investments held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors 5 4 1

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)

Note 3 - Subscribed capital

As at March 31, 2018 and 2017, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2017	37,500	615,000	6,961,171
Previous year's profit or loss			497,040
Net release of net wealth tax reserve		(85,000)	85,000
Net wealth tax reserve		200,000	(200,000)
Balance as at March 31, 2018	37,500	730,000	7,343,211

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N°47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the net wealth tax ("NWT") as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N°51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax ("CIT") for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net wealh tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2018, the non-distributable reserve amounted EUR 730,000 representing five times the net wealth tax credited for the years from 2012 to 2017 (March 31, 2017: EUR 615,000).

Notes to the Annual Accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)

Note 4 - Reserves and Profit or loss brought forward (continued)

Other reserves (continued)

As per Annual General Meeting held on June 13, 2017, the 2011 net wealth tax reserve was fully released by an amount of EUR 85,000 and a net weath tax reserve of EUR 200,000 was constituted for 2017.

Note 5 - Taxes

The Company benefited from a tax consolidation regime (fiscal unity) set forth in article 164 bis LITL with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. being head of the fiscal unity as from 2008 financial year. Following the expiry of the tax consolidation regime of Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as at March 31, 2017, the Company henceforth is taxed as a single entity.

Note 6 - Creditors

As at March 31, 2018 and 2017, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 - Gross profit or loss

As at 31 March 2018 and 2017, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2018	March 31, 2017
	EUR	EUR
Management fees	1,308,526	1,587,246
Risk Management fees	67,083	87,500
Other fees	52,000	29,502
Other external charges	(265,770)	(251,967)
	1,161,839	1,452,281

As at March 31, 2018, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 94,981 (March 31, 2017: EUR 103,187), overseas regulation fees for EUR 21,679 (March 31, 2017: EUR 48,138), internal and external audit fees for EUR 53,952 (March 31, 2017: EUR 30,701), legal fees reimbursement for EUR (5,894) (March 31, 2017: legal fees for EUR 21,629) and other charges for EUR 101,052 (March 31, 2017: EUR 48,312).

Note 8 - Staff

For the years ended March 31, 2017 and March 31, 2018, the Company has employed 6 persons.

Notes to the Annual Accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)

Note 9 - Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business.

These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2018 and March 31, 2017. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties 'clients.

On February 14, 2014, as amended from time to time, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2018 (EUR 100,000 for the year ended March 31, 2017) is recorded in deduction of the caption "Gross profit or loss" in the profit and loss account.

Note 10 - Financial assets

Investments held as fixed assets are commercial papers. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	March 31, 2018
	EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	4,000,567
acquisitions during the year	15,001,688
disposals during the year	(19,002,255)
at the end of the year	
Value adjustments	
at the beginning of the year	
Reversal of value adjustments for the year	
at the end of the year	
Net value at the end of the year	
Market value at the end of the year	

Note 11 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,767 million as at March 31, 2018 (2017: EUR 11,871 million).

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。)をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けることはできません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々の、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

管理会社が管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されています。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令に基づいてUCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、別異に決議した場合を除き、法人として存続できます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、定款の変更に関して要求される方法に基づき採択される株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
- 1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド(「投資顧問会社」)

(Nomura Asset Management U.K. Limited)

(1) 資本金の額

2018年4月末日現在、4.744.391ポンド(約7億2.195万円)

(2) 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドは、英国法に基づき、NIMCOヨーロッパ・リミテッドとして1984年10月に設立され、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編に際して現在の名称となりました。ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドは野村アセットマネジメントの全額出資会社です。野村アセットマネジメントは日本において先駆的な投資顧問会社であり、投資信託の委託業務と投資顧問業務を行っています。2018年3月末日現在、野村アセットマネジメントの、国内外の株式および債券市場で運用する運用資産は約46兆9,682億円でした。

2. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「保管受託銀行」、「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社」、「発行会 社代理人」、「評価代理人」ならびに「海外の販売会社」)

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2018年4月末日現在、2,800万ユーロ(約37億692万円)

(2) 事業の内容

- 1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事していま す。

- 3.野村證券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2018年4月末現在、日本国内に157の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメントおよびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

- 4. 藍澤證券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年4月末日現在、8,000百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 5. あかつき証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年4月末日現在、3,067百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 6.安藤証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年4月末日現在、22億8,000万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 7.いちよし証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、145億77百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 8.四国アライアンス証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 9.岩井コスモ証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、13,500百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 10. エース証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、8,831百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 11. SMBC日興証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 12.株式会社SBI証券(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年4月末日現在、483億2,313万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 13. キャピタル・パートナーズ証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、1,000百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 14. ごうぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1)資本金の額

2018年 4 月末日現在、3,000百万円

(2)事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 15. 髙木証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、11,069百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 16. ちばぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、4,374百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 17. 東海東京証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年4月末日現在、60億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 18. 日産証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、1,500百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 19. 日本アジア証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、44億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 20. ばんせい証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、15億5,825万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 21. ひろぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、50億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 22. 丸三証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 23. 丸八証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、3,751百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 24. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、405億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 25. むさし証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、5,000百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 26. リーディング証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、1,868百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

- 27. リテラ・クレア証券株式会社(日本における「販売会社」)
 - (1) 資本金の額

2018年 4 月末日現在、3,794百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

2【関係業務の概要】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド(「投資顧問会社」)

(Nomura Asset Management U.K. Limited)

各ファンドに関する投資顧問業務を行います。

2. ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (「保管受託銀行」、「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社」、「発行会 社代理人」、「評価代理人」)

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

管理会社との契約に基づき、トラスト資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、

発行会社代理人業務(純資産価格の計算を含みます。)および評価代理人業務等を行います。

3.野村證券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」) 日本における各ファンド証券の販売業務および代行協会員業務を行います。

4. 藍澤證券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。

- 5. あかつき証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 6.安藤証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 7.いちよし証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 8.四国アライアンス証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 9.岩井コスモ証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 10.エース証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 11. SMBC日興証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 12. 株式会社SBI証券(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 13.キャピタル・パートナーズ証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 14. ごうぎん証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 15. 髙木証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 16. ちばぎん証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 17. 東海東京証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 18.日産証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 19.日本アジア証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 20. ばんせい証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 21.ひろぎん証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 22. 丸三証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 23. 丸八証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 24. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 25. むさし証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 26. リーディング証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。
- 27. リテラ・クレア証券株式会社(日本における「販売会社」) 日本における各ファンド証券の販売業務を行います。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

3【資本関係】

管理会社の全株式を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.が保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

(2018年3月付)

. 定義

1915年法 商事会社に関する1915年8月10日法(改正済) 1993年法 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)

2002年法 2012年 7 月 1 日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継

承)

2007年法専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)2010年法投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2013年法 オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)

AIF 2013年法第 1 条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド

AIFM 2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社

AIFMD 指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009お

よび規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に

関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU

AIFMR 適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する

欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任

規則(EU)No.231/2013

CESR 欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会(ESMA)

CSSF ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会

 E C
 欧州共同体

 E E C
 欧州経済共同体

 E S M A
 欧州証券市場監督局

EU 欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)

FCP 契約型投資信託

KIDまたは 規則1286 / 2014において言及される主要情報文書

PRIIPs KID

KIIDまたは 指令2009 / 65 / EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報

UCITS KIID 文書

加盟国 欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以

外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみ

なされる国

メモリアルB
メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティフ・エ・エコノミックという政府の公示

が行われる官報の一版

メモリアルCメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の

公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられ

た

非個人向け その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資

パート ファンド 証券を販売することが認められていないパート ファンド

パート ファンド (特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に

基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UC

ITS」と称する。

パート ファンド 2010年法パート に基づく投資信託

PRIIP PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品

PRIIPs 規則または パッケージ型個人向け投資金融商品(PRIIPs)の主要情報文書に関する2014年11

規則1286 / 2014 月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)1286 / 2014

RAIF リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法

第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

個人向け その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資

パート ファンド 証券を販売することが認められているパート ファンド

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日 RESA

付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム

SICAF 固定資本を有する投資法人 SICAV 変動資本を有する投資法人 SICAR リスク資本に投資する投資法人

UCI 投資信託

UCI管理会社 2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 UCITS

UCITS 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および 指令または

行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/E 指令2009/65/EC

C

指令または UCITS 預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/EC 指令2014/91/EU

を改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014/91/EU

UCITS 法 2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化す

る2016年 5 月10日法

UCITS 預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / ECを補足する2015 規則または

年12月17日付委員会委任規則(EU)2016/438 E U規則2016 / 438

UCITS所在加盟国 UCITS 指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟

UCITS受入加盟国 契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の

加盟国

2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社 UCITS管理会社

. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共 有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC(以下「UCITS 指令」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替さ れた。

2002年法は、UCITS 指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC(以下「UCITS 指 令」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS 指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託(以下「SIF」とい う。)は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供され る。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利 用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、СSSFによる監督規制をより緩やかに している。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情 報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令では あるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、リスク 資本に投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルク センブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、() 完全に適用対象となる投資ビークル(すなわ ち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル)と、()AIF(いかなる場合もAIFとしての 適格性を有しているすべてのパート ファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013 年法およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい 制度が導入された。

AIFMDひいては2013年法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらない。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。2010年法および2013年法の直近の改正は、様々なルクセンブルグ法に多くの変更をもたらす、いわゆる「一括法」により行われた。

2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパート ファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パート ファンドが()登録 A I F M または E U 域外の A I F M により運用され、かつ() その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられるている場合において、そのパート ファンドは、非 A I F 投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度(すなわち非UCITSおよび非 A I F M D 保管受託制度)の対象となる旨を規定している。

. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1.一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パート UCITS(以下「パート 」という。)
- パート その他のUCI(以下「パート 」という。)
- パート 外国のUCI
- パート 管理会社
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

- パート 専門投資信託に適用される一般規定
- パート オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき 認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定
- 1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1)契約型投資信託 (fonds commun de placement) (以下「FCP」という。)
- 2)投資法人(investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)
 - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法(パート ファンドおよびパート ファンド)、2004年法(SIF)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3.契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

F C P は法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限と

して責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する権利を有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて 継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75(改訂済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズ・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズ・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条 は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパート ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。

ただし、この最低額は、СSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- ・ 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべての パート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。SIFは約 款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C P の名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C P の会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
 - (注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止 が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

- 3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行
 - A.管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命され るようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する 保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責 任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合に はルクセンブルグにおいて設立されなければならず、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。 2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければなら ない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。 「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実 質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の 適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を 遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- FCPおよび個人向けパート FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならな B.パート
 - FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにするこ
 - FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
 - 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
 - FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
 - FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュフローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益 者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b)指令2006/ 73/EC1第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)指令2006/73/EC第16条の 原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

[「]指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事 会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

- C.FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。
 - a)保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -)保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -)保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
 - b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 -) F C P を代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいて F C P の所有権を確かめることによってかかる資産の F C P による所有を確認し、
 -) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。
- D.保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b)保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d)権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合で も、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換 金の対象になり得ない。

E.保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b)保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c)保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期 的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記 C に言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a)委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b)上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c)常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産 を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第 三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e)上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

a)関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、

b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した +B-0

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段 落が関連当事者に準用される。

F.保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。 これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G.2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H.以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。
 - a)保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
 - b)管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理 下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合
 - c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
 - d)約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a)管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b)管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- c)管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d)約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。(さらなる詳細については、以下 項を参照のこと。)

3.1.5 関係法人

()投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

()販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または 販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る 投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口 につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。 2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社(société anonyme)の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)、特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)、普通リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家(十分に情報を提供された投資家でなければならない)に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30 万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート SICAVは、株式資本を維持しなければならなく、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- SIFについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたSICAVの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAVの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。 (注)現在はかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- UCITSおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。
- UCITSおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SI CAVの資産評価の原則および方法を特定する。

- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とし、SIFについては最低1年に1回とする。)。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの投資証券は無額面とする。
- 3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行
 - A.SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならず、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するSICAVに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の 関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたSICAVのための職 務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B.パート SICAVおよび個人向けパート SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。
 - SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
 - SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
 - 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
 - SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
 - SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュフローを適切に監視し、特に<math>SICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、<math>SICAVのすべての現金がa)SICAV名義または<math>SICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b)指令2006/73/EC²第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、<math>c)指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

- C.SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。
 - a)保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -)保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物 が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -)保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
 - b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 -) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
 -) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。
- D.保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b)保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c)SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d)権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E.保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b)保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c)保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期 的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記 C に言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a)委託されたSICAVの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b)上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -)最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

² 「指令2006 / 73 / E C 」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004 / 39 / E C を実施する2006年 8 月10日付委員会指令2006 / 73 / E C をいう。

- c)常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産 を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるSICAVの資産が、第三者の債権者への分配また は第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e)前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a)関連するSICAVに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) SICAVが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段 落が関連当事者に準用される。

F.保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、SICAVに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりSICAVおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。 これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にSICAVを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G.2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、 管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを 代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らし く、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

- H.以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。
 - a)保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の 交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければなら ない。)
 - b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合
 - c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀または指定された管理会社の権限が取り消された場合
 - d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章 (UCITS)または第16章 (パート ファンドおよび SIF) に従い管理会社によって運営される。

- SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。
- a)指定管理会社が任意に退任し、またはSICAVにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b)指定管理会社がSICAVにより退任され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。

c)SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、

- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、 経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- d)SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e)規約に規定されるその他すべての場合。

3.2.4 関係法人

前記 .3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

- (1) SICAVが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合
 - 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し 十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCS SFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2 名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを 代表するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
 - さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる 関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の 法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられ る場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2)以下の .3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。
 - SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3)指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- 4.ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定
- 4.1 2010法および2007年法
- 4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託(以下「UCI」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならなく、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券/受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に10当たり最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済投資証券(当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ()設立企画人の身元
- ()法人の形態および名称
- ()登録事務所
- ()法人の目的
- ()発行済資本および授権資本(もしあれば)の額
- ()発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授権資本を構成する投資証券の種類の記載
- ()投資証券の様式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
 - (注)1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- ()設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x)資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の 記載
- (x)法人の存続期間
- (x)会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積
- 4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること
- 4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

- 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS
- 1.ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その 投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融 資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。
- 2.ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的に取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a) およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令 2009 / 65 / ECの要件と同等であること。
 - 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。

- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの 主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
 - CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、 当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦 国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されま たは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
 - (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
 - (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
 - 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジション の清算可能時期等を勘案して計算する。
 - UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上

限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は (10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、 デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資する ことができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対 するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関 の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および 短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関 への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資 されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加してい る公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることが できる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、 その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができ る。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカ バーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに 充てられる資産に投資されなければならない。
 - UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の 合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する 目的において考慮されなければならない。
 - (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲 渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関へ の預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本 項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投 資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、 その投資方針の目的がCSSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一 発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次 の条件をみたす場合に限る。
 - 指数の構成銘柄が十分分散されていること
 - 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
 - ・ 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況によ り正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12)(a)(10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、 その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発 行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができ る。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCI TSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がそ

の全資産の30%を超えてはならない。 (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行

者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、 一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。 この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみな される。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
 - (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。 UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他の UCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
 - (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIO受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
 - (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリー の資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
 - (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
 - (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または指令2009 / 65 / E C に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
 - (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
 - () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - ()同一発行体の債務証券の10%
 - ()(2010年法第2条第2項の意味における)同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
 - 1)加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) E U非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務 所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCI TSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投

資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合 する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

- 5)子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資 法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要 請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあた り、本書 .2.の制限に適合する必要はない。
 - リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間 は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
 - (b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益 者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17)(a)投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U CITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
 - (b) (a) にかかわらず、
 - 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合は そのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
 - 2)投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場 合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産 の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀 行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
 - (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期 金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19)投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性の ある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの 投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令 2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規 則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。

告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法 の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを 評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、 2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細 について示したCSSF告示08/356を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカ ウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保およ び資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運 用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、 当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

告示14 / 592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、 金融派生商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

指令2009 / 65 / ECを実施する2010年法は、マスター / フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併 に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A.2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併ま たは国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCI

には適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10 - 05を採用し ている。

- B.UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。) に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
 - 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産
- 3. UCITSの管理会社/第15章の管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

- 3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件
 - (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、СSSFの事前の認可 に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同 会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立さ れなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理 会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対 しなされなければならない。管理会社の設立は、СSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリスト およびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かか る指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りで ない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。 UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。
 - (注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
 - (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用 (年金基金が保有するものも含
 - (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管 理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授権され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが 規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMと してСSSFによる事前の授権も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授権を条件とし UCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注)別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理 において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等)から構成さ

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項 に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。
 - (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
 - 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければなら ない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と 追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- ()管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、 委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- ()管理会社が指定管理会社とされた投資法人
- ()管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、 委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために 投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な 監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
 - CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
 - CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
 - 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
 - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E C の変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
 - 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集団的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接が間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
 - CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

- 3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件
 - (1)管理会社は、常に上記(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
 - (2)管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム (特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
 - (3)(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
 - 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCIT Sの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97 / 9 / E C を施行する2000年 7 月27日法の規定に服する。
 - (注)上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
 - (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
 - a)管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、 情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されて おり、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適 合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e)投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h)委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければ ならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする
 - (5)事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
 - (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正 に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって 行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (7)管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
 - (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理する UCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d)報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
 - (i)保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
 - (j)報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
 - (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
 - (I) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する 現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
 - (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
 - 本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
 - (n)変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、 当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものと する。

(o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

(p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれる リスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r)変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするビークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009 / 65 / E C 第14 a (4)で言及される E S M A 指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合)は、管理会社または関連する U C I T S のリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

(8)管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年 法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2)指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF告示03/108に記載され(かかる告示の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。)、その後、CSSF告示05/185により補足された。

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人(いわゆる「自己運用型投資法人」)に適用される新たな規定に関するCSSF告示11/508を発行した。CSSF告示11/508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己運用型投資法人が遵守するべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF告示03/108、CSSF告示05/185およびCSSF告示11/508に代替するCSSF告示12/546を発行した。CSSF告示12/546は、第15章に従う管理会社および自己運用型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの告示内に含み、CSSF規則No.10-4の一定の原則を詳述する。

CSSF告示12/546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。
- 管理会社および/または自己運用型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および/または自己運用型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および/または自己運用型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客方式でポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社/自己運用型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 告示では、職員数は管理会社 / 自己運用型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任 を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- 告示では、管理会社/自己運用型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足するべき条件、管理会社/自己運用型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社/自己運用型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよび手順ならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領するべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社/自己運用型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類を即時にまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。
- 4.ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件
- 4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督
- **4.1.1 UCITSの認可および登録**

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- ()次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- ()認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

()ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならず、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書 (以下「UCITS KIID」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- · 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に 公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIP KID」という。)を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCIS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、()PRIIPs KID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに()PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズ・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCIT S KIID/PRIIPs KID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESR ガイドライン10-049(改定済)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009 / 65 / E C を実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 43 / E U を法制化する2010年12月22日付CSS F 規則No. 10 4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009 / 65 / E C を 実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / E U を法制化する2010年12月22日付 C S S F 規則No. 10 - 5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509

· 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012 年7月9日付CSSF告示12/540

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

()設立文書の事前承認

2010年法第129条第 2 項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

- ()2010年法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。
 - a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
 - b)上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を 拒否することがある。

- a)投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b)管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c)管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

()販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ 以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

()目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかんにかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可 能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a)最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。)を含むが、これらに限られない。)
- b)報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。)を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。)および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

()目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

()財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

()財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。 2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるととも に、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書 類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

UCITS 指令を実施し、2010年法を改正する2016年5月10日付ルクセンブルグ法は、CSSFが、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する旨を規定した。

- (1) 下記(a)ないし(g)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
 - 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
 - (UCIが任意清算される場合)清算人
 - a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合

- b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
- c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
- d)貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
- e) 下記(4) b) を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
- f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
- g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合
- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(p)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4) 記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
 - 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
 - a)議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合(以下「提案された取得」という。)であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - b)議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
 - d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
 - e)指令2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第 a) 項の規定に従って課せられる手続および取決めを 遵守しなかった場合
 - h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b) 項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - 1)保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その 職務を遂行しなかった場合
 - m)2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは(自己が運用している各FCPについて)UCITS 管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
 - n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第42条第(1)項の規定 に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを 利用しなかった場合
 - o)2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは(自己が運用している各FCPについて)UCITS 管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべ き情報に関する義務を遵守しなかった場合
 - p)別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (3)上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(n)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
- 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125 1条第(5)項第 b)号に違反した場合
- b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 1条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託 に関する要件を遵守しなかった場合
- c) 2010年法第12章に従うSICAVが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- d) FCPの法的形態を有さなNUCITSまたは2010年法第13章に従うSICAVが、2010年法第99条第 (6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- e) UCIまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- f)保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、 自己の職務を遂行しなかった場合
- g) 2010年法第125 2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりAIFのAI FMとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
- h) 2010年法第125 2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守 しなかった場合
- i) 2010年法第125 2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
- j) 2010年法第125 2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行 為規範を遵守しなかった場合
- k) 2010年法第125 2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
- 1)2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- m) 2010年法第125 2条に従う管理会社が、自己が運用している各AIFにつき、2013年法第20条および第21 条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- n) 別の加盟国において自己が運用している A I F の受益証券を販売する、2010年法第125 2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4)上記(1)ないし(3)に記載される場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
 - a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b)責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c)(UCIまたは管理会社の場合)UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d)管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または (度重なる重大な法令違反の場合)永久禁止令
 - e)(法人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものする。)
 - f)(自然人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g)上記 e)および f)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記 e)および f)の上限金額を上回る場合であっても)当該利益の少なくとも 2 倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均 衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危 険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

- a)非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b)適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による 公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)。
- c)(上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合)制 裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 -) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
-) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。 CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、 延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られ
- (6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申 立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁また は措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、СSSFのウェブサイト上に掲載され続け るものとする。
- (8)指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託 銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政 措置をESMAに報告するものとする。
 - さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不 服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。
- (9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的 で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する 状況を考慮するものとする。
 - a)違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負う べき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当す る場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) CSSFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かか る違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (11)上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
 - a)違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員 で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱い から適切に保護すること
 - c)個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任 を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d)追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる 場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する 事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を 構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立 した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。 FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決 議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清 算が行われる。

- 4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散
 - a.管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
 - b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
 - c.連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
 - (注)純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは 清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。
- 4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。
 - a.資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数 決によって決定される。
 - b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定 は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。
- 4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、СSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判 所命令があった場合に解散される。
- 4.3.2 清算の方法
- 4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任され た清算人

b)会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、СSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部 門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関 であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、СSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基 づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出さ れた後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月 12日付が公表された。

- ()2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年法の 適用外である場合を除き)2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託(そのコンパートメン トを含む。)をいうと定義される。
 - a)多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資す ることを目的としており、かつ、
 - b) UCITS 指令に基づき認可を必要としない投資信託。
-) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
 - a)AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIF を運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFでは ないことを条件とする。)

- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接 的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直 接的または間接的に運用するAIFM
 - () その運用資産 (レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。) の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
- ()レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIF によりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF (それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記り)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記 .1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

E U加盟国以外の国で設立されたAIFM(すなわち、EU圏外のAIFM)の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF(すなわち、EU圏外のAIF)を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけるEU AIFの管理またはEU圏外のAIFの販売を意図するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第5項に記載される要件に従わなければならない。

- 1.2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制
- 1.1 A I F M
- 1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a)AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表 に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a)指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b)付随的業務としての
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達
- AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。
- a)上記段落に記載される業務のみ
- b)上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c)管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理 業務
- 1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。 認可申請は、以下の情報を含むものとする。

a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報

- b)適格持分を有するAIFMの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d)報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法 (第125 1条および第125 2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1 . 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグ の団体
 - 2.2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けなNAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS 指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、3.1を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1)管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

- A)以下B)に記載される2010年法第125 2条の適用を害することなく、2010年法第125 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。
 - ()AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
 - () A I F M D に規定される範囲内の A I F としての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、または A I F M D に規定される範囲内の A I F としての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部 A I F M を選任しなければならない。

- ()その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIF の運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1 条第 4 項 a) または c) に記載される活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。 当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e)投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。
- 上記()の活動を行う2010年法第125 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部 A I F M が当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する疾程を、第二者に承託することができる。
- め、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。 この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。
- B)2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
 - a)申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
 - (注)現在はかかる規則は存在しない。
 - b)上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に 必要な専門家としての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報が C S S F に提供されなければならない。
- e)認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
 - a)管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010 年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b)虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産 は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一また は複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された 法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9)管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b)委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、 c) の要件に加えて、 CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e)委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または 運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFM は委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。
- AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。
- (注) A I F M は第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F M によって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対する A I F M の事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。
- (注)ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可 済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグの AIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約 (またはFCPの場合は約款)に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性が ある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける 権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合 は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。 AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について定期的に、開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004 / 109 / ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならず、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計 算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと)ならびにAIFMが 役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、A IFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各 AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供し なくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレー ション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条a項およびb項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの 上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIF およびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFにつ いて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AI FおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッ ジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関す る詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、 現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融派生商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならび にAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。 かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIF のために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ 逐次ベースで、 .1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度 を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFに関しては従前の保管受 託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張す る。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、() 当初の投資から5年間において行使することができる買戻権 がなく、かつ、()主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しない か、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファン ド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規 定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその 他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第 C 項 1 において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび 管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に 規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定 の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済AIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2.2010年法および2007年法に従うルクセンブルグUCIの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パート に該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがある UCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する 種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについ ては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) 当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保するこ とである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a)証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り 扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関 により発行または保証されている証券には適用されない。

上記 a) 、 b) および c) の制限は、当該U C I がパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に 従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011/ 61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMに よって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することに よって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が 外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がA IFMとしてみなされ、() AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および()2013年法 に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

- 2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督
- 2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認 可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法 第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ 認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規 定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および 取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。 2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次および半 期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- パート ファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有す る。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCIは、指令2009/65/ECに従うUC ITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で 投資家に提供されなければならない。

年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM(後記参照のこと。)としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

.4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日(または以下に記載する経過期間の末日)以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP P投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行したパート ファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パート ファンドの受益証券 / 投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、 UCITS KIID / PRIIP KID) が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければな らない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

()募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

()設立文書の事前承認

2010年法第129条第 2 項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

()販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 月論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

()財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、

また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると記載している。

()財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、前記 .4.2()項を参照のこと。)

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、 .3.「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」の項に 記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、 .1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたビークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」(以下「SIF」という。)と称している。

前記 .に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、()2007年法パート に従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、()2007年法パート に従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1 総則および範囲

SIF制度は、() その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび() その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003 / 71 / EC等の各種欧州指令(いわゆる「目論見書指令」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年 7 月 3 日法によって国内法化された指令2010 / 73 / EUによって改正されている。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006/48/ECに定める金融機関、指令2004/39/ECに定める投資会社もしくは指令2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必

ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、 例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相 当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、 本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCS SFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。従って、個人投資家 に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則 が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07/309(以下に詳述する)によって規制ガイドラインを発行し た。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に 関する言及として理解されなければならない。

- (1)SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。 (1)の制限は、以下の証券に適用されない。
 - () OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券
 -)少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI
- (2)同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。
- (3)金融派生商品を使用する場合、SIFは当該金融派生商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水 準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手 の性質および資格に応じて制限されなければならない。
- CSSFは、個別事例毎に例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示 されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に 従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資 産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることがで きる場合)によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAI FMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第 125 - 2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これら の要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口 投資家と同一の保護までは要しないという事実に照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方につい て、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行 会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の 修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供するべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとす る。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を 下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要 部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人 投資家に対し助言、募集、販売が行われているSIFは、個人投資家が関連するSIFに投資する前に、かかる個 人投資家に対してPRIIP KIDを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にUCITS K

IIDを発行し、したがって、前記 .4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるSIFはこの限りではない。個人 投資家に対する助言、募集、販売が行われていないSIFは、PRIIP規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

()規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が 害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規 則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

()財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

UCITSおよびパート ファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない 旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパート に服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパート に服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、 .1.5に記載され、AIFMDに服さないSIFについては、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3 SICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法(以下「2004年法」という。)を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのビークルは、情報を十分に提供された投資家(SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。)にのみ利用可能である。

2.4 RAIF

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」(以下「RAIF」という。)という新たな種類のルクセンブルグの投資ビークルが導入された。

RAIFは実質上、AIFとして区分されるSIF(またはSICAR)と同一の特徴(および柔軟性)を有しており、主な違いは、RAIFは、CSSFの認可および監督に服さず、それゆえ、RAIFを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。SIFおよびSIC

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

AR同様、RAIFは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。RAIFは、認可されたAIFMによって管理されなければならず、AIFMDに基づいて規制される。その他のAIFについて、RAIFの認可されたAIFMは、2013年法、AIFMDおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりEUの特定投資家に対して自らが管理するRAIFを販売することができる。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間中、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2017年 6 月30日 有価証券届出書

2017年6月30日有価証券報告書(第22期)2017年9月29日半期報告書(第23期中)

2017年9月29日 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

独立監査人の報告書

ボンド・セレクト・トラストの受益者各位 ルクセンブルグ

我々は、ボンド・セレクト・トラスト(「トラスト」)および各サブ・ファンドの2016年12月31日現在の投資有価証券明細表を含む結合純資産計算書、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

承認された法定監査人 (" réviseur d'entreprises agréé ")の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会("Commission de Surveillance du Secteur Financier")が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、承認された法定監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、承認された法定監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ボンド・セレクト・トラストおよび各サブ・ファンドの2016年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム 公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé) ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、2017年4月27日

<u>次へ</u>

Independent Auditor's Report

To Unitholders of Bond Select Trust Luxembourg

We have audited the accompanying financial statements of Bond Select Trust (the "Trust") and of each of its sub-funds, which comprise the combined statements of net assets, including the statement of investments as at December 31, 2016, and the combined statements of operations and the combined statements of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation and presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Bond Select Trust and of each of its sub-funds as of December 31, 2016 and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

EDINET提出書類 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Ernst & Young Société Anonyme Cabinet de révision agréé Kerry Nichol

Luxembourg, April 27, 2017

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の報告書

ボンド・セレクト・トラストの受益者各位 ルクセンブルグ

我々は、ボンド・セレクト・トラスト(「ファンド」)および各サブ・ファンドの2017年12月31日現在の結合純 資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、なら びに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ファンドおよび各サブ・ファンドの2017年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。これらの法律および基準に基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査意見は含まれない。)に責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。 我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会および統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じること

があり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISASに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するため に、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性 を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性について結論を下す。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム 公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé) ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、2018年 4 月25日

次へ

Independent auditor's report

To the Unitholders of Bond Select Trust Luxembourg

Opinion 0

We have audited the financial statements of Bond Select Trust (the "Fund") and of each of its subfunds, which comprise the combined statements of net assets and the statements of investments as at December 31, 2017, and the combined statements of operations and the combined statements of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its sub-funds as at December 31, 2017, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (the "Law of July 23, 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the management company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the management company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the management company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the management company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the management company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the management company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the management company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the management company's use of the nongoing concern basis of accounting. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé"
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Société anonyme Cabinet de révision agréé Kerry Nichol

Luxembourg, April 25, 2018

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。



独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー の株主各位

L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A 棟

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下、「貴社」という。)の2018年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2018年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。これらの法律および基準に基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人(" réviseur d'entreprises agréé ")の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査 に関する内部統制についての知識を得る。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を 適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム 公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé)

シルヴィー・テスタ

ルクセンブルグ、2018年5月17日

次へ

Independent auditor's report

To the Shareholders of Global Funds Management S.A. 33, rue de Gasperich-Building A L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2018, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements. Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Société anonyme Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 17, 2018

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管 している。